

目次

■	民事執行法(昭和五十四年法律第四号)(第一条関係)……………	1
○	担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)(第三十三条関係)……………	82
○	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)(第三十五条関係)……………	83
○	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)(第三十六条関係)……………	84
○	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(第三十七条関係)……………	85
○	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)(第三十八条関係)……………	86
○	電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三百三十八号)(第三十九条関係)……………	88
○	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(第四十条関係)……………	89
○	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)(第四十一条関係)……………	91
○	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)(第四十二条関係)……………	93
○	電子記録債権法(平成十九年法律第二百二号)(第四十三条関係)……………	96
○	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第一百号)(第四十四条関係)……………	97
■	民法(明治二十九年法律第八十九号)(第四十五条関係)……………	98
■	鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)(第四十七条関係)……………	103
■	公証人法(明治四十一年法律第五十三号)(第五十二条関係)……………	107
○	民法施行法(明治三十一年法律第十一号)(第五十四条関係)……………	139
○	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(第五十五条関係)……………	140
○	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)(第五十六条関係)……………	141
○	国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)(第五十七条関係)……………	142
○	国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)(第五十八条関係)……………	143

○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第五十九条関係）	144
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第六十条関係）	145
○	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第六十一条関係）	146
○	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（第六十二条関係）	150
■	民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（第六十三条関係）	152
■	企業担保法（昭和三十三年法律第六十号）（第六十七条関係）	166
■	執行官法（昭和四十一年法律第一百一十号）（第八十五条関係）	179
■	民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第一百五十五号）（第八十七条関係）	184
■	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第八十八条関係）	186
○	少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第九十二条関係）	267
○	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第九十三条関係）	281
■	船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（第九十四条関係）	295
○	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）（第九十九条関係）	307
■	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第一百十条関係）	309
■	借地借家法（平成三年法律第九十号）（第二百二十五条関係）	323
○	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（第二百二十九条関係）	335
■	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第三百三十条関係）	336
■	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五百十八号）（第四百四十四条関係）	374
■	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第四百四十五条関係）	376

○	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（第七百六十七号関係）	410
○	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）（第六百六十八号関係）	412
■	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第六百六十九号関係）	414
■	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第八百八十五号関係）	431
■	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（第九百九十九号関係）	445
■	会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）（第二百二条関係）	456
■	人事訴訟法（平成十五年法律第九十九号）（第二百九条関係）	487
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（第二百二十六条関係）	510
■	仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）（第二百二十七条関係）	512
■	労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（第二百四十一条関係）	544
■	破産法（平成十六年法律第七十五号）（第二百四十九条関係）	558
○	手形法（昭和七年法律第二十号）（第二百七十三号関係）	592
■	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）（第二百七十四号関係）	593
■	会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二百八十七号関係）	607
○	無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第二百九十三号関係）	620
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三十三号）（第二百九十五号関係）	621
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五十五号）（第二百九十五号関係）	622
○	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（第二百九十五号関係）	623
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二百九十五号関係）	624
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（第二百九十五号関係）	625

○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（第二百九十五条関係）	626
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（第二百九十五条関係）	627
○	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（第二百九十五条関係）	628
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二百九十六条関係）	629
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二百九十七条関係）	633
○	保険業法（平成七年法律第五号）（第二百九十九条関係）	634
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（第三百一条関係）	638
■	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第三百二条関係）	640
■	信託法（平成十八年法律第八号）（第三百三条関係）	643
■	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（第三百四条関係）	647
○	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第三百十八条関係）	671
○	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第三百十八条関係）	672
○	技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）（第三百十八条関係）	673
○	商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）（第三百十九条関係）	675
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（第三百二十条関係）	677
○	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（第三百二十二条関係）	679
○	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（第三百二十四条関係）	681
■	家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第三百二十六条関係）	683
■	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（第三百四十一条関係）	729
■	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第三百五十六条関係）	760
■	民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）（第三百七十三条関係）	780

■ 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）（第三百七十四条関係）

(傍線部分は改正部分)

■ 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)(第一条関係)

(現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)による改正後、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律(令和五年法律第 号)による改正後、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)による改正後及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)による改正後の規定)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二十一条)</p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第二十一条の二)</p> <p>(期日の呼出しの特例)</p> <p>第十五条の二 民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。</p> <p>2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない</p> <p>9</p>

(送達の特例)

第十六条 民事執行の手續について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送達を受けた者は、書類の送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を執行裁判所に届け出なければならない。この場合において、送達受取人も届け出ることができる。

2 (略)

3 第一項前段の規定による届出をしない者（前項において準用する民事訴訟法第四百四条第三項に規定する者を除く。）に対する書類の送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第六六条の規定により送達をすることができないとき（第二十条において準用する同法第九九条の二の規定により送達をすることができるときを除く。）は、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信

(送達の特例)

第十六条 民事執行の手續について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人も届け出ることができる。

2 (同上)

3 第一項前段の規定による届出をしない者（前項において準用する民事訴訟法第四百四条第三項に規定する者を除く。）に対する送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第六六条の規定により送達をすることができないときは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便

書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第一百七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(削る)

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下「記録」という。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2| 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第十七条の二 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の

の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第一百七条第二項及び第三項の規定を準用する。

5| 民事執行の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(新設)

(新設)



法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容

が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第十七条の三 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(記録事項証明書の提出等の省略)

第十八条の二 民事執行の手續においてこの法律の規定に基づき

(新設)

(新設)

裁判所、裁判所書記官又は執行官に次の各号に掲げるものに係る記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものという。以下同じ。）を提出し、又は提示すべき者は、その提出又は提示に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出し、又は提示したものとみなす。

一 裁判

二 裁判所書記官の処分

三 裁判上の和解又は調停

四 前三号に掲げるもののほか、確定判決と同一の効力を有するもの

五 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。第

三十九条第一項第四号及び第四号の二並びに第六十七号の二第一項第四号において同じ。)

(裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等)

第十九条の二 民事執行の手続における申立てその他の申述（以下この条から第十九条の六までにおいて「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつてするものとされているものであつて、裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2 | 民事訴訟法第百三十二条の十第二項から第六項までの規定は、前項の方法による申立て等について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「送達」とあるのは、「送達又は送付」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十九条の二 民事執行の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 | 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の特例)

第十九条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件について、裁判所に対する申立て等（当該裁判所の裁判

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第十九条の三 民事執行の手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び

長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対するものを  
含む。次条において同じ。）をするときは、前条第一項の方法  
により、これを行わなければならない。ただし、口頭であるこ  
とができる申立て等について、口頭とするときは、この限りで  
ない。

一 代理人のうち委任を受けたもの（第十三条第一項又は民事  
訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつ  
たものを除く。） 当該委任を受けた事件

二 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に  
関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第二条、第五  
条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項  
、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定  
（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。  
）による指定を受けた者 当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十三条  
第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事  
件

2 民事訴訟法第三百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲  
げる者について、同条第三項の規定は前項本文の申立て等につ  
いて、それぞれ準用する。

（書面等による申立て等）

法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書  
の正本によつてする。

第十九条の四 民事執行の手續において、裁判所に対する申立て

等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。）がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。）がその手續の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により第二十条において準用する民事訴訟法第百三

（新設）

十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該書面等に  
記載された事項

三 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに  
に第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条の二第  
二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると  
認めるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同  
項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く  
。）  
（ ） 当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載  
部分

2 民事訴訟法第百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、  
前項の規定により書面等に記載された事項がファイルに記録さ  
れた場合における当該書面等による裁判所に対する申立て等に  
係る送達又は送付について準用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第十九条の五 裁判所書記官は、前条第一項に規定する申立て等  
に係る書面等のほか、民事執行の手續においてこの法律その他  
の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記  
録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（  
次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。  
）をファイルに記録しなければならぬ。ただし、当該事項を  
ファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この

（新設）



限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその手続の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により第二十条において準用する民事訴訟法第三十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該記録媒体に記載された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第二十条において準用する民事訴訟法第三十三条の第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に

規定する秘匿事項記載部分

四 第二十条において準用する民事訴訟法第三百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

2| 民事訴訟法第三百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録された場合における当該書面等又は当該記録媒体に記載された電磁的記録に係る送達又は送付について準用する。

（執行官に対する申立て等）

第十九条の六 第十九条の二から第十九条の四までの規定は執行官に対する申立て等について、前条の規定は民事執行の手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき執行官に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条の二第一項、第十九条の四及び前条中「ファイル」とあるのは「執行官の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル」と、第十九条の三第一項第一号中「第十三条第一項又は民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたも

（新設）

のを除く」とあるのは「弁護士に限る」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法第十九条の三第一項各号（同法第十九条の六において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（家庭裁判所における執行関係訴訟手續に関する特例）

第二十一条の二 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手續（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手續」という。）については、民事訴訟法第七十一条第

（削る）

二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三條第二項、第二百六十七條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2| 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3| 第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

(債務名義)

第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 四の二 (略)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作

(債務名義)

第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 四の二 (同上)

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作

成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの（以下「執行証書」という。）

六・六の二（略）

六の三 確定した執行等認可決定のある仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）第五十条に規定する暫定保全措置命令六の四〜七（略）

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録。以下同じ。）に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義

成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六・六の二（同上）

六の三 確定した執行等認可決定のある仲裁法（平成十五年法律第三百三十八号）第四十八条に規定する暫定保全措置命令六の四〜七（同上）

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促により、これに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義

については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本（執行証書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

一 債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録する方法

二 債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録するとともに、その旨を当該債務名義に係る公証人法第四十四条第一項第二号の書面の末尾に付記し、又はその旨を当該債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

三 前二号に掲げる場合以外の場合における執行文の付与 債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法

については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

（新設）

（新設）

（新設）

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合において、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることが裁判所書記官若しくは公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書若しくは電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一・二 (略)

4・5 (略)

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録が、あらかじめ、又は同時に、債務者に

第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合において、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることが裁判所書記官若しくは公証人に明白であるとき、又は債権者がそのことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したときに限り、債務者を特定しないで、付与することができる。

一・二 (同上)

4・5 (同上)

(債務名義等の送達)

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七

送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文の謄本又は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行)

第三十条 (略)

2 担保を立てることを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、開始することができる。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 第二十七条第一項又は第二項に規定する文書又は電磁的記録の提出をすることができないときは、債権者は、執行文(同条第三項の規定により付与されるものを除く。)の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 (略)

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書又は電磁的記録の提出

条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行)

第三十条 (同上)

2 担保を立てることを強制執行の実施の条件とする債務名義による強制執行は、債権者が担保を立てたことを証する文書を提出したときに限り、開始することができる。

(執行文付与の訴え)

第三十三条 第二十七条第一項又は第二項に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文(同条第三項の規定により付与されるものを除く。)の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 (同上)

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは



があつたときは、停止しなければならない。

一〇三 (略)

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げの旨を記載した裁判上の和解又は調停の調書の正本又は電子調書の記録事項証明書

四の二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは電子審判書（労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十条第三項に規定する電子審判書をいう。）又はこれらの作成に代えて口頭で告知する方法により行われた労働審判の主文及び理由の要旨を記載し、若しくは記録した調書若しくは電子調書の正本又は記録事項証明書

五 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書又は電磁的記録

六・七 (略)

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録

2 前項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済を受けた旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

、停止しなければならない。

一〇三 (同上)

四 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げの旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。第百六十七条の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書

四の二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたことを証する文書

六・七 (同上)

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

2 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一項第八号に掲げる文書又は電磁的記録のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載し、又は記録した文書又は電磁的記録の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる文書（記録事項証明書を除く。）を提出すべき場合には、強制執行の停止の申立てをしようとする者は、当該文書の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、同号の事由が生じた事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該文書を提出したものとみなす。

（執行処分の取消し）

第四十条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書又は電磁的記録が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

2 （略）

（執行費用の負担）

第四十二条 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用（第二項の

3 第一項第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

（新設）

（執行処分の取消し）

第四十条 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

2 （同上）

（執行費用の負担）

第四十二条 （同上）

2・3 （同上）

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の

規定により取り立てられたものを除く。次項及び第七項において同じ。及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5| 前項の申立ては、次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から十年以内になければならない。

- 一 前項に規定する執行費用の額 強制執行の手續の終了の日
- 二 前項に規定する返還すべき金銭の額 第三項に規定する裁判又は判決が確定した日

6| 第四項の申立てについての裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

7| (略)

8| 第六項の規定による異議の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

9| (略)

10| 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第六項、第八項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

(差押えの登記の嘱託等)

第四十八条 (略)

2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記を

規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

(新設)

5| 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

6| (同上)

7| 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

8| (同上)

9| 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

(差押えの登記の嘱託等)

第四十八条 (同上)

2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記を

したときは、その旨及び最高裁判所規則で定める事項を執行裁判所に通知しなければならない。

(開始決定及び配当要求の終期の公告等)

第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの効力が生じた場合(その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。)においては、裁判所書記官は、電子物件明細書(第六十二条第二項に規定する電子物件明細書をいう。)の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

2 6 (略)

(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者、登記(仮登記を除く。)がされた一般の先取特権を有する債権者及び第八十一条第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 (略)

したときは、その登記事項証明書を執行裁判所に送付しなければならない。

(開始決定及び配当要求の終期の公告等)

第四十九条 強制競売の開始決定に係る差押えの効力が生じた場合(その開始決定前に強制競売又は競売の開始決定がある場合を除く。)においては、裁判所書記官は、物件明細書の作成までの手続に要する期間を考慮して、配当要求の終期を定めなければならない。

2 6 (同上)

(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第八十一条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 (同上)

(電子物件明細書)

第六十二条 裁判所書記官は、不動産の売却をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならぬ。

一～三 (略)

2 裁判所書記官は、電子物件明細書(前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録をいう。以下この項及び第七十一条第七号において同じ。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面を執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供する措置、当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置又は不特定多数の者が当該電子物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならぬ。

3・4 (略)

(売却の方法及び公告)

第六十四条 (略)

2・3 (略)

4 前項の場合において、裁判所書記官は、売却を実施させる旨

(物件明細書)

第六十二条 裁判所書記官は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成しなければならない。

一～三 (同上)

2 裁判所書記官は、前項の物件明細書の写しを執行裁判所に備え置いて一般の閲覧に供し、又は不特定多数の者が当該物件明細書の内容の提供を受けることができるものとして最高裁判所規則で定める措置を講じなければならない。

3・4 (同上)

(売却の方法及び公告)

第六十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 前項の場合においては、第二十条において準用する民事訴訟

の処分と同時に、第七十条第一項の規定により意見を陳述すべき期間及び第六十九条第一項の決定をする日を指定しなければならない。

5～7 (略)

(売却決定)

第六十九条 執行裁判所は、売却の許可又は不許可の決定をしなければならぬ。

2 前項の決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子決定書(第二十条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。第九十条第一項第三号において同じ。)を作成してしなければならない。

(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第七十条 不動産の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、意見を陳述することができる。

2 前項の規定による意見の陳述は、第六十四条第四項の規定により指定された期間内に、書面で行わなければならない。

第九十三条第一項の規定にかかわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。

5～7 (同上)

(売却決定期日)

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならない。

(新設)

(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第七十条 不動産の売却の許可又は不許可に関し利害関係を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定期日において意見を陳述することができる。

(新設)

(売却不許可事由)

第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一～六 (略)

七 売却基準価額若しくは一括売却の決定、電子物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

八 (略)

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十二条 売却の実施の終了から売却の許可又は不許可の決定までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却の許可又は不許可の決定をすることができない。この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

2 売却の許可又は不許可の決定後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書

(売却不許可事由)

第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一～六 (同上)

七 売却基準価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

八 (同上)

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

2 売却決定期日の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書

又は電磁的記録の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4| 売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告についての第十條第二項の規定の適用については、同項中「裁判の告知を受けた日」とあるのは、「売却の許可又は不許可の決定の日」とする。

5| 6| (略)

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 (略)

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書又は電磁的記録を提出する場合について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 (略)

の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

4| 5| (同上)

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 (同上)

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書を提出する場合について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 (同上)



2・3 (略)

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を納付することができる。この場合において、代金は、異議申出期間（第八十五条の二第一項に規定する異議申出期間をいう。次項において同じ。）が満了する日までに納付し、又は配当期日（第八十五条の三第一項に規定する配当期日をいう。次項及び第八十五条第一項において同じ。）若しくは弁済金の交付の日に納付しなければならない。

5| 前項の場合において、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、異議申出期間が満了する日又は配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

6| 8| (略)

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、電子配当表（次条第三項に規定する電子配当表であつて、同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に基づいて配当を実施しなければならない。

2・3 (同上)

4 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出て、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済金の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けるべき配当の額について異議の申出があつたときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

(新設)

5| 7| (同上)

(売却代金の配当等の実施)

第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、売却代金の電子交付計算書（執行裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するた  
めに、売却代金の額、各債権者の債権の元本及び利息その他の  
附帯の債権の額、執行費用の額並びに弁済金の交付の順位及び  
額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。  
）を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交  
付する。

3| 執行裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した  
場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをフ  
ァイルに記録しなければならない。

4| 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲  
げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、他に売  
却代金の配当又は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を  
受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者の  
ために配当等を実施しなければならない。

5| 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる  
文書又は電磁的記録の提出があつた場合においても、執行裁判  
所は、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。

（新設）

3| 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲  
げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又  
は弁済金の交付（以下「配当等」という。）を受取るべき債権  
者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を  
実施しなければならない。

4| 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる  
文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を  
実施しなければならない。

(電子配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額については、全ての債権者間に合意が成立し、執行裁判所に対しその旨の届出があつた場合又は配当期日において全ての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の規定により同項本文に規定する事項(同項ただし書に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。次条第一項において同じ。)が定められたときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子配当表(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、配当を実施するため、次に次項に規定する事項を記録して作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

4 電子配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容(同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容)を記録しなければならない。

5 裁判所書記官は、第三項の規定により電子配当表を作成した

(配当表の作成)

第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、その債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに配当の順位及び額を定める。ただし、配当の順位及び額については、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合は、この限りでない。

2 (同上)

3 配当期日には、第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

4 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

5 第一項の規定により同項本文に規定する事項(同項ただし書

場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(削る)

(削る)

(異議申出期間の指定)

第八十五条の二 執行裁判所は、前条第一項の規定により同項本文に規定する事項を定めたときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をすべき期間（以下「異議申出期間」という。）を指定しなければならない。

2| 執行裁判所は、前項の規定による異議申出期間の指定をした場合には、当該指定の裁判及び前条第三項の規定により作成された電子配当表（同条第五項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次条第四項を除き、以下同じ。）を前条第一項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならない。

に規定する場合には、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

6| 配当表には、売却代金の額及び第一項本文に規定する事項についての執行裁判所の定めの内容（同項ただし書に規定する場合にあつては、配当の順位及び額については、その合意の内容）を記載しなければならない。

7| 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する債権者（同条第一項前段に規定する者を除く。）に対する呼出状の送達について準用する。

(新設)

(配当期日)

第八十五条の三 執行裁判所は、必要があると認めるときは、第八十九条第一項の規定による異議の申出をすべき期日（以下「配当期日」という。）を指定することができる。この場合には、前条第一項の規定にかかわらず、異議申出期間を指定することを要しない。

2| 配当期日には、第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者を呼び出さなければならない。

3| 第十六条第三項及び第四項の規定は、前項の債権者（同条第一項前段に規定する者を除く。）の呼出しに係る電子呼出状（第二十条において準用する民事訴訟法第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。）の送達について準用する。

4| 第一項の規定により配当期日が指定された場合には、第八十五条第一項の規定による同項本文に規定する事項の定め、同項ただし書の届出並びに同条第三項及び第四項の規定による電子配当表の作成は、当該配当期日においてしなければならない。

5| 執行裁判所は、配当期日において、第八十五条第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることできる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

(新設)

(音声の送受信による通話の方法による配当期日)

第八十六条 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、配当期日における手続を行うことができる。

2| 前項の配当期日に出頭しないでその手続に關与した者は、その配当期日に出頭したものとみなす。

(売却代金)

第八十六条の二 (略)

2・3 (略)

(配当異議の申出)

第八十九条 電子配当表に記録された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

2 (略)

3| 第一項の規定による配当異議の申出は、第八十五条の二第一項の規定により指定された異議申出期間内に、書面で行わなければならない。ただし、第八十五条の三第一項の規定により配当

(新設)

(売却代金)

第八十六条 (同上)

2・3 (同上)

(配当異議の申出)

第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。

2 (同上)

(新設)

期日が指定された場合には、当該配当期日において書面又は口頭でしなければならぬ。

(配当異議の訴え等)

第九十条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の訴えの判決においては、電子配当表を変更し、又は新たな電子配当表の調製のために、電子配当表を取り消さなければならぬ。

5 (略)

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、異議申出期間の満了の日又は配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日)から一週間以内(買受人が第七十八条第五項の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内)に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本若しくは記録事項証明書の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げ

(配当異議の訴え等)

第九十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たな配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならぬ。

5 (同上)

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日)から一週間以内(買受人が第七十八条第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合にあつては、二週間以内)に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本若しくは記録事項証明書の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げ

る事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項第七号又は第百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本又は記録事項証明書が提出されているとき。

五〇七 (略)

2 (略)

(権利確定等に伴う配当等の実施)

第九十二条 (略)

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなければ債権者のためにも電子配当表を変更しなければならない。

3 前条第一項の規定による供託がされた場合における当該供託

る事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一・二 (同上)

三 第三十九条第一項第七号又は第百八十三条第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五〇七 (同上)

2 (同上)

(権利確定等に伴う配当等の実施)

第九十二条 (同上)

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなければ債権者のためにも配当表を変更しなければならない。

(新設)



に係る債権者（同項第六号に掲げる事由による供託がされた場合にあっては、当該供託に係る仮差押債権者又は執行を停止された差押債権者。以下この条において同じ。）は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

4| 執行裁判所は、前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託がされた日（この項の規定によりその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日）から前項の規定による届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは同項の規定による届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならない。

5| 前項の規定による催告を受けた当該供託に係る債権者が、催告を受けた日から二週間以内に第三項の規定による届出又は前項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは、執行裁判所は、当該供託に係る債権者を除外して第一項及び第二項の規定により供託金について配当等を実施する旨の決定をすることができる。

6| 前項の決定は、当該供託に係る債権者が当該決定の告知を受けた日から一週間の不変期間が経過した日にその効力を生ずる

（新設）

（新設）

（新設）

。ただし、当該供託に係る債権者が当該不変期間が経過するまでに第三項の規定による届出又は第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、この限りでない。

7] 当該供託に係る債権者が第四項に規定する期間を経過する前に執行裁判所にその供託に係る供託の事由が消滅していない旨の届出をしたときは、同項の規定の適用については、同項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出があつたものとみなす。

(強制管理の停止)

第百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 (略)

(配当要求)

第百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者、登記（仮登記を除く。）がされた一般の先取特権を有する債権者及び第百八十一条第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所

(新設)

(強制管理の停止)

第百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 (同上)

(配当要求)

第百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び第百八十一条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

に対し、配当要求をすることができる。

2 (略)

(強制競売の規定の準用)

第百十一条 第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第四項及び第五項、第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項から第三項まで、第八十五条から第八十六条まで及び第八十九条から第九十二条までの規定は第百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第四項及び第五項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令)

第百十五条 (略)

2・3 (略)

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、その船舶国籍証書を債務者に返還しなければならない。

5～7 (略)

2 (同上)

(強制競売の規定の準用)

第百十一条 第四十六条第一項、第四十七条第二項、第六項本文及び第七項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項、第八十七条第二項及び第三項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令)

第百十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けた日から五日以内に債権者が船舶執行の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書を債務者に返還しなければならない。

5～7 (同上)



条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第百八十一条第一項第二号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「により一般の先取特権」とあるのは「により先取特権」と読み替えるものとする。

（先取特権者等の配当要求）

第百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書又は電磁的記録を提出して、配当要求をすることができる。

（執行停止中の売却）

第百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相当な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 (略)

（執行官による配当等の実施）

第百三十九条 (略)

条の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第百八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（先取特権者等の配当要求）

第百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

（執行停止中の売却）

第百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相当な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 (同上)

（執行官による配当等の実施）

第百三十九条 (同上)

2・3 (略)

4 第八十四条第四項及び第五項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。

(執行官の供託)

第四百四十一条 第三百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 第三十九条第一項第七号又は第九十二条において準用する第八十三条第一項第二号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本又は記録事項証明書が提出されているとき。

2 (略)

(執行裁判所による配当等の実施)

第四百四十二条 (略)

2 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二

2・3 (同上)

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。

(執行官の供託)

第四百四十一条 第三百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一・二 (同上)

三 第三十九条第一項第七号又は第九十二条において準用する第八十三条第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

2 (同上)

(執行裁判所による配当等の実施)

第四百四十二条 (同上)

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条まで

条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(差押命令)

第四百四十五条 (略)

2～6 (略)

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令について書類の送達をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第一百条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができる。

8 (略)

(配当要求)

第五百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書又は電磁的記録により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記録した裁判所書記官により作成された電磁的記録(ファイルに記録されたものに限る。)は、第三債務者に送達しなければならない。

の規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

(差押命令)

第四百四十五条 (同上)

2～6 (同上)

7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出(第二十条において準用する民事訴訟法第一百条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ。)をすべきことを命ずることができる。

8 (同上)

(配当要求)

第五百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 (略)

(第三債務者の供託)

第五百五十六条 (略)

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時まで、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記録した裁判所書記官により作成された電磁的記録(ファイルに記録されたものに限る。)の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3・4 (略)

(転付命令)

第五百五十九条 (略)

2・6 (略)

7 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書又は電磁的記録を提出したことを理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

3 (同上)

(第三債務者の供託)

第五百五十六条 (同上)

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時まで、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令、差押処分又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3・4 (同上)

(転付命令)

第五百五十九条 (同上)

2・6 (同上)

7 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことを理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。



(譲渡命令等)

第六十一条 (略)

2～6 (略)

7 第五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第四項及び第五項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百四十五条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第四項及び第五項中「代金の納付後」とあるのは、「第六十一条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(移転登記等の嘱託)

第六十四条 (略)

2 前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、転付命令若しくは譲渡命令の記録事項証明書又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した電磁的記録であつてファイルに記録されたものの記録事項

(譲渡命令等)

第六十一条 (同上)

2～6 (同上)

7 第五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百四十五条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第六十一条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(移転登記等の嘱託)

第六十四条 (同上)

2 前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

証明書添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託をする場合において、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した電磁的記録であつてファイルに記録されたものの内容を証する情報を提供しなければならない。

4 (略)

5 第五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書又は電磁的記録が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

6 (略)

(配当等の実施)

第六十六条 (略)

2 第八十四条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当

3 第一項の規定による嘱託をする場合において、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十六条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報を提供しなければならない。

4 (同上)

5 第五十条の規定により登記等がされた場合において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とする。

6 (同上)

(配当等の実施)

第六十六条 (同上)

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手

等の手続について準用する。

3 (略)

(配当要求)

第六百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書又は電磁的記録により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。

2 3 4 (略)

(配当等のための移行等)

第六百六十七条の十一 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の電子交付計算書(裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、供託金の額、各債権者の債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、執行費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。)をファイルに記録して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付す

続について準用する。

3 (同上)

(配当要求)

第六百六十七条の九 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、裁判所書記官に対し、配当要求をすることができる。

2 3 4 (同上)

(配当等のための移行等)

第六百六十七条の十一 (同上)

2 (同上)

3 第一項に規定する供託がされた場合において、債権者が一人であるとき、又は債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剰余金を債務者に交付する。

る。

456 (略)

7 第八十四条第四項及び第五項、第八十八条、第九十一条（第一項第六号及び第七号を除く。）、第九十二条第一項及び第三項から第七項まで並びに第六十六条第三項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手續について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が生じた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

(総則規定の適用関係)

第六十七条の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三条第一項中「執行裁判所とする手續」とあるのは「第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手續」と、第十六条第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七条第一項、第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三中「執行裁判所が行う民事執行」とあるのは「第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行」と、第四十条第一項中「執行裁判

456 (同上)

7 第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十一条（第一項第六号及び第七号を除く。）、第九十二条第一項並びに第六十六条第三項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手續について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が生じた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

(総則規定の適用関係)

第六十七条の十三 少額訴訟債権執行についての第一章及び第二章第一節の規定の適用については、第十三条第一項中「執行裁判所とする手續」とあるのは「第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行の手續」と、第十六条第一項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第十七条中「執行裁判所が行う民事執行」とあるのは「第六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行」と、第四十条第一項中「執行裁判所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二条第

所又は執行官」とあるのは「裁判所書記官」と、第四十二条第四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

(意思表示の擬制)

第一百七十七条 (略)

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書又は電磁的記録を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書又は電磁的記録を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書又は電磁的記録を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

(不動産担保権の実行の開始)

第八十一条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記(仮登記を除く。)がされた不動産について

四項中「執行裁判所の裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官」とする。

(意思表示の擬制)

第一百七十七条 (同上)

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事実を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、執行文を付与することができる。

(不動産担保権の実行の開始)

第八十一条 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第

の不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録

イ 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本又は記録事項証明書

ロ 担保権の存在を証する公証人が作成した公証人法第四十三條第一項第一号の公正証書の謄本、同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限り。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限り。）

ハ 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書又は電磁的記録

2 (略)

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書又は電磁的記録を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書（電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、次に掲げる事項を記録した電磁的記録を相手方に送付しなければならない。この場合において

七十五条の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記（仮登記を除く。）に関する登記事項証明書

四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

2 (同上)

3 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四

、不動産担保権の実行の申立てにおいて第一項第二号に掲げる文書又は電磁的記録が提出されたときは、併せて、当該文書又は当該電磁的記録に記載され、又は記録されている事項であつてファイルに記録されているものに係る電磁的記録を相手方に送付しなければならない。

一 第一項第一号の申立てがあつた旨の表示又は不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された同項第二号に掲げる文書若しくは電磁的記録の標目

二 不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前二項に規定する文書又は電磁的記録の標目

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第八十三條 不動産担保権の実行の手続は、第一号の申立て又は第二号の文書(同号ハにあつては、文書又は電磁的記録)の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権の登記の抹消がされた不動産についての不動産担保権の実行の手続の停止の申立て

二 次に掲げるいずれかの文書(ハにあつては、文書又は電磁的記録)

イ 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。ロにおいて同じ。)の謄本又は記録事項証明書

号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

(新設)

(新設)

(不動産担保権の実行の手続の停止)

第八十三條 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

二 第八十一条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がなくことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる

- ロ 第八十一条第一項第一号の登記を抹消すべき旨を命じ、又は同項第二号イに掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言する確定判決の謄本又は記録事項証明書
  - ハ 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げ、又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本（公文書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録）
  - ニ 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書
  - ホ 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書
  - ヘ 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書
- 2 前項第一号の申立て又は同項第二号イからニまでに掲げる文書若しくは電磁的記録の提出があつたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。
- 3 (略)

- イ 又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書その他の公文書の謄本
  - 四 担保権の登記の抹消に関する登記事項証明書
  - 五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の謄本
  - 六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本
  - 七 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本
- 2 前項第一号から第五号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。
- 3 (同上)



(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による申立てをするには、同項の不動産について担保権の登記(仮登記を除く。)がされている場合を除き、担保不動産競売の申立てをする場合において第百八十一条第一項(第一号を除く。)、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 (略)

(船舶の競売)

第百八十九条 前章第二節第二款及び第百八十一条から第百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第百十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければ」とあるのは「同項に規定する事由を

(担保不動産競売の開始決定前の保全処分等)

第百八十七条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定による申立てをするには、担保不動産競売の申立てをする場合において第百八十一条第一項から第三項までの規定により提出すべき文書を提示しなければならない。

4 執行裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から三月以内に同項の担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、被申立人又は同項の不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。

5 (同上)

(船舶の競売)

第百八十九条 前章第二節第二款及び第百八十一条から第百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第百十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本」とあるのは「第百八十九条において準用する第百八十一条第一項から第三項までに規定する

疎明し、かつ、担保権の登記（仮登記を除く。）がされている場合を除き、第百八十九条において準用する第百八十一条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ」と、第百八十一条第二号ハ中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（動産競売の要件）

第百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

- 一 （略）
- 二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書又は電磁的記録を提出した場合
- 三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本又は電子決定書（第二十条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりフイルに記録されたものに限る。）の記録事項証明書を提出し、かつ、第百九十二条において準用する第百二十三条第二項の規定による搜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

文書」と、第百八十一条第四号中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（動産競売の要件）

第百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

- 一 （同上）
- 二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合
- 三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第百九十二条において準用する第百二十三条第二項の規定による搜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

2 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第二百二十三条第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等)  
第九十三条 第四百三条に規定する債権及び第六十七条第一項に規定する財産権（以下この項において「その他の財産権」という。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書又は電磁的記録が提出されたとき（権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、担保権の登記等（仮登記又は仮登録を除く。）がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたとき又は第八十一条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき）に限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物の設定若しくは土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその

2 執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第二百二十三条第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

3・4 (同上)

(債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等)  
第九十三条 第四百三条に規定する債権及び第六十七条第一項に規定する財産権（以下この項において「その他の財産権」という。）を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書（権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第八十一条第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書）が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物の設定若しくは土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）による収用その他の行政処分により債務者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。

権利の行使についても、同様とする。

2 (略)

(実施決定)

第百九十七条 (略)

2 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し又は同項の電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録）を債務者に送達しなければならない。

5・6 (略)

(音声の送受信による通話の方法による財産開示期日)

第百九十九条の二 執行裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所並びに申立人及び開示義務者が音声の送受信により同時に通話をすることができ

2 (同上)

(実施決定)

第百九十七条 (同上)

2 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一・二 (同上)

3 (同上)

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

5・6 (同上)

(新設)

る方法によつて、財産開示期日における手続を行うことができる。

2| 前項の財産開示期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その財産開示期日に出頭したものとみなす。

(映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述)

第百九十九条の三 執行裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によつて、開示義務者に第百九十九条第一項の規定による陳述をさせることができる。

一 開示義務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、開示義務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合

二 事案の性質、開示義務者の年齢又は心身の状態、開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、開示義務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

三 申立人に異議がない場合

(陳述義務の一部の免除)

(新設)

(陳述義務の一部の免除)

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、第九十九条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

2 (略)

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一・二 (略)

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者

四 (略)

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するとき

第二百条 財産開示期日において債務者の財産の一部を開示した開示義務者は、申立人の同意がある場合又は当該開示によつて第九十七条第一項の金銭債権若しくは同条第二項各号の被担保債権の完全な弁済に支障がなくなつたことが明らかである場合において、執行裁判所の許可を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その余の財産について陳述することを要しない。

2 (同上)

(財産開示事件の記録の閲覧等の制限)

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一・二 (同上)

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 (同上)

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 (略)

二 第九十七条第二項各号 債務者の財産について一般の先のいずれかに該当する場合 取特権を有することを証する文

書又は電磁的記録を提出した債権者

2 (略)

3 第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し又は同号に規定する電磁的記録に記載されている事項の全部を記録した電磁的記録）を債務者に送達しなければならない。

4・5 (略)

は、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 (同上)

二 第九十七条第二項各号 債務者の財産について一般の先のいずれかに該当する場合 取特権を有することを証する文

書を提出した債権者

2 (同上)

3 第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

4・5 (同上)

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第二百七条 (略)

2 執行裁判所は、第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 (略)

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一・二 (略)

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書又は電磁的記録を提出した債権者

(債務者の預貯金債権等に係る情報の取得)

第二百七条 (同上)

2 執行裁判所は、第九十七条第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 (同上)

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一・二 (同上)

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者



四・五 (略)

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条第一項の規定、同条第二項において準用する民事訴訟法第九十一条第四項の規定並びに第十七条の二第一項から第三項まで及び第十七条の三の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 四 (略)

附則

(特例執行文付与申立事件に適用する規定)

第五条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に開始された執行文の付与の申立てに係る事件(申立てに係る債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合に限る。以下「特例執行文付与申立事件」という。)については、第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二から第二十条までの規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

四・五 (同上)

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 四 (同上)

附則

(新設)

（特例執行文付与申立事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等）

第六条 特例執行文付与申立事件における申立てその他の申述（

以下「特例執行文付与申立事件に関する申立て等」という。）のうち、当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等をもつてするものとされているものであつて、裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができる。

2| 民事訴訟法第三百三十二条の十第二項から第六項までの規定は、前項の方法による特例執行文付与申立事件に関する申立て等について準用する。

（特例執行文付与申立事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の特例）

第七条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件について、裁判所に対する特例執行文付与申立事件に関する申立て等（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対するものを含む。次条において同じ。）をする

（新設）

（新設）

ときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭でできる特例執行文付与申立事件に関する申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

一 代理人のうち委任を受けたもの（民事訴訟法第五十四条第一項ただし書の許可を得て代理人となつたものを除く。）  
当該委任を受けた事件

二 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定（これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。）による指定を受けた者 当該指定の対象となつた事件

三 地方自治法第五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

2| 民事訴訟法第三百三十二条の十一第二項の規定は前項各号に掲げる者について、同条第三項の規定は前項本文の特例執行文付与申立事件に関する申立て等について、それぞれ準用する。

（特例執行文付与申立事件に関する書面等による申立て等）

第八条 裁判所に対する特例執行文付与申立事件に関する申立て等が書面等により行われたとき（前条第一項の規定に違反して

（新設）

行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項(次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る書面等について、当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等とともに附則第十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て(同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。以下この号において同じ。)がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。)がその手続の追行の目的以外のもので使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき(当該附則第十条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。)

二 当該書面等に記載された営業秘密

二 書面等により附則第十条において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該書面等

に記載された事項

三 当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る書面等について、当該特例執行文付与申立事件に関する申立て等とともに附則第十条において準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があるとき（当該同項の申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された同項に規定する秘匿事項記載部分

2 民事訴訟法第百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等に記載された事項がファイルに記録された場合における当該書面等による裁判所に対する特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る送達について準用する。

（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）

第九条 裁判所書記官は、前条第一項に規定する特例執行文付与申立事件に関する申立て等に係る書面等のほか、特例執行文付与申立事件においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならぬ。ただし、当該事項をファイルに記録することに

（新設）

つき困難な事情があるときは、この限りでない。

一 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに次条において準用する民事訴訟法第九十二条第一項の申立て（同項第二号に掲げる事由があることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその手続の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業秘密

二 当該記録媒体を提出する方法により次条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出があつた場合 当該記録媒体に記載された事項

三 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに次条において準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された同項に規定

する秘匿事項記載部分

四 次条において準用する民事訴訟法第百三十三条の三第一項の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。）当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

2| 民事訴訟法第百三十二条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項がファイルに記録された場合における当該書面等又は当該記録媒体に記載された電磁的記録に係る送達について準用する。

（特例執行文付与申立事件に関する民事訴訟法の準用）

第十条 附則第六条から前条までに定めるもののほか、特例執行文付与申立事件については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事執行法附則第七条第一項各号」と読み替えるものとする。

（削る）

（新設）

別表第一（第二十条関係）

<p>第百十二条第一 項本文</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>裁判所書記官が送達す べき書類を保管し、い つでも送達を受けるべ き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた</p>
<p>第百十二条第一 項ただし書</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的 記録 記載又は記録 第百十一条の規 定による措置を 開始した</p>	<p>記載 裁判所書記官が送達す べき書類を保管し、い つでも送達を受けるべ き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた</p>
<p>第百三十三条の 三第一項</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録</p>	<p>記載された書面</p>



		<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	<p>第百六十条第一 項</p>
<p>当該書面又は電 磁的記録</p>	<p>又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	<p>方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令</p>
<p>当該書面</p>	<p>その他これに類する書 面</p>	<p>方法</p>	<p>調書</p>

	<p>の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>		<p>当該電子調書</p>	<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>第二百五条第三</p>	<p>事項又は前項の</p>	<p>事項</p>
		<p>調書の記載について</p>		<p>調書</p>		<p>当該調書</p>		<p>調書の記載</p>		<p>調書を作成して</p>				

項	第二百十五條第 四項	第二百三十一條 の三第二項	第二百六十一條 第四項
規定によりフ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項	事項又は第二項 の規定によりフ イルに記録され た事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項	若しくは送付し 又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する	電子調書 記録しなければ
事項		又は送付する	調書 記載しなければ

(削る)

別表第二(第二十一条の二関係)

第四十五条第五項第三号	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最	交付する

	<p>高裁判所規則で定める方法により提供する</p>	<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
		<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>		<p>当該掲示を始めた</p>		<p>書類 記載</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	

<p>第二百二十八条第二項</p>	<p>第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書</p>	<p>第七 第三百二十二条の七</p>	<p>記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。） 交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供</p>	<p>記録 交付 記載された書面</p>	<p>第三百三十三条の三第一項</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>	<p>記載された書面</p>	<p>当該書面又は電</p>	<p>当該書面</p>
-------------------	--	-------------------------	--	------------------------------	---------------------	------------------------------	----------------	----------------	-------------

	磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録	その他これに類する書 面
第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項	方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法	方法
第百六十条第一 項	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁	調書

	判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
第百六十条の二第一項	当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	当該調書 調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイル	事項



	イルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百五十二條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録	次に掲げる事項を記載した判決書

	した電磁的記録 (以下「電子判 決書」という。	第二百五十二条 第二項	記録	第二百五十三条 第一項及び第二 百五十四条第一 項	電子判決書	第二百五十四条 第二項	電子判決書 電子調書に記録 させなければ	第二百五十五条 第二項	電子判決書(第 二百五十三条第 二項の規定によ りファイルに記 録されたものに 限る。次項、第 二百八十五条、 第三百五十五条
		記載	判決書の原本	判決書 調書に記載させなけれ ば	判決書				

<p>第二項、第三百五十七條、第三百七十八條第一項及び第三百八十一條の七第一項において同じ。</p>	<p>規定により当事人及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第六十條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一條第五項、第二百八十五條、第三百五十七</p>
	<p>調書</p>

	<p>条及び第三百七十八条第一項において同じ。）</p>	
<p>第二百五十五条 第二項第一号</p>	<p>電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの</p>	<p>判決書の正本</p>
<p>第二百五十五条 第二項第二号</p>	<p>第九十九条の二の規定による</p>	<p>前条第二項の調書の謄本の</p>
<p>第二百五十六条</p>	<p>電子呼出状（第</p>	<p>呼出状</p>

第三項	九十四条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。	
第二百五十六条 第三項第一号	第九十九条の規定による送達 同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時	公示送達 民事執行法第二十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する第一百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時
第二百五十六条 第三項第二号	第九十九条の二の規定による送達 同条第一項本文の通知が発せられた時	公示送達の方法以外の送達 送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した時
第二百六十一条 第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ
第二百六十一条	記録された電子	記載された調書の謄本

第五項	第二百六十七條 第一項	について電子調 書を作成し、こ れをファイルに 記録した その記録	第二百六十七條 の二第一項	第二百八十五條 電子判決書	規定により当事 者及び法定代理 人、主文、請求 並びに理由の要 旨が記録された 電子調書	調書	を調書に記載した その記載	調書	判決書	調書
-----	----------------	---	------------------	------------------	---	----	------------------	----	-----	----

改正案	現行
<p>（担保権の実行の義務等） 第四十三条（略）</p> <p>2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録されたものである場合にあつては民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十八条の二に規定する記録事項証明書、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書である場合にあつては公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録）に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（担保権の実行の義務等） 第四十三条（同上）</p> <p>2 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社に付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。</p> <p>3（同上）</p>

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第三十五条関係）

改正案	現行
<p>第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書又は電子裁判書（裁判所が他の法律の定めるところにより作成した裁判の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十条において同じ。）をいう。）には、各裁判官の意見を表示しなければならない。</p>	<p>第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。</p>



改正案	現行
<p>(和解) 第二十七条の十四 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の送達も、同様とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第四項の和解調書の送達及び第六項後段の送達に関して必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(和解) 第二十七条の十四 (同上)</p> <p>2～5 (同上)</p> <p>6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。</p> <p>7 (同上)</p> <p>8 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に関して必要な事項は、政令で定める。</p>

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（第三十七条関係）

改正案		現行
<p>12 （略）</p>	<p>（前三条による損失の補償の裁決手続） 第九十四条（略） 2～10（略） 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の送達も、同様とする。</p>	<p>（前三条による損失の補償の裁決手続） 第九十四条（同上） 2～10（同上） 11 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、収用委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。</p> <p>12 （同上）</p>

○ 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）（第三十八条関係）

改正案

現行

（滞納処分続行承認の決定等の規定の準用）

第三十三条（略）

2 民事執行法第八十七条第三項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、強制執行による差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分続行承認の決定があつた場合の滞納処分に関して準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは「徴収職員等」と、同条第十二項中「電子配当表」とあるのは「配当表」と読み替えるものとする。

（仮差押不動産に対する滞納処分）

第三十四条（略）

2 民事執行法第八十七条第二項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、仮差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産に対する滞納処分に関して準用する。この

（滞納処分続行承認の決定等の規定の準用）

第三十三条（同上）

2 民事執行法第八十七条第三項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、強制執行による差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分続行承認の決定があつた場合の滞納処分に関して準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替えるものとする。

（仮差押不動産に対する滞納処分）

第三十四条（同上）

2 民事執行法第八十七条第二項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、仮差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産に対する滞納処分に関して準用する。この

場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは「徴収職員等」と、同条第二項中「電子配当表」とあるのは「配当表」と読み替えるものとする。

場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替えるものとする。

○ 電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百二十八号）（第三十九条関係）

改正案	現行
<p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する書類は、旧公衆法第三十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と第一号若しくは第二号の処分の制限又は第三号の仮処分との関係について準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する強制執行若しくは担保権の実行（その例による競売を含む。）による差押え若しくは仮差押えによる質権の処分の制限に関する命令書又は当該質権の処分の制限に関する裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>三 電話加入権を目的とする質権に対する仮処分の命令書又は当該質権に対する仮処分に関する裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p>	<p>第六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 次の各号の一に該当する書類は、旧公衆法第三十八条の三第一項第二号又は第三号に掲げる書類に該当する書類とみなして同項の規定を適用し、同条第三項の規定は、質権の登録と第一号若しくは第二号の処分の制限又は第三号の仮処分との関係について準用する。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 電話加入権を目的とする質権の被担保債権に対する強制執行若しくは担保権の実行（その例による競売を含む。）による差押え又は仮差押えによる質権の処分の制限に関する命令書</p> <p>三 電話加入権を目的とする質権に対する仮処分の命令書</p>

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第四十条関係）

（現行規定は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第

号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（裁判手続等における複製等）</p> <p>第四十一条の二（略）</p> <p>2 著作物は、民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他政令で定める法律の規定による裁判手続及び特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行うものために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項、次条及び第四十二条の二第二項において同じ。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができ。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>（書類の提出等）</p> <p>第百十四条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁</p>	<p>（裁判手続等における複製等）</p> <p>第四十一条の二（同上）</p> <p>2 著作物は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行うものために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項、次条及び第四十二条の二第二項において同じ。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>（書類の提出等）</p> <p>第百十四条の三（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類又は電磁</p>

5

(略)

的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

5

(同上)

的記録を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法〔平成八年法律第百九号〕第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「命令書」とあるのは「命令書又は当該電話加入権に対する差押え、仮差押</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする</p>



<p>2  (略)</p> <p>え若しくは仮処分に関する裁判の内容を記載した書面であつて  裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一である  ことを証明したもの」とする。</p>	<p>2  (同上)</p>
---	--------------------

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第四十二条関係）

改正案

現行

（不動産の没収保全）

（不動産の没収保全）

第二十七条 不動産（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条（第八項本文を除く。）次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

第二十七条 不動産（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条（第七項本文を除く。）次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2～4 （略）

2～4 （同上）

5| 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて没収保全の登記をしたときは、その登記事項証明書を登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官に送付しなければならない。

（新設）

6| 8| （略）

5| 7| （同上）

9| 民事執行法第四十六条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同項中「債務者」とあるのは、「没収保全財産を有する者」と読み替えるものとする。

8| 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七條第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものと

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第二十七条第三項から第六項まで及び第八項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第三十一条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九条 (略)

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第二号へ（同法第八十九条、第九十二条又は第九十三条第二項において準

する。

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 (同上)

2 (同上)

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九条 (同上)

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第七号（同法第八十九条、第九十二条又は第九十三条第二項において準用

用する場合を含む。)の文書の提出があったものとみなす。

する場合を含む。)の文書の提出があったものとみなす。

○ 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）（第四十三条関係）

改正案	現行
<p>（電子記録債権に関する強制執行等）</p> <p>第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類又は電磁的記録の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（電子記録債権に関する強制執行等）</p> <p>第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。</p> <p>2・3 （同上）</p>

○ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）（第四十四条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（民事執行法及び民事保全法の特例等）</p> <p>第四十七条 機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機関が当該業務において取り扱うものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分（その例による処分を含む。）又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの（第三項においてこれらを「強制執行等」という。）については、機構が書類の送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。</p> <p>2 前項の規定は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）<u>第十</u>六条（民事保全法（平成元年法律第九十一号）<u>第四十六</u>条において準用する場合を含む。）の規定の適用を妨げない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（民事執行法及び民事保全法の特例等）</p> <p>第四十七条 機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機関が当該業務において取り扱うものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分（その例による処分を含む。）又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの（第三項においてこれらを「強制執行等」という。）については、機構が送達を受けるべき場所は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。</p> <p>2 前項の規定は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）<u>第十</u>六条並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）<u>第六</u>条の二及び同法第四十六條において準用する民事執行法第十六條第一項から第四項までの規定の適用を妨げない。</p> <p>3 （同上）</p>

改正案

（公示による意思表示）

第九十八条（略）

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとり、かつ、その措置がとられたことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

一 書類の公示による意思表示 裁判所書記官が意思表示を記載した書類を保管し、いつでも相手方に交付すべきこと。

二 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の公示による意思表示 裁判所書記官が、裁判所

現行

（公示による意思表示）

第九十八条（同上）

2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

（新設）

（新設）

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録に記録されている意思表示に係る事項につき、いつでも相手方<sup>（債権者）</sup>にその事項を出力することにより作成した書面を交付し、又は閲覧若しくは記録をすることができ、措置をとるとともに、相手方<sup>（債権者）</sup>に対し、裁判所の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發すべきこと。

3～5 (略)

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第五百五十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 (略)

(債権者のみなし承諾)

3～5 (同上)

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第五百五十一条 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 (同上)

(債権者のみなし承諾)



第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一〇三 (略)

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定(民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第百八十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第二号二に掲げる文書が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。)が確定したとき。

(公正証書遺言)

第九百六十九条 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一〇二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

第三百八十四条 次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一〇三 (同上)

四 第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定(民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第百八十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。)が確定したとき。

(公正証書遺言)

第九百六十九条 公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一〇二 (同上)

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作った

2| 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。

3| 第一項第一号の証人については、公証人法第三十条に規定する証人とみなして、同法の規定（同法第三十五条第三項の規定を除く。）を適用する。

（公正証書遺言の方式の特則）

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。

（削る）

2| 公証人は、前項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

ものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

（新設）

（新設）

（公正証書遺言の方式の特則）

第九百六十九条の二 口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2| 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3| 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

(外国に在る日本人の遺言の方式)

第九百八十四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、同号の印を押すことを要しない。

(外国に在る日本人の遺言の方式)

第九百八十四条 日本領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九条第四号又は第九百七十条第一項第四号の印を押すことを要しない。

改正案	現行
<p>第四十一条 公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル抵当証書又ハ信託証書及之ニ記載シ又ハ記録シタル事項ヲ変更スル契約証書ハ強制執行ニ関シテハ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二号第五号ニ規定スル執行証書ト看做ス</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本（債務名義ニ係ル電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下同ジ）ガ裁判所ノ使用ニ係ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイル（以下単ニファイルト称ス）ニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ記録事項証明書（民事執行法第十八条の二ニ規定スル記録事項証明書ヲ謂フ以下同ジ）、債務名義ガ電磁的記録ヲ以テ作成セラレタル執行証書ナル場合ニ在リテハ公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号ノ書面又ハ同項第三号ノ電磁的記録）ノ外鐵道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スベシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鐵道抵当原簿</p>	<p>第四十一条 公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル抵当証書又ハ信託証書及之ニ記載シタル事項ヲ変更スル契約証書ハ強制執行ニ関シテハ民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二号第五号ニ規定スル執行証書ト看做ス</p> <p>第四十三条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③ 申立書ニハ執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本ノ外鐵道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スヘシ但シ強制管理ノ開始アリタル場合ニ於テハ鐵道抵当原簿ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス</p>

ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要セス

第四十五条 (略)

②開始決定ハ電子決定書(民事執行法第二十条ニ於テ準用スル民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十二条ニ於テ準用スル同法第二百五十二条第一項ノ規定ニ依リ作成セラレタル電磁的記録ヲ謂フ)ヲ作成シ之ヲ為スベシ

③前項ニ規定スル電子決定書ニハ申立人ノ名称、住所及第四十三条第二項第一号乃至第四号ニ掲ケタル事項ヲ記録スベシ

第四十九条 (略)

②前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 四 (略)

五 事件ノ記録ノ閲覧ヲ請求スベキ裁判所書記官ノ属スル裁判所

第五十八条 裁判所ハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ競売ニ関スル電子調書(期日又ハ期日外ニ於ケル手続ノ方式、内容及経過等ノ記録及公証ノ為ニ此ノ法律其ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ裁判所ガ作成シタル電磁的記録ヲ謂フ以下同ジ)ヲ作成シ左ノ事項ヲ記録スベシ

第四十五条 (同上)

(新設)

②開始決定ニハ申立人ノ名称、住所及第四十三条第二項第一号乃至第四号ニ掲ケタル事項ヲ記載シ決定ヲ為シタル裁判官之ニ署名捺印スヘシ但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第四十九条 (同上)

②前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 四 (同上)

五 執行記録ヲ閲覧シ得ヘキ場所

第五十八条 裁判所ハ競売ニ関スル調書ヲ作成シ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一〇五 (略)

② 裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ電子調書ヲ作成シタルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ

第五十九条 (略)

② 裁判所ハ相当ト認ムルトキハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ裁判所並債務者、鉄道財団ノ所有者、抵当権者及競買人ガ音声ノ受信ニ依リ同時ニ通話スルコトヲ得ル方法ニ依リテ競落期日ノ期日ニ於ケル手続ヲ為スコトヲ得

③ 前項ノ期日ニ出頭セズシテ同項ノ手続ニ関与シタル者ハ其ノ期日ニ出頭シタルモノト看做ス

第六十三条 裁判所ハ競落ニ関スル電子調書ヲ作成シ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲファイルニ記録スベシ

第六十四条 競落ヲ許ス決定力確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ記録事項証明書ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第七十九条 強制管理開始ノ決定確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ記録事項証明書ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第八十条 前条決定ノ記録事項証明書ノ送付アリタルトキハ国土

一〇五 (同上)

(新設)

第五十九条 (同上)

(新設)

(新設)

第六十三条 裁判所ハ競落ニ関スル調書ヲ作成スヘシ

第六十四条 競落ヲ許ス決定力確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第七十九条 強制管理開始ノ決定確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ決定ノ謄本ヲ国土交通大臣ニ送付スヘシ

第八十条 前条決定ノ謄本ノ送付アリタルトキハ国土交通大臣ハ

②  
(略)  
交通大臣ハ一人又ハ数人ノ管理人ヲ選任スヘシ但シ強制管理ノ  
申立人ハ適當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

②  
(同上)  
一人又ハ数人ノ管理人ヲ選任スヘシ但シ強制管理ノ申立人ハ適  
當ノ人ヲ推薦スルコトヲ得

■ 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）（第五十二条関係）

（現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>第七条 公証人ハ囑託人ヨリ手数料、送達ニ要スル料金、第五十一条ノ登記ノ手数料相当額（第三項ニ於テ登記手数料ト称ス）、日当及旅費ヲ受ク</p> <p>②・③（略）</p> <p>第二十五条 公正証書及其ノ附属書類（官公署ノ証明書、代理人ノ権限ヲ証スベキ証書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スベキ証書其ノ他公証人ノ取扱ヒタル事件ニ付公証人が取得シタル書面又ハ電磁的記録ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）、第五十三条第五項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類、第五十八条第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附属書類並法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ノ保存及廃棄ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム（削る）</p> <p>第四章 公正証書の作成等</p> <p>第一節 総則</p>	<p>第七条 公証人ハ囑託人ヨリ手数料、送達ニ要スル料金、第五十七条ノ三ノ登記ノ手数料相当額（第三項ニ於テ登記手数料ト称ス）、日当及旅費ヲ受ク</p> <p>②・③（同上）</p> <p>第二十五条 公証人ノ作成シタル証書ノ原本及其ノ附属書類、第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類、第六十二条ノ三第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附属書類並法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事変ヲ避クル為ニスル場合ヲ除ク外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス但シ裁判所ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>②前項ノ書類ノ保存及廃棄ニ関スル規程ハ法務大臣之ヲ定ム</p> <p>第四章 証書ノ作成</p>



(法令に違反する事項等についての公正証書の作成の制限)

第二十六条 公証人は、法令に違反する事項、無効な行為及び行為能力の制限によつて取り消すことができる行為について、公正証書を作成することができない。

(公正証書の用語)

第二十七条 公証人は、日本語で公正証書を作成しなければならない。

## 第二節 公正証書の作成

(嘱託の方法等)

第二十八条 嘱託人は、公正証書の作成を嘱託する場合には、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、官公署の作成した印鑑に関する証明書又は署名用電子証明書等（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録であつて法務省令で定めるものをいう。第三十二条第三項において同じ。）を提供する方法その他の法務省令で定める方法により、嘱託人が本人であることを明らかにしなければならない。

第二十六条 公証人ハ法令ニ違反シタル事項、無効ノ法律行為及行為能力ノ制限ニ因リテ取消スコトヲ得ヘキ法律行為ニ付証書ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十七条 公証人ハ日本語ヲ用ウル証書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス

第二十八条 公証人証書ヲ作成スルニハ嘱託人ノ氏名ヲ知り且之ト面識アルコトヲ要ス

②公証人嘱託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要ス

③急迫ナル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルトキハ前項ノ手續ハ証書ヲ作成シタル後三日内ニ証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ之ヲ為スコトヲ得

④前項ノ手續ヲ為シタルトキハ証書ハ急迫ナル場合ニ非サルカ為

(通訳人)

第二十九条 公証人は、囑託人が日本語に通じない場合又は囑託人が聴覚、言語機能若しくは音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることが困難であり、かつ、当該囑託人が視覚障害その他の障害により表現を認識することが困難である場合若しくは当該囑託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、通訳人に通訳をさせなければならない。

(証人)

第三十条 公証人は、囑託人が視覚障害その他の障害により表現を認識することが困難である場合又は囑託人が文字を理解することが困難である場合において、公正証書を作成するときは、証人を立ち会わせなければならない。

(映像等の送受信による通話の方法による通訳等)

第三十一条 前二条の場合において、公証人は、囑託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人並びに囑託人及び通訳人又は証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら

其ノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第二十九条 囑託人日本語ヲ解セサル場合又ハ聾者若ハ啞者其ノ他言語ヲ発スルコト能ハサル者ニシテ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ通事ヲ立会ハシムルコトヲ要ス

第三十条 囑託人盲者ナル場合又ハ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ立会人ヲ立会ハシムルコトヲ要ス

②前項ノ規定ハ囑託人立会人ヲ立会ハシムルコトヲ請求シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テハ前三条ノ規定ハ其ノ代理人ニ之ヲ適用ス

通話をすることができる方法によつて、通訳人に通訳をさせ、又は証人を公正証書の作成に立ち会わせることができる。

(代理人による公正証書の作成の嘱託)

第三十二条 公正証書の作成の嘱託は、代理人によつてすることができる。

2| 前項の規定による嘱託は、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、代理人の権限を証する書面又は電磁的記録を提出してしなければならない。

3| 前項の書面又は電磁的記録が第五十二条第一項の規定による認証を受けていない私署証書又は第五十九条第一項の規定による認証を受けていない電磁的記録であるときは、公証人は、当該書面又は電磁的記録のほか、官公署の作成した印鑑若しくは署名に関する証明書又は署名用電子証明書等を提供させなければならぬ。ただし、当該書面又は電磁的記録が真正であることが公証人の保存する書面又は電磁的記録から明らかであるときは、この限りでない。

(通訳人等に関する規定の準用)

第三十三条 第二十九条から第三十一条までの規定は、前条第一項の規定による嘱託をした代理人について準用する。

第三十二条 代理人ニ依リ嘱託セラレタル場合ニ於テ公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ権限ヲ証明セシムルコトヲ要ス

②前項ノ証書カ認証ヲ受ケサル私署証書ナルトキハ其ノ証書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ関スル証明書ヲ提出セシメ証書ノ真正ナルコトヲ証明セシムルコトヲ要ス但シ当該公証人ノ保存スル書類ニ依リ証書ノ真正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

③証書ノ作成ニ関スル規定ニ依リ代理又ハ其ノ方式ノ欠缺ヲ追完シタルトキハ証書ハ其ノ欠缺アリタルカ為効力ヲ妨ケラルコトナシ

第三十三条 第三者ノ許可又ハ同意ヲ要スヘキ法律行為ニ付公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ証明セシムルコトヲ要

(第三者の許可等があつたことの証明)

第三十四条 公証人は、第三者の許可又は同意を得なければならぬ行為について公正証書を作成するには、法務省令で定めるところにより、その許可又は同意があつたことを証する書面又は電磁的記録を提供させなければならない。

2| 第三十二条第三項の規定は、前項の書面又は電磁的記録について準用する。

(通訳人等の選定等)

第三十五条 通訳人及び証人は、嘱託人(代理人によつて嘱託された場合にあつては、その代理人。第三十七条第二項、第四十

ス

②前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四条 通事及立会人ハ嘱託人又ハ其ノ代理人之ヲ選定スルコトヲ要ス

②立会人ハ通事ヲ兼ヌルコトヲ得

③左ニ掲クル者ハ立会人タルコトヲ得ス但シ第三十条第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 未成年者

二 第十四条ニ掲ケタル者

三 自ラ署名スルコト能ハサル者

四 嘱託事項ニ付利害ノ関係ヲ有スル者

五 嘱託事項ニ付代理人若ハ輔佐人タル者又ハ代理人若ハ輔佐人タリシ者

六 公証人又ハ嘱託人若ハ其ノ代理人ノ配偶者、四親等内ノ親族、法定代理人、保佐人、補助人、雇人又ハ同居人

七 公証人ノ書記

第三十五条 公証人証書ヲ作成スルニハ其ノ聴取シタル陳述、其ノ目撃シタル状況其ノ他自ラ実験シタル事実ヲ録取シ且其ノ実

条第三項及び第五十二条第二項において同じ。）が選定しなければならぬ。

2| 証人は、通訳人を兼ねることができる。

3| 次に掲げる者は、証人となることができない。

一| 未成年者

二| 第十四条各号に掲げる者

三| 嘱託事項について利害関係を有する者

四| 嘱託事項について代理人である者又は代理人であった者

五| 嘱託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助人、被用者又は同居人

六| 公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同居人又は書記

記

(書面又は電磁的記録による公正証書の作成)

第三十六条 公証人は、第二十八条又は第三十二条の規定による

嘱託があつた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定めるものをもって公正証書を作成するものとする。

一| 次号に掲げる場合以外の場合 電磁的記録

二| 電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な

事情がある場合 書面

驗ノ方法ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三十六条 公証人ノ作成スル証書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ

記載スルコトヲ要ス

一| 証書ノ番号

二| 嘱託人ノ住所、職業、氏名及年齢若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所

三| 代理人ニ依リ嘱託セラレタルトキハ其ノ旨並其ノ代理人ノ住所、職業、氏名及年齢

四| 嘱託人又ハ其ノ代理人ノ氏名ヲ知り且之ト面識アルトキハ

其ノ旨

五 第三者ノ許可又ハ同意アリタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ第三者ノ住所、職業、氏名及年齢若法人ナルトキハ其ノ名称及事務所

六 印鑑証明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ人違ナキコトヲ証明セシメ又ハ印鑑若ハ署名ニ関スル証明書ヲ提出セシメテ證書ノ真正ナルコトヲ証明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

七 第三十二条第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由

八 急迫ナル場合ニ於テ人違ナキコトヲ証明セシメサリシトキハ其ノ旨

九 通事又ハ立会人ヲ立会ハシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ通事又ハ立会人ノ住所、職業、氏名及年齢

十 作成ノ年月日及場所

(公正証書の記載又は記録の方法)

第三十七条 公証人は、公正証書を作成するには、その聴取した陳述、その目撃した状況その他の自己の実験した事実及びその実験の方法を記載し、又は記録しなければならない。

2 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者（嘱託人（公証人が通訳人に通訳をさせ、又は証人を立

第三十七条 公証人証書ヲ作成スルニハ普通平易ノ語ヲ用井字画ヲ明瞭ナラシムヘシ

② 接続スヘキ字行ニ空白アルトキハ墨線ヲ以テ之ヲ接続セシムヘシ

③ 数量、年月日及番号ヲ記載スルニハ壹式参拾ノ字ヲ用ウヘシ

ち会わせた場合にあつては、嘱託人及び当該通訳人又は当該証人）をいう。第四十条第一項、第三項及び第五項、第五十二条第二項並びに第五十三条第四項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ  
とができる方法によつて、前項の事実の試験を行うことができ  
る。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場  
合にあつては、当該他の嘱託人に異議がないときに限る。

3| 前項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十五条の六第一項（同法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の公正証書を作成する場合については、適用しない。

（公正証書の記載又は記録事項）

第三十八条 公正証書には、前条第一項の規定により記載し、又は記録すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 公正証書の番号
- 二 嘱託人の住所及び氏名（嘱託人が法人であるときにあつては、その名称）
- 三 代理人によつて嘱託されたときは、その旨及び当該代理人の氏名又は名称
- 四 公正証書の作成に当たり通訳人に通訳をさせ、又は証人を

第三十八条 証書ノ文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス

② 証書ニ文字ヲ挿入スルトキハ其ノ字数及其ノ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及嘱託人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス

③ 証書ノ文字ヲ削除スルトキハ其ノ文字ハ尚明ニ読得ヘキ為字体ヲ存シ削除シタル字数及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ余白ニ記載シ公証人及嘱託人又ハ其ノ代理人之ニ捺印スルコトヲ要ス

④ 前三項ノ規定ニ違反シテ為シタル訂正ハ其ノ効力ヲ有セス

- 立ち会わせるときは、その旨及びその事由（第三十一条に規定する方法により通訳人に通訳をさせ、又は証人を立ち会わせるときにあつては、その旨及びその事由を含む。）並びにこれらの者の氏名
- 五 作成の年月日
- 六 その他法務省令で定める事項

（添付書面等の引用）

第三十九条 公証人は、法務省令で定めるところにより、公正証書に他の書面又は電磁的記録を引用し、かつ、これを添付することができる。

（公正証書の記載又は記録の正確なことの承認等）

第四十条 公証人は、その作成した公正証書を、列席者に読み聞

第三十九条 公証人ハ其ノ作成シタル証書ヲ列席者ニ読聞カセ又ハ閲覧セシメ囑託人又ハ其ノ代理人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス

② 通事ヲ立会ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ証書ノ趣旨ヲ通訳セシメ且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス

③ 前二項ノ記載ヲ為シタルトキハ公証人及列席者各自証書ニ署名捺印スルコトヲ要ス

④ 列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人之ニ捺印スルコトヲ要ス

⑤ 証書数葉ニ渉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第四十条 公証人ノ作成スル証書ニ他ノ書面ヲ引用シ且之ヲ其ノ



かせ、又は閲覧させ、列席者からその記載又は記録の正確なことの承認を得なければならない。

2| 公証人は、公正証書の作成に当たり通訳人に通訳をさせたときは、当該通訳人に公正証書の趣旨を通訳させて、前項の承認を得なければならない。

3| 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、前二項に規定する行為をし、又はこれをさせることができる。ただし、当該申出をした嘱託人以外に他の嘱託人がある場合にあつては、当該他の嘱託人に異議がないときに限る。

4| 公証人は、第一項の承認を得たときは、その旨(第二項の規定により通訳人に通訳をさせた場合にあつては、その旨を含む。)を公正証書に記載し、又は記録し、かつ、当該公正証書について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 電磁的記録をもって公正証書を作成する場合 当該公正証書が指定公証人の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該公正証書が改変されているかどうかを確認することができる等当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で

証書ニ添付スルトキハ公証人其ノ証書ト添附書面トノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

②前三条ノ規定ハ前項ノ添附書面ニ之ヲ準用ス

③前二項ニ依ル添附書面ハ公証人ノ作成シタル証書ノ一部ト看做ス

定めるもの

二 書面をもつて公正証書を作成する場合 署名及び第二十一条第一項の印鑑による押印

5 列席者は、第一項の承認をしたときは、前項の公正証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

(嘱託人による印紙の貼用)

第四十一条 公証人は、嘱託人に対し、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の規定により公正証書（書面をもつて作成されたものに限る。）に印紙を貼用させなければならない。

第三節 公正証書に記載され、又は記録された事項の証明等

(公正証書の閲覧等)

第四十二条 嘱託人、その承継人又は利害関係を有する第三者は、公証人に対し、当該公証人の保存する公正証書又はその附属

第四十一条 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書其ノ他ノ附属書類ハ公証人ノ作成シタル証書ニ之ヲ連綴スヘシ但シ嘱託人ヨリ附属書類ノ原本ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連綴スルコトヲ得

②公証人ハ証書ト其ノ附属書類トノ綴目及附属書類相互ノ綴目ニ契印ヲ為スヘシ

第四十二条 証書ノ原本滅失シタルトキハ公証人ハ既ニ交付シタル証書ノ正本又ハ謄本ヲ徴シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務

書類（これらが電磁的記録をもって作成された場合にあつては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧を請求することができる。

2| 第二十八条並びに第三十二条第一項及び第二項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

3| 嘱託人の承継人は、第一項の規定による請求をする場合には、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、承継の事実を証する書面又は電磁的記録を提供しなければならない。

4| 利害関係を有する第三者は、第一項の規定による請求をする場合には、法務省令で定めるところにより、公証人に対し、利害関係を有することを証する書面又は電磁的記録を提供しなければならない。

5| 公証人は、公正証書又はその附属書類に記載され、又は記録されている者（自然人である者に限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該公正証書又はその附属書類に当該住所が明らかにされない措置を講じた上で、第一項の閲覧をさせなければならない。

（公正証書の謄本等の交付等）

局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

②前項ノ証書ニハ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スル旨及其ノ認可ノ年月日ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四十三条 嘱託人、その承継人又は利害関係を有する第三者は、公証人に対し、当該公証人の保存する公正証書又はその附属書類について、次に掲げる請求をすることができる。

一 公正証書（書面をもって作成されたものに限る。次条第一項第一号において同じ。）又は公正証書の附属書類（書面をもって作成されたものに限る。）の謄本又は抄本の交付の請求

二 公正証書（電磁的記録をもって作成されたものに限る。次号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。）又は公正証書の附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。次号において同じ。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付の請求

三 公正証書又は公正証書の附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の提供の請求

2| 第二十八条、第三十二条第一項及び第二項並びに前条第三項から第五項までの規定は、前項の請求について準用する。

3| 第一項各号の書面又は電磁的記録の作成及び交付又は提供に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（公正証書の正本等の交付等）

第四十四条 嘱託人又はその承継人は、公証人に対し、当該公証人の保存する公正証書について、次に掲げる請求をすることが

第四十三条 公証人ハ嘱託人ヲシテ印紙税法ニ依リ証書ノ原本ニ印紙ヲ貼用セシムヘシ

第四十四条 嘱託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ証書ノ原本ノ閲覧ヲ請求

できる。

一 公正証書の正本の交付の請求

二 公正証書に記録されている事項を記載した書面であつて、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したものの交付の請求

三 公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録であつて、公証人が法務省令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したものの提供の請求

2| 第二十八条、第三十二条並びに第四十二条第三項及び第五項の規定は、前項の請求について準用する。

3| 第三十二条第三項の規定は、嘱託人の承継人が前項において準用する第四十二条第三項の規定により提供すべき書面又は電磁的記録について準用する。

4| 第一項各号の書面又は電磁的記録の作成及び交付又は提供に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(公正証書等に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供の方式等)

第四十五条 公証人は、第四十三条第一項第三号又は前条第一項第三号の電磁的記録を提供する場合には、当該電磁的記

スルコトヲ得

② 第二十八条第一項及第二項、第三十一条並第三十二条第一項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ原本ヲ閲覽セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

③ 公証人嘱託人ノ承継人ニ証書ノ原本ヲ閲覽セシムヘキ場合ニ於テハ承継人タルコトヲ証スヘキ証書ヲ提出セシメ其ノ承継人タルコトヲ証明セシムヘシ

④ 檢察官ハ何時ニテモ証書ノ原本ノ閲覽ヲ請求スルコトヲ得

第四十五条 公証人ハ証書原簿ヲ調製スヘシ

録に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該電磁的記録が指定公証人の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるもの

二 指定公証人が前号に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証明する情報を電磁的方式により付すこと。

2 前項第二号の情報は、法務大臣又は法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局長が作成する。

3 前項の規定による指定は、告示により行う。

#### 第四節 雑則

##### (公正証書の滅失と回復)

第四十六条 公正証書又はその附属書類の全部又は一部が滅失したときは、公証人の所属する法務局又は地方法務局長は、公証人に対し、一定の期間を定めて、当該公正証書又はその附属書類の回復に必要な処分を命ずることができる。

第四十六条 証書原簿ニハ証書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

- 一 証書ノ番号及種類
- 二 嘱託人ノ氏名若法人ナルトキハ其ノ名称
- 三 作成ノ年月日

②前項ノ規定ハ証書ノ作成ヲ記入スヘキ帳簿ニ関シ法令ニ別段ノ

(公正証書原簿の調製)

第四十七条 公証人は、公正証書原簿を調製しなければならない。

一

2| 公正証書原簿には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 公正証書の番号及び種類
- 二 嘱託人の氏名又は名称
- 三 作成の年月日
- 四 その他法務省令で定める事項

(債務名義の正本等の送達)

第四十八条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に掲げる債務名義については、同法第二十九條前段の債務名義の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録の送達は、郵便又は最高裁判所規則で定める方法による。

2| 前項の規定による郵便による送達は、申立てにより、公証人がこれを行う。

定アル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七条 嘱託人又ハ其ノ承継人ハ証書ノ正本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

②第二十八條第一項及第二項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

③第三十二條第二項ノ規定ハ嘱託人ノ承継人カ証書ノ正本ノ交付ヲ請求スル場合ニ提出スヘキ証書ニ之ヲ準用ス

第四十八条 証書ノ正本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

- 一 証書ノ全文
- 二 正本タルコト
- 三 交付ヲ請求シタル者ノ氏名
- 四 作成ノ年月日及場所

②前項ノ規定ニ違反スルモノハ証書ノ正本タルノ効力ヲ有セス

3 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百条第一項、第一百一条第二項、第一百二条の二、第一百三條、第一百五條、第一百六條並びに第一百七條第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（遺言公正証書の特例）

第四十九条 公証人は、第十八条第二項本文の規定にかかわらず、その役場以外の場所において、民法第九百六十九条から第九百七十条まで及び第九百七十二条に規定する遺言に係る職務を行うことができる。

（拒絶証書の特例）

第五十条 第二十八条から第三十三条までの規定は、公証人が拒絶証書を作成する場合には、適用しない。

（任意後見契約公正証書の特例）

第五十一条 公証人は、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第三条に規定する公正証書を作成したときは、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二十一条第一項の登記所に任意後見契約の登記を嘱託しなければならない。

第四十九条 数事件ヲ列記スル証書又ハ数人各自ニ関係ヲ異ニスル証書ニ付テハ有用ノ部分及証書ノ方式ニ関スル記載ヲ抄録シテ其ノ正本ヲ作成スルコトヲ得

②前項ノ正本ニハ抄録正本タルコトヲ記載シ前条第一項第二号ノ記載ニ代フルコトヲ要ス

第五十条 公証人証書ノ正本ヲ交付シタルトキハ其ノ証書ノ末尾ニ嘱託人又ハ其ノ承継人何某ノ為ニ正本ヲ交付シタル旨及其ノ交付ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

第五十一条 嘱託人、其ノ承継人又ハ証書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ証書又ハ其ノ附属書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

②第二十八条第一項及第二項、第三十一条、第三十二条第一項並



らない。

2| 前項の登記の嘱託は、第四十三条第一項第一号の公正証書の謄本、同項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限り。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限り。）を提供してしなければならない。

## 第五章 認証

### 第一節 私署証書等の認証等

#### （私署証書等の認証）

第五十二条 公証人は、私署証書に認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人に当該私署証書に署名させ、若しくは押印させ、又は嘱託人が当該私署証書に署名若しくは押印をしたことを当該嘱託人（代理人によつて嘱託された場合にあつては、当該嘱託人又はその代理人）に確認させ、その旨を当該私署証書に記載してこれをしなければならない。

2| 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法

第四十四条第三項ノ規定ハ前項ニ依リ公証人証書ノ謄本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十二条 証書ノ謄本ニハ左ノ事項ヲ記載シ公証人之ニ署名捺

印スヘシ

- 一 証書ノ全文
- 二 謄本タルコト
- 三 作成ノ年月日及場所

によって、同項に規定する行為をさせることができる。

3| 公証人は、私署証書の謄本に認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、当該私署証書と対照してこれと符合することを確認し、その旨を当該私署証書の謄本に記載してこれをしてしなければならぬ。

4| 第一項及び前項の認証を与える場合において、私署証書に文字の挿入、削除その他の訂正があるとき又は破損若しくは外見上著しく疑わしい点があるときは、公証人は、その状況を当該私署証書又はその謄本に記載して認証をしなければならぬ。

5| 前章第一節、第二十八条、第三十二条及び第三十四条の規定は第一項又は第三項の規定により私署証書又はその謄本に認証を与える場合について、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十五条の規定は第一項の規定により私署証書に認証を与える場合について、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第四十六条の規定は第一項又は第三項の規定による認証に係る附属書類について、それぞれ準用する。

(私署証書の宣誓認証)

第五十三条 公証人は、前条第一項の規定により私署証書に認証を与える場合において、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人に当該私署証書の記載が真実であることを宣誓させた上、当該私署証書に署名させ、若しくは押印させ、

第五十三条 証書ノ謄本ハ其ノ一部ニ付之ヲ作成スルコトヲ得

②前項ノ謄本ニハ抄録謄本タルコトヲ記載スヘシ

又は当該私署証書に署名若しくは押印をしたことを確認させたときは、その旨を当該私署証書に記載してこれを認証しなければならぬ。

2| 前項の規定による認証の嘱託は、私署証書二通を提出してしなければならない。

3| 第一項の規定による認証の嘱託は、前条第五項において準用する第三十二条第一項の規定にかかわらず、代理人によつてすることができない。

4| 公証人は、嘱託人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、公証人及び列席者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、同項に規定する行為をさせることができる。

5| 公証人は、第一項の規定による記載をした私署証書のうち一通を自ら保存し、他の一通を嘱託人に還付しなければならない。

6| 第四十二条、第四十三条（第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）及び第四十六条の規定は、前項の規定により公証人の保存する私署証書について準用する。

（認証を与える私署証書等の記載事項）

第五十四条 前二条の規定により認証を与える私署証書又はその

第五十四条 前二条ノ規定ハ証書ノ附属書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ

謄本には、公証人が、法務省令で定めるところにより、第五十六條第二項第一号の登簿番号、認証の年月日及びその場所その他法務省令で定める事項を記載した上、当該公証人及び証人が署名押印しなければならない。この場合において、当該公証人は、当該私署証書又はその謄本と認証簿とに契印をしなければならない。

(過料)

第五十五条 私署証書の記載が虚偽であることを知って第五十三條第一項に規定する宣誓をした者は、十万円以下の過料に処する。

(認証簿の調製)

第五十六条 公証人は、認証簿を調製しなければならない。

2 認証簿には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 登簿番号

二 嘱託人の住所及び氏名（嘱託人が法人であるときにあつては、その名称）

三 私署証書の種類及び署名又は押印をした者

四 認証の方法

準用ス

第五十五条 証書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附属書類ノ謄本ヲ請求スル者ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ自ラ記載シ公証人ノ署名捺印ノミヲ請求スルコトヲ得

②公証人前項ノ正本又ハ謄本ニ署名捺印シタルトキハ其ノ正本又ハ謄本ハ公証人自ラ之ヲ作成シタルト同一ノ効力ヲ有ス

第五十六条 証書ノ正本若ハ謄本又ハ其ノ附属書類ノ謄本数葉ニ涉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スヘシ

②第三十七条及第三十八条ノ規定ハ証書ノ正本及謄本並其ノ附属書類ノ謄本ノ作成ニ之ヲ準用ス

- 五 証人の住所及び氏名
- 六 認証の年月日
- 七 その他法務省令で定める事項

## 第二節 定款の認証

(定款の認証の事務を取り扱う公証人)

第五十七条 会社法第三十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。)並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証の事務は、法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方方法務局に所属する公証人が取り扱う。

(書面の定款の認証)

第五十八条 前条の定款(電磁的記録をもって作成されたものを除く。以下この条において同じ。)の認証の嘱託は、定款二通を提出してしなければならない。

2 公証人は、前項の定款の認証を与えるには、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人が当該定款に署名又は記名押印をしたことを当該嘱託人(代理人によつて嘱託された場合にあつては、当該嘱託人又はその代理人)に確認させ、当該定款にその旨を記載しなければならない。

第五十七条 第十八条第二項ノ規定ハ公証人遺言書ヲ作成スル場合ニ、第二十八条乃至第三十二条ノ規定ハ公証人拒絶証書ヲ作成スル場合ニ之ヲ適用セス

第五十七条ノ二 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十条第五号ニ掲グル債務名義ニ付テハ其ノ正本若ハ謄本又ハ同法第二十九条後段ノ執行文及文書ノ謄本ノ送達ハ郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル

②郵便ニ依ル送達ハ申立ニ因リ公証人之ヲ為ス

③民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十九条第二項、第一百一条乃至第一百三一条、第一百五一条、第一百六一条、第一百七一条第一項及第一百九十九条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 3| 公証人は、前項の規定による記載をした定款のうち一通を自ら保存し、他の一通を嘱託人に還付しなければならない。
- 4| 前章第一節、第二十八条から第三十五条まで、第五十二条第二項及び第四項、第五十四条並びに第五十六条の規定は第二項の規定による定款の認証について、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第四十六条の規定は前項の規定により公証人の保存する定款又はその附属書類について、それぞれ準用する。

### 第三節 電磁的記録の認証等

#### (電磁的記録の認証等)

第五十九条 指定公証人は、電磁的記録に認証を与えるには、法律省令で定めるところにより、その面前において嘱託人（代理人）によって嘱託された場合にあつては、嘱託人又はその代理人（）に嘱託に係る電磁的記録について次の各号のいずれかに該当する行為（第五十七条の定款が電磁的記録をもって作成された場合にあつては、第二号に該当する行為に限る。）をさせ、電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に記録された情報に付して認証しなければならない。

- 一 嘱託に係る電磁的記録がその者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等その者の作成

第五十七条ノ三 公証人任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第三条ニ規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

②前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

に係るものであることを確実に示すことができるものとして  
法務省令で定めるもの（嘱託人がするものに限る。）をす  
ること。

二 前号の措置をしたことを確認すること。

2 第二十六条、第二十八条から第三十五条まで及び第五十二条  
第二項の規定は、前項の規定により電磁的記録に認証を与える  
場合について準用する。

3 指定公証人は、第一項の規定により電磁的記録に認証を与え  
る場合において、嘱託人がその面前において嘱託に係る電磁的  
記録の内容が真実であることを宣誓した上で同項各号のいずれ  
かに該当する行為をしたときは、法務省令で定めるところによ  
り、電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に  
記録された情報に付して認証しなければならぬ。この場合に  
おいては、第五十三条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 嘱託に係る電磁的記録の内容が虚偽であることを知って前項  
の宣誓をした者は、十万円以下の過料に処する。

（認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認す  
るに足りる情報の保存等）

第六十条 指定公証人は、法務省令で定めるところにより、前条

## 第五章 認証

第五十八条 公証人私署証書ニ認証ヲ与フルニハ当事者其ノ面前

第一項の規定により認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認するに足りる情報を保存するものとする。

2| 嘱託人は、前条第一項の規定により認証を受けた電磁的記録に記録された情報と同一の情報を記録した電磁的記録の保存を請求することができる。

3| 嘱託人、その承継人又は利害関係を有する第三者は、次に掲げる請求をすることができる。

一 自己の保有する電磁的記録に記録された情報と第一項に規定する電磁的記録に記録された情報とが同一であることの証明の請求

二 前項の規定により保存された電磁的記録に記録された情報と同一の情報の提供の請求

4| 前項第二号の情報の提供は、法務省令で定めるところにより、同号の電磁的記録の内容を証する書面の交付をもってすることができる。

5| 第二十八条並びに第三十二条第一項及び第二項の規定は第二項及び第三項の請求について、第四十二条第三項及び第四項の規定は第三項の請求について、同条第五項の規定は第三項第二号に掲げる請求について、それぞれ準用する。

(電磁的記録の認証等の方式等)

第六十一条 指定公証人は、前二条の規定により認証を与え、又

ニ於テ証書ニ署名若ハ捺印シタルトキ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

②私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルニハ証書ト対照シ其ノ符合スルコトヲ認メタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

③私署証書ニ文字ノ挿入、削除、改竄、欄外ノ記載其ノ他ノ訂正アルトキ又ハ破損若ハ外見上著ク疑フヘキ点アルトキハ其ノ状況ヲ認証文ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八条ノ二 公証人私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事



は電磁的方式による証明若しくは情報の提供を行う場合においては、当該認証を与える電磁的記録（第五十九条第一項又は第三項の規定によりこれに付すべき情報を含む。）又は当該証明に係る情報若しくは当該提供に係る情報を記録した電磁的記録に次に掲げる措置を講じなければならない。

一 電磁的記録がその指定公証人の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等当該指定公証人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるもの

二 指定公証人が前号に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証明する情報を電磁的方式により付すこと。

2| 前項第二号の情報は、法務大臣又は法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局長が作成する。

3| 前項の規定による指定は、告示により行う。

（閲覧等の規定の準用）

第六十二条 第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第四十六条の規定は、第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類について準用する。

者其ノ面前ニ於テ証書ノ記載ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上証書ニ署名若ハ捺印シ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

②前項ノ認証ノ嘱託ハ証書ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

③第一項ノ認証ノ嘱託ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ズ

④公証人ハ第一項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタル証書ノ中通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス

第五十九条 認証ヲ与フヘキ証書ニハ登簿番号、認証ノ年月日及其ノ場所ヲ記載シ公証人及立会人之ニ署名捺印シ且公証人其ノ証書ト認証簿トニ契印ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テ嘱託人ノ

申立アルトキハ第三十六条第四号及第六号乃至第八号ニ掲グル

事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十条 第二十六条乃至第三十四条、第三十七条、第三十八条及第三十九条第五項ノ規定ハ私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス

第六十条ノ二 官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スベキ証書其ノ他ノ附属書類ハ第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書ニ之ヲ連綴スベシ

②第四十一条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十条ノ三 第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リテ保存スル証書滅失シタルトキハ公証人ハ囑託人ニ還付シタル証書ニ依リテ謄本ヲ作成シ又ハ既ニ交付シタル証書ノ謄本ヲ徴シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス

②第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十条ノ四 第四十四条及第五十一条乃至第五十六条ノ規定ハ第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類ニ之ヲ準用ス

第六十条ノ五 証書ノ記載ガ虚偽ナルコトヲ知リテ第五十八条ノ  
二第一項ニ規定スル宣誓ヲ為シタル者八十万円以下ノ過料ニ処  
ス

第六十一条 公証人ハ認証簿ヲ調製スヘシ

第六十二条 認証簿ニハ認証ヲ与フル毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ  
事項ヲ記入スヘシ

- 一 登簿番号
- 二 囑託人ノ住所及氏名若クハ法人ナルトキハ其ノ名称及事務所
- 三 証書ノ種類及署名捺印者
- 四 認証ノ方法
- 五 立会人ノ住所及氏名
- 六 認証ノ年月日

第六十二条ノ二 会社法第三十条第一項及其ノ準用規定並一般社  
団法人及び一般財団法人に関する法律第十三条及第百五十五条  
ノ規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ法人ノ本店又ハ主たる事務所  
ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所属公証人之ヲ取  
扱フ

第六十二条ノ三 前条ノ定款（其ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ除ク以下之ニ同ジ）ノ認証ノ囑託ハ定款ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

②公証人前項ノ定款ノ認証ヲ与フルニハ囑託人ヲシテ其ノ面前ニ於テ定款各通ニ付其ノ署名又ハ記名捺印ヲ自認セシメ其ノ旨ヲ之ニ記載スルコトヲ要ス

③公証人ハ前項ノ記載ヲ為シタル定款ノ中通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ囑託人ニ還付スルコトヲ要ス

④第五十八条第三項、第五十九条、第六十条、第六十一条及第六十二条ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ四 代理人ノ権限ヲ証スヘキ証書、官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スヘキ証書其ノ他ノ附属書類ハ前条第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款ニ之ヲ連綴スヘシ

②第四十一条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ五 第六十条ノ三及第六十条ノ四ノ規定ハ第六十二条ノ三第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附属書類ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ六 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フルニハ法務

- 省令ノ定ムルトコロニ依リ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付左ノ行為（第六十二条ノ二ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ第二号ノ行為ニ限ル）ヲ為シタルトキ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス
- 一 嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報が其ノ者ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報が他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ确实ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為シタルトキ
- 二 前号ニ規定スル措置ヲ為シタルコトヲ自認シタルトキ
- ② 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上前項各号ノ行為ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ第五十八条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス
- ③ 前二項ノ認証ノ嘱託ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス
- ④ 第二十六条及第二十九条乃至第三十一条ノ規定ハ第一項及第二項ノ規定ニ依リ電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ之ヲ準用ス
- ⑤ 嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ガ虚偽ナルコトヲ知りテ第二項ノ

宣誓ヲ為シタル者八十万円以下ノ過料ニ処ス

第六十二条ノ七 指定公証人ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ同一性ヲ確認スルニ足ル情報ヲ保存ス

② 嘱託人ハ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得

③ 嘱託人、其ノ承継人又ハ電磁的記録ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ左ノ証明又ハ情報ノ提供ヲ請求スルコトヲ得

一 自己ノ保有スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト第一項ニ規定スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ナルコトニ關スル証明

二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラレタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ノ提供

④ 前項第二号ノ情報ノ提供ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ノ交付ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

⑤ 前条第三項ノ規定ハ第二項及第三項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第六十二条ノ八 指定公証人前二条ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依ル証明若ハ情報ノ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二条ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

一 電磁的記録ニ記録セラレタル情報が其ノ指定公証人ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報ガ他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為スコト

二 指定公証人ガ前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト

②前項第二号ノ情報ハ法務大臣又ハ法務大臣ノ指定シタル法務局若ハ地方法務局ノ長之ヲ作ル

③前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

○ 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)(第五十四条関係)

改正案	現行
<p>第七条 公証人法第六十条及第六十一条ノ規定ハ指定公証人ガ第五條第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>② (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項ノ規定ハ第五條第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前條第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十条第二項及ビ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス</p>	<p>第七条 公証人法第六十二条ノ七及ビ第六十二条ノ八ノ規定ハ指定公証人ガ第五條第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>② (同上)</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 第一項ノ規定ハ第五條第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前條第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十二条ノ七第二項及ビ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス</p>



改正案	現行
<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録を含む。以下この章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項において準用する公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第六十二条第四項の規定により交付を受けた書面</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十四条の九（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録を含む。以下この章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一〜三（同上）</p> <p>四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項において準用する公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第六十二条ノ七第四項の規定により交付を受けた書面</p> <p>4・5（同上）</p>

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第五十六条関係）

改正案	現行
<p>（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例） 第七十八条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしなければならない。</p>	<p>（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例） 第七十八条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十五条（略）</p> <p>2 前項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項（公証人法の規定の準用）において準用する公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第六十条第四項（認証を受けた電磁的記録に記録された情報の同一性を確認するに足りる情報の保存等）の規定により交付を受けた書面</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（法定納期限等以前に設定された質権の優先） 第十五条（同上）</p> <p>2 前項の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてなければならない。</p> <p>一〜三（同上）</p> <p>四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項（公証人法の規定の準用）において準用する公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第六十二条ノ七第四項（書面の交付による情報の提供）の規定により交付を受けた書面</p> <p>3・4（同上）</p>

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（第五十八条関係）

改正案	現行
<p>（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権） 第七十四条の三（略）</p> <p>2 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書（当該公正証書が電磁的記録をもつて作成された場合にあつては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権） 第七十四条の三（同上）</p> <p>2 国税庁等の当該職員は、納税義務がある者等に係る相続税若しくは贈与税に関する調査又は当該相続税若しくは贈与税の徴収について必要があるときは、公証人の作成した公正証書の原本のうち当該納税義務がある者等に関する部分の閲覧を求め、又はその内容について公証人に質問することができる。</p> <p>3・4（同上）</p>

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第五十九条関係）

改正案

現行

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

1～6（略）

1～6（同上）

番号	課税物件		課税標 準及び 税率	非課税物件
	物件 名	定義		
一～五 （略）		1 定款は、会社（相互会社を含む。）の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。	一通につき 四万円	1 株式会社又は相互会社は定款のうち、公証人法第五十八条第三項（書面の定款の認証）の規定により公証人の保存するもの以外のもの
六	定款	1 定款は、会社（相互会社を含む。）の設立のときに作成される定款の原本に限るものとする。	一通につき 四万円	1 株式会社又は相互会社は定款のうち、公証人法第六十二条第三項（定款の認証手続）の規定により公証人の保存するもの以外のもの
七～二十 （略）				
七～二十 （同上）				

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（第六十条関係）

改正案

現行

<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録を取得してはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2・3 （同上）</p>
--	---

○ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（第六十一条関係）  
 （現行規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の債務者又は保証人（以下この条において「債務者等」という。）から、これらの者が当該債権に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載し、又は記録した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該債権の債権金額その他法務省令で定める事項の記載又は記録をしていない委任状を取得してはならない。</p> <p>4～9（略）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰</p>	<p>第十八条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の債務者又は保証人（以下この条において「債務者等」という。）から、これらの者が当該債権に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合においては、当該債権の債権金額その他法務省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。</p> <p>4～9（同上）</p> <p>第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する</p>

金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、許可を受けないで債権管理回収業を営んだとき。

二 不正の手段により第三条の許可を受けたとき。

三 第十四条の規定に違反して、他人に債権管理回収業を営ませたとき。

四 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の許可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十二条ただし書の規定による承認を受けないで、債権管理回収業及び同条各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

三 第十七条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五 第二十一条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出したとき。

一 第三条の規定に違反して、許可を受けないで債権管理回収業を営んだ者

二 不正の手段により第三条の許可を受けた者

三 第十四条の規定に違反して、他人に債権管理回収業を営ませた者

四 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の許可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条ただし書の規定による承認を受けないで、債権管理回収業及び同条各号に掲げる業務以外の業務を営んだ者

三 第十七条第一項の規定に違反した者

四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

五 第二十一条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者



六 第二十二條第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

七 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十三條第二項の規定に違反したとき。

三 第十五條第一項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。

四 第十六條の規定に違反して、証書を返還しなかったとき。

五 第十七條第二項の規定に違反したとき。

六 第十八條第一項の規定に違反したとき。

七 第十八條第二項の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしたとき。

八 第十八條第三項の規定に違反して、同項に規定する事項の

六 第二十二條第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

七 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三條第二項の規定に違反した者

三 第十五條第一項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十六條の規定に違反して、証書を返還しなかった者

五 第十七條第二項の規定に違反した者

六 第十八條第一項の規定に違反した者

七 第十八條第二項の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

八 第十八條第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を

九 記載又は記録をしていない委任状を取得したとき。  
九 第二十三条の規定による命令に違反したとき。

九 記載していない委任状を取得した者  
九 第二十三条の規定による命令に違反した者

○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）（第六十二条関係）

改正案

現行

<p>（住宅建設瑕疵担保保証金の還付等）          第六条（略）</p> <p>2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅建設瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該報酬返還請求権等の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載され、又は記録された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（住宅販売瑕疵担保保証金の還付等）          第十四条（略）</p> <p>2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。</p> <p>一（略）</p>	<p>（住宅建設瑕疵担保保証金の還付等）          第六条（同上）</p> <p>2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅建設瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 当該報酬返還請求権等の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。</p> <p>三（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>（住宅販売瑕疵担保保証金の還付等）          第十四条（同上）</p> <p>2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。</p> <p>一（同上）</p>
--	---

<p>3 (略)</p>	<p>二 当該代金返還請求権等の存在及び内容について当該供託宅 地建物取引業者と合意した旨が記載され、又は記録された公 正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交 通省令で定めるとき。</p> <p>三 (略)</p>
<p>3 (同上)</p>	<p>二 当該代金返還請求権等の存在及び内容について当該供託宅 地建物取引業者と合意した旨が記載された公正証書を作成し たときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定める とき。</p> <p>三 (同上)</p>

■ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（第六十三条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第六節 公害等調停（第三十三条の三）</p> <p>第七節 知的財産調停（第三十三条の四）</p> <p>（電子調書の作成）</p> <p>第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2   裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したとき</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第六節 公害等調停（第三十三条の三）</p> <p>（調書の作成）</p> <p>第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（新設）</p>

は、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第十二条の七第二項及び第三項並びに第十二条の八を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならぬ。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

第十二条の六 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（調停事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第十二条の九において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第四項及び第五項の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第十二条の七 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（調停事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第十二条の九において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

（記録の閲覧等）

第十二条の六 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

（新設）

2 | 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 | 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(調停事件に関する事項の証明)

第十二条の八 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調停事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第十二条の九 民事訴訟法第九十二条の規定は、調停事件の記録の閲覧等(非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。)について

(新設)

(新設)



て準用する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第十二条の十 (略)

2 (略)

(調停の成立・効力)

第十六条 調停において当事者間に合意が成立した場合において、その合意について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとし、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

2 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送付しなければならない。

(調停に係る電子調書の更正決定)

第十六条の二 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書(第二十二条において準用する非訟事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書をいう。)を作成し、ファイルに

(事実の調査及び証拠調べ等)

第十二条の七 (同上)

2 (同上)

(調停の成立・効力)

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(新設)

(新設)

記録してしなければならない。

3| 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4| 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十一条の二 調停手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十から第三百三十二条の十二までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事調停法第二十二条において準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「第三百三十三条の二第二項」とあるのは「民事調停法第二十一条の三において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2| 調停手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本

(新設)

、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第三百三十三条の第二項」とあるのは「民事調停法第二十一条の三において読み替えて準用する第三百三十三条の第二項」と、同条第四号中「第三百三十三条の三第一項」とあるのは「民事調停法第二十一条の三において読み替えて準用する第三百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十一条の三 調停手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条第一項	当事者	当事者又は参加人 （民事調停法第十五条（同法第十五条において準用す
------------	-----	--------------------------------------

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十一条の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第三百三十三条の二第五項及び第六項並びに第三百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟

	<p>第三百三十三條第三項</p>	<p>訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）</p>
	<p>訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等）</p>	<p>調停事件の記録の閲覧等（非電磁的証拠記録（民事調停法第十二條の六第一項に規定する非電磁的証拠記録をいう。）の閲覧</p>

記録又は第三百三十二條の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）とあるのは「調停事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等」とあるのは「調停事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟

<p>第三百三十三條の二 第一項から第三項 まで、第三百三十三 條の三第一項及び 第三百三十三條の四</p>	
<p>等 訴訟記録等の閲覧</p>	
<p>調停事件の記録の 閲覧等</p>	<p>若しくは謄写、そ の正本、謄本若し くは抄本の交付若 しくはその複製又 は電磁的事件記録 （同法第十二條の 七第一項に規定す る電磁的事件記録 をいう。次条にお いて同じ。）の閲 覧若しくは複写若 しくはその内容の 全部若しくは一部 を証明した書面の 交付若しくは電磁 的記録の提供</p>

記録等の存する」とあるのは「調停事件の記録の存する」と、  
「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その  
正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項  
中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替え  
るものとする。

第二項	第三百三十三條の二	訴訟記録等中	調停事件の記録中
第二項	第三百三十三條の二	電磁的訴訟記録等	電磁的事件記録
第五項	第三百三十三條の二	(電磁的訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分 の申立てに係る事件の記録中ファイ ル記録事項に係る 部分をいう。以下 この項及び次項に おいて同じ。)	電磁的事件記録か ら
第六項	第三百三十三條の二	電磁的訴訟記録等	電磁的事件記録
第六項	第三百三十三條の四	者は、訴訟記録等	当事者若しくは参 加人又は利害關係 を疎明した第三者 は、調停事件の記
第一項	第三百三十三條の四	者は、訴訟記録等	当事者若しくは参 加人又は利害關係 を疎明した第三者 は、調停事件の記

第七項	第三百三十三條の四	当事者	録
	第二項	訴訟記録等の存する	当事者又は参加人
	第三百三十三條の四	当事者	調停事件の記録の存する
		当事者若しくは参加人	

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十條、第四十二條、第四十二條の二及び第五十二條の規定は、この限りでない。

(民事調停官の権限等)

第二十三條の三 (略)

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項ただし書に規定する権限並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十條、第四十二條の二及び第五十二條の規定は、この限りでない。

(民事調停官の権限等)

第二十三條の三 (同上)

2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項ただし書に規定する権限並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限(調停主

任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十六条の二第一項、第十七条、第三十条(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

二 第十二条の九において準用する民事訴訟法第九十二条、第二十一条の二第一項において準用する同法第三百二十二条の十二、第二十一条の二第二項において準用する同法第三百二十二条の十三及び第二十一条の三において準用する同法第一編第八章の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に関するもの

三・四 (略)

3・4 (略)

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第二十四条の三 (略)

2| 前項の調停委員会の定める調停条項に服する旨の合意がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その合意は書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。

任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

一 第四条、第五条第一項ただし書、第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第三十条(第三十三条において準用する場合を含む。)において準用する第二十八条、第三十四条及び第三十五条の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に関する権限

(新設)

二・三 (同上)

3・4 (同上)

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第二十四条の三 (同上)

(新設)



3 第一項の調停条項について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとみなし、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 (略)

2 調停委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が小作官又は小作主事との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、小作官又は小作主事に同項の意見を述べさせることができる。

#### 第七節 知的財産調停

第三十三条の四 知的財産の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、同条の規定(同条第一項の規定中当事者が合意で定める管轄に関する部分を除く。)により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

- 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 東京地

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高  
松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 大阪地方  
裁判所

■ 企業担保法（昭和三十三年法律第六十号）（第六十七条関係）

（現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（書類の閲覧等）</p> <p>第十六条 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、実行手続に関する書類の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。</p> <p>（ファイル記録事項の閲覧等）</p> <p>第十六条の二 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、最高裁判所の定めるところにより、実行手続に関し裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。）に備えられたファイル（第二十九条第二項及び第五十条第一項において単に「ファイル」という。）に記録された事項（次項及び第三項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所の定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。</p> <p>2 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、ファイル記録事項について、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所の定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手</p>	<p>（書類の閲覧等）</p> <p>第十六条 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、実行手続に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができる。</p> <p>（新設）</p>

続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所の定める方法による複写を請求することができる。

3) 利害の関係を有する者は、裁判所書記官に、最高裁判所の定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所の定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所の定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所の定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所の定める方法により提供することを請求することができる。

（民事訴訟法及び民事執行法の準用）

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、

（民事訴訟法及び民事執行法の準用）

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、

その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十八条の二、第三十八条、第四十二条及び第八十三条の規定は、実行手続に関し準用する。

（二重実行の禁止）

第二十九条（略）

2 実行手続の開始の決定があつた後更に実行の申立てがあつたときは、その申立ては、実行手続においてファイルに記録することにより配当要求の効力を生じ、開始決定を受けた債権者が実行の申立てを取り下げたとき、又は実行手続の開始の決定が

その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第三十八条、第四十二条及び第八十三条の規定は、実行手続に関し準用する。

（二重実行の禁止）

第二十九条（同上）

2 実行手続の開始の決定があつた後更に実行の申立てがあつたときは、その申立ては、実行手続に関する書類に添付することにより配当要求の効力を生じ、開始決定を受けた債権者が実行の申立てを取り下げたとき、又は実行手続の開始の決定が取り

取り消されたときは、その時に実行手続の開始の決定を受けたものとみなす。

3 (略)

(財産明細表)

第三十四条 (略)

2| 前項の財産明細表は、電磁的記録をもつて作成し、又は提出することができる。

(競売期日及び意見陳述期間等)

第四十条 競売期日は管財人が、第五十条において読み替えて準用する民事執行法第七十条第一項の規定により意見を陳述すべき期間（次条及び第四十三条において「意見陳述期間」という。）及び第五十条において読み替えて準用する同法第六十九条第一項の決定をする日（次条において「競落決定日」という。）は裁判所書記官が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の別、意見陳述期間、競落決定日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならぬ。

第四十二条 (略)

消されたときは、その時に実行手続の開始の決定を受けたものとみなす。

3 (同上)

(財産明細表)

第三十四条 (同上)

(新設)

(競売期日及び競落期日)

第四十条 競売期日は管財人が、競落期日は裁判所が定める。

第四十一条 管財人は、競売期日、せり売又は入札の別、競落期日及び最高裁判所の定める事項を公告しなければならない。

第四十二条 (同上)

2・3 (略)

4| 前項の調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

第四十三条 意見陳述期間の満了の日は競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。

(削る)

(民事執行法の準用)

第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第六十八条まで、第六十八条の四から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並びに第八十条の規定は、換価に関する準用する。この場合において、同法第五十九条第一項中「不動産」とあるのは「株式会社(以下「会社」という。 )の総財産(金銭を除く。以下同じ。 )又は財産(金銭を除く。以下同じ。 )」と、「並びに抵当権」とあるのは「、抵当権並びに企業担保権」と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社の財産」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人」と、同条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあり、同法第六十条第二項及び第七十一条第七号中「売却基準価額」とあり、並びに同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「

2・3 (同上)

(新設)

第四十三条 競落期日は、競売期日から起算して十四日を過ぎることができない。

2| 競落期日は、裁判所が開く。

(民事執行法の準用)

第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第六十八条まで、第六十八条の四から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並びに第八十条の規定は、換価に関する準用する。この場合において、同法第五十九条第一項中「不動産」とあるのは「株式会社(以下「会社」という。 )の総財産(金銭を除く。以下同じ。 )又は財産(金銭を除く。以下同じ。 )」と、「並びに抵当権」とあるのは「、抵当権並びに企業担保権」と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社の財産」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人」と、同条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあり、同法第六十条第二項及び第七十一条第七号中「売却基準価額」とあり、並びに同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「

最低競売価額」と、同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第一項中「差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう）」とあるのは「実行の申立てをした債権者（実行手続の開始の決定に係るものをいう）」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに同法第七十六条第一項中「差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と、同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条第一項並びに第七十一条第二号及び第三号並びに同法第七十五条の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項から第五項まで及び第八十条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条（見出しを含む。）及び第七十一条第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条、第七十八条第一項及び第四項並びに第八十条第一項中「売却許可決定」

最低競売価額」と、同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第一項中「差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう）」とあるのは「実行の申立てをした債権者（実行手続の開始の決定に係るものをいう）」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに同法第七十六条第一項中「差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。）」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と、同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条並びに第七十一条第二号及び第三号並びに同法第七十五条の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項から第四項まで及び第八十条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条（見出しを含む。）及び第七十一条第八号中「売却の」とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条、第七十八条第一項及び第四項並びに第八十条第一項中「売却許可決定」とあ



「とあるのは「競落許可決定」と、同法第六十七条中「売却を」とあるのは「競落を」と、同法第六十九条の見出し中「売却決定」とあるのは「競落決定」と、同法第一項、同法第七十条の見出し及び同法第一項、同法第七十一条第六号及び第七十二条第二項、同法第七十四条の見出し並びに同法第一項、第三項、第四項及び第六項、同法第七十五条の見出し及び同法第一項並びに同法第八十条第二項中「売却の」とあるのは「競落の」と、同法第七十条第二項中「第六十四条第四項の規定により指定された期間」とあるのは「企業担保法第四十条の規定により定められた期間」と、同法第七十一条の見出し中「売却不許可事由」とあるのは「競落不許可事由」と、同条並びに同法第七十二条第一項及び第二項中「売却不許可決定」とあるのは「競落不許可決定」と、同法第七十一条第七号中「電子物件明細書」とあるのは「財産明細表」と、同法第七十二条第一項中「売却の許可」とあるのは「競落の許可」と読み替えるものとする。

(配当要求)

第五十一条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落の許可又は不許可の決定までに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

るのは「競落許可決定」と、同法第六十七条中「売却を」とあるのは「競落を」と、同法第六十九条（見出しを含む。）、第七十条並びに第七十二条第一項及び第二項中「売却決定期日」とあるのは「競落期日」と、同法第六十九条、第七十条（見出しを含む。）及び第七十一条第六号、同法第七十四条の見出し並びに同法第一項、第三項及び第五項、同法第七十五条の見出し及び同法第一項並びに同法第八十条第二項中「売却の」とあるのは「競落の」と、同法第七十一条の見出し中「売却不許可事由」とあるのは「競落不許可事由」と、同条並びに同法第七十二条第一項及び第二項中「売却不許可決定」とあるのは「競落不許可決定」と、同法第七十一条第七号中「物件明細書」とあるのは「財産明細表」と読み替えるものとする。

(配当要求)

第五十一条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期日の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

(登記及び登録)

第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の電子配当表(次条において準用する民事執行法第八十五条第三項に規定する電子配当表であつて、同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)が実施されたときは、遅滞なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。

一 企業担保権の登記及び第二十三条の規定によつてされた登記の抹消

二 登記又は登録のされた会社の財産について、消滅した権利の登記又は登録及び第二十四条の規定によつてされた登記又は登録の抹消並びに競落人又は買受人の権利の取得の登記又は登録

2 (略)

(民事執行法の準用)

第五十五条 民事執行法第八十四条から第八十六条まで、第八十六条の二第一項及び第三項並びに第八十八条から第九十二条までの規定は、配当に関し準用する。

(削る)

(登記及び登録)

第五十四条 管財人は、企業担保権者及びこれに優先する債権者の配当表が実施されたときは、遅滞なく、次に掲げる登記及び登録を申請しなければならない。

一 企業担保権の登記及び第二十三条の規定によつてされた登記のまつ消

二 登記又は登録のされた会社の財産について、消滅した権利の登記又は登録及び第二十四条の規定によつてされた登記又は登録のまつ消並びに競落人又は買受人の権利の取得の登記又は登録

2 (同上)

(民事執行法の準用)

第五十五条 民事執行法第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項及び第三項並びに第八十八条から第九十二条までの規定は、配当に関し準用する。

別表(第十七条関係)

第九十一条の三 交付し、又は当 交付する

<p>項本文 第百十二条第一</p>	
<p>前条の規定による措置を開始し</p>	<p>該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、い</p>	

	<p>第百二十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>		<p>第百三十三条の三第一項</p>
<p>た</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>
<p>つでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>書類</p>	<p>記載</p>	<p>記載された書面</p>
			<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該書面又は電磁的記録</p>
			<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該書面</p>

	又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録	その他これに類する書 面
第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項	方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法	方法
第百六十条第一 項	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作	調書

	成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	第百二十五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項	調書を作成して	調書の記載	当該調書	調書の記載について
--	--------------------	----------	----------------------------	----------	-------------------------	------------	------------------------------	------------	---------------	-----------	-----------------------	----	---------	-------	------	-----------

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	
<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書 組織を使用する 電子情報処理組 所規則で定める</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>
<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>又は送付する</p>	<p>事項</p>

改正案

現行

（執行記録等の保管）

第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）は、執行官が保管する。

（削る）

（削る）

（非電磁的執行記録の閲覧等）

第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、非電磁的執行記録（執行記録中次条第一項に規定する電磁的執行記録を除いた部分をいう。次項において同じ。）その他執行官が職務上作成する書類（以下「非電磁的執行記録等」という。）及び職務上保管する書類の閲覧を請求することができる。

（執行記録の保管等）

第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。

2| 当事者その他の利害関係人は、前項の書類その他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求めることができる。

3| 前項の規定により書類の閲覧を求めるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求めるときは、この限りでない。

（謄本等の作成）

第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の謄本若しくは抄本又は執行官が取り扱つた事務に関する証明書の交付を求めることができる。

2| 前項の規定により書類の交付を求めるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。



2 前項の規定により書類の閲覧を請求するには、最高裁判所規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の非電磁的執行記録の閲覧を請求する場合は、この限りでない。

3 当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、非電磁的執行記録等の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

4 前項の規定により書類の交付を請求するには、最高裁判所規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならぬ。

5 第一項の規定による請求は、非電磁的執行記録等若しくは執行官が職務上保管する書類の保存又は執行官の職務に支障があるときは、することができない。

(電磁的執行記録の閲覧等)

第十九条 当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的執行記録（執行記録中法令の規定により執行官の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び次条第一項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。）その他執行官が職務上作成する電磁的記録（以下「電磁的執行記録等」という。）及び職務上保管する電磁的記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

ない。

(新設)

2| 当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的執行記録等に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的執行記録等に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的執行記録等に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（執行官の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

3| 前条第二項及び第五項の規定は第一項の規定による請求について、同条第四項の規定は前項の規定による請求について、それぞれ準用する。

（執行官が取り扱った事務に関する事項の証明）

第二十条 当事者その他の利害関係人は、執行官に対し、最高裁

（新設）

判所規則で定めるところにより、執行官が取り扱った事務に関する事項を記載した書面であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて執行官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2| 第十八条第四項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

(援助)

第二十一条 執行官は、その職務を行<sub>う</sub>について特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。

2 (略)

(職務の代行)

第二十二條 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行<sub>わ</sub>せることができる。

(援助)

第十九条 執行官は、その職務を行<sub>な</sub>うについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。

2 (同上)

(職務の代行)

第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行<sub>な</sub>わせることができる。

2 前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十條第一項第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所規則で定めるもの、第十八條第四項（第十九條第三項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。）の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。

（国庫補助金）

第二十三條 （略）

2 前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十條第一項第十号及び第十一号の費用並びに同項第十二号の費用で最高裁判所の規則で定めるもの、第十八條第二項の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。

（国庫補助金）

第二十一條 （同上）

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）（第八十七条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案

現行

（裁判外の文書の送達）

第六条（略）

2 前項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第四百四条、第三款及び第四百十一号）第二号の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第一百三十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と読み替えるものとする。

（裁判外の文書の送達）

第六条（同上）

2 前項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第一百条第二項、第四百四条、第三款及び第四百十一号の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第一百二十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百三十一条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百三十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が当該送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

(削る)

(決定の内容の証明書の送付)

第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該決定の内容と同一であることを証明したものを外務大臣に送付しなければならない。

3 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判外の文書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(決定正本の送付)

第十八条 裁判所は、職権で開始した事件の決定が確定したときは、その決定の正本を外務大臣に送付しなければならない。

■ 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第八十八条関係）

（現行規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正後、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）による改正後、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第二節 手数料以外の費用（第十一条―第十三条）</p> <p>第四章 雑則（第二十九条）</p> <p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第二節 手数料以外の費用（第十一条―第十三条の二）</p> <p>第四章 雑則（第二十九条・第三十条）</p> <p>（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）</p> <p>第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他</p>

の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一 (略)

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

十三 公証人法第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達の際に要する料金の額

公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額

の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一 (同上)

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

十三 公証人法(明治四十二年法律第五十三号)第五十七条ノ二の規定により公証

公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額



ために要する費用

十四〇十八 (略)

(申立ての手数料)

第三条 (略)

(削る)

2| 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合

人がする書類の送達のため

に要する費用

十四〇十八 (同上)

(申立ての手数料)

第三条 (同上)

2| 前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

3| 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合

にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合に於ては別表第一の一の項イに掲げる額を、当該申立てが第二号の申立てに係るものである場合に於ては同表の二八の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。)を控除した額の手数料を納めなければならない。

一〇三 (略)

3| 4| (略)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2・3 (略)

4 第一項の規定は、別表第一の一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の三八の項イ、三九の項及び四〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の二八の項イ及び二九の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 (略)

にあつては二千円を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合に於ては別表第二の一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。)を控除した額の手数料を納めなければならない。

一〇三 (同上)

4| 5| (同上)

(訴訟の目的の価額等)

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2・3 (同上)

4 第一項の規定は、別表第二の一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九条第一項の規定は、別表第一の一三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 (同上)

(手数料を納めたものとみなす場合)

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項(同法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第十八条第二項(同法第十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百七十二条第三項(同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額(民事調停法による調停の申立ての場合にあつては別表第一の二八の項イに掲げる額を、家事事件手続法第二百四十四条に規定する事件についての調停の申立ての場合にあつては千二百円を、それぞれ超えない部分に限る。)に相当する額は、納めたものとみなす。

2 民事調停法第十四条(同法第十五条において準用する場合を含む。))の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法(平成三年法

(手数料を納めたものとみなす場合)

第五条 民事訴訟法第三百五十五条第二項(第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。)、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第十八条第二項(第十九条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百七十二条第三項(同法第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十条第五項若しくは第二百八十六条第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四条(第十五条において準用する場合を含む。))の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八条第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法(

律第九十号) 第十七条第一項、第二項若しくは第五項(同法第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)) 又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号) 第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による申立ての手数料については、前の調停の申立てについて納めた手数料の額(別表第一の二八の項イに掲げる額を超えない部分に限る。)に相当する額は、納めたものとみなす。

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

(削る)

平成三年法律第九十号) 第十七条第一項、第二項若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十八条第一項、第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。若しくは第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)) 又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成二十五年法律第六十一号) 第五条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定による申立ての手数料について準用する。

(裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料)

第七条 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

(納付の方法)

第八条 次に掲げるもの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一 特定申立て

(削る)

(削る)

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付（郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。）に相当する金額

二 (略)

2 (略)

二 別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

2| 前項の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる<sup>9</sup>

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 (同上)

2 (同上)

(削る)

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項並びに前条第一項及び第三項の規定の適用については、第十一条第二項及び前条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一〇六 (略)

(削る)

(郵便切手等による予納)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三条の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項、第十二条第一項及び第三項並びに前条の規定の適用については、第十一条第二項及び第十二条第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一〇六 (同上)

(郵便切手等の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱

(最高裁判所規則)

第二十九条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(特例手数料還付事件に適用する規定)

第二条 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第 号)の施行の日の前日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行文付与申立事件(民事執行法附則第五条に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。)における第九条第一項及び第二項の申立て、第十条

う。

2| 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3| 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十条 (同上)

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(新設)

第二項の申立て並びに第九条第六項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てに係る事件（以下「特例手数料還付事件」という。）については、第九条第七項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

（特例手数料還付事件に関する電子調書の作成等）

第三条 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（附則第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもつて、これに代えることができる。

2| 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する電子調書の更正）

第四条 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書

（新設）

（新設）



の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2| 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない<sup>9</sup>。

3| 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

4| 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に行なければならない。

〔特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等〕

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分）をいう。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる<sup>9</sup>。

2| 前項の規定は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記

（新設）

- 録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
- 3| 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。
- 4| 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。
- 5| 当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。
- 6| 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写

及び複製の請求は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7| 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

8| 前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手續を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならぬ。

9| 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

(特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等)

第六条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録(特例手数料還付事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的

(新設)

事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 | 特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及び前項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

一 電子裁判書（附則第九条第一項に規定する電子裁判書であつて、ファイルに記録されたものをいう。）に記録される事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を裁判所書記官が附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十二第一項の規定又は附則第八条第二項において準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録した場合における当該事項

5 | 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第六項の規定は特例手数料還付事件に関する

電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

(特例手数料還付事件に関する事項の証明)

第七条 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2| 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3| 附則第五条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。

(特例手数料還付事件に関する電子情報処理組織による申立て等)

第八条 特例手数料還付事件の手続における申立てその他の申述(次項において「特例手数料還付事件に関する申立て等」とい

(新設)

(新設)

う。)については、民事訴訟法第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二(第一項各号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十「第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

2| 特例手数料還付事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等(特例手数料還付事件に関する申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三(各号を除く。)の規定を準用する。

1| (特例手数料還付事件に関する終局決定の方式及び電子裁判書)

第九条 特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に

(新設)

おける裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2| 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

3| 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する非訟事件手続法の準用）

第十條 附則第三條から前條までに定めるもののほか、特例手数料還付事件の手続に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七條、第四十條及び第五十三條第一項後段の規定を除く。）を準用する。この場合にお

（新設）



いて、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十四条第五項	第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。	第九十四条から第九十七条までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する。
第三十八条第一項	第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条	第一編第五章第四節

<p>を除く。)</p>	<p>第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは</p>
<p>第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する第百三十二条の十一第一項各号</p>	

	<p>第五十三條第一項</p>
<p>「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一條の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」</p>	<p>第百八十二條、第百八十五條第三項、第百八十九條まで、第二百五條第二項、第二百八條、第二百五條第二項</p>
<p>第百八十二條</p>	<p>第百八十九條まで、第二百八條</p>
<p>第四項</p>	<p>及び第二百二十九條</p>

第六十三条第		第五十八条第 二項及び第六 十一条第二項	
あるのは「非訟事件	から第六十条まで（ 第五十七条第一項及 び第五十九条第三項 を除く。）	裁判書	十一条の三第一項に おいて準用する場合 を含む。））、第二百 二十九条第四項及び 第二百三十二条の二
あるのは、「特例手 第二項	第二項	電子裁判書	最高裁判所規則で定 めるところにより、
	及び第六十条並びに 民事訴訟費用等に関 する法律附則第九条 （第一項を除く。） 及び同法附則第十条 において読み替えて 準用する第五十八条 第二項	第五十六条、第五 十八条（第二項を除 く。））、第五十九条 （第三項を除く。）	

第七十四条第一項第六号	二項	記載すべき	の「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」	記録すべき	数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。）の
第七十四条第一項第六号		記載すべき	記録すべき	記録すべき	記録すべき

（特例執行文付与申立事件に適用する規定）

第十一条 特例執行文付与申立事件については、第八条第二項及び別表第三の四の項の規定は適用せず、次条及び附則第十三条に定めるところによる。

（新設）

（特例執行文付与申立事件の手数料の納付）

第十二条 特例執行文付与申立事件の手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

（新設）

（特例執行文付与申立事件の手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用）

第十三条 特例執行文付与申立事件における民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第七十七條第三項の規定による執行文の付与の手数料は、一通につき千五百円とする。ただし、債務者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千二百円を乗じて得た額を加算した額とする。

2| 特例執行文付与申立事件の手續においては、当事者等は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げるものうち、第十三條の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上 欄	下 欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ 訴訟の目的の価額に 応じて、次に定めるところにより算出して得た額 ロ 訴訟の目的の価額

（新設）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上 欄	下 欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 ロ 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円まで 千円

(一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分  
 その価額十万円  
 までごとに 千円  
 (二) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分  
 その価額二十万円までごとに  
 千円  
 (三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分  
 その価額五十万円までごとに  
 二千円  
 (四) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分  
 その価額百万円  
 までごとに 三  
 千円

(一) 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分  
 その価額二十万円  
 までごとに 千円  
 (二) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分  
 その価額五十万円  
 までごとに 二千円  
 (三) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分  
 その価額百万円  
 までごとに 三千円  
 (四) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
 その価額五百万円  
 までごとに 一万  
 円





	二	三
控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	
<p>は、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 一の項イにより算出して得た額の一・五倍の額</p> <p>ロ 千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、八百円）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 一の項イにより算出して得た額の二倍の額</p> <p>ロ 二千七百円（電子情報</p>	

六	七
反訴の提起	<p>民事訴訟法第四十七条第一項又は第五十二条第一項の規定による参加の申出</p>
<p>一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額</p> <p>一の項（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項又は三の項、第一審において請求について判断し、第二</p>	

	四	五
請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	請求の変更
<p>報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に於ては、千 百円）</p> <p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額</p> <p>ロ 二の項ロ又は三の項ロに掲げる額</p>	<p>変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては</p>	

	八	二 八の
再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。）	仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）	第五條第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進
審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項）により算出して得た額	四千元	四千元

七	<p>民事訴訟法第四十七條第一項若しくは第五十二條第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二</p>	<p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項イ又</p>	六	<p>反訴の提起</p>	<p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額</p>
九	<p>イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て（一〇の項イに掲げる申立て及び民事執行法第五十三條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）又は金銭債権の差押処分<small>の申立て</small></p> <p>ロ 強制管理の方法によ</p>	<p>四千元</p>		<p>に關する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十七條の二第一項の規定による申立て</p>	

	十五号) 第三百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出	は三の項イ、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ)により算出して得た額
八	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起	三千二百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、二千円)
九	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起	五千二百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、四千円)
一〇	和解の申立て	二千七百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、二千四百円)
一一	支払督促の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額

一〇	立てる仮差押えの執行の申立て	二千円
	イ 民事執行法第六十七條の十五第一項、第七十一條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項若しくは第七十四條第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七條第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て ロ 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による保全命令の申立て ハ 不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)第九十八條第一項の規定による申立てその	

一三	<p>不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立てその他裁判所による強制執行、競売又は収益執行の申立て（一四の項及び一五の項に</p>	一一	<p>行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て</p>		
<p>九千六百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、八千三百円） ただし、債務者の数（担保権の実行としての競</p>	<p>二千円</p>	<p>イ 請求の目的の価額に 応じ、一の項イにより 算出して得た額の二分 の一の額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千五百円）</p>			

一三	<p>再生手続開始の申立て 借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	一一	<p>破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。） 更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て 又は企業担保権の実行の申立て</p>		<p>他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請</p>
<p>借地借家法第十七条第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、そ</p>	<p>一万円</p>	<p>二万円</p>			

	一四
<p>掲げる申立て並びに民事執行法第一百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）</p>	<p>債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分申立て又は民事執行法第六十七條第一項若しくは第九十三條第一項の申立て</p>
<p>売又は収益執行の申立てをする場合にあつては、債務者の数と担保権の目的である財産の権利者（債務者を除く。）の数とを合算して得た数）が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千八百円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、七千二百円） ただし、第三債務者（民事執行法第六十七條第一項の申立て又は同項に規定する財産権を目的とする担保権の実行の申立てをする場合にあつては、第三債務者に準ずる者）に対する送達をすべ</p>
<p>他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 基礎となる額が百万円までの部分 その額十万円までごとに 四百円</p> <p>(二) 基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分 その額二十万円までごとに 四百円</p> <p>(三) 基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分 その額五十万円までごとに 八百円</p> <p>(四) 基礎となる額が千万円を超え十億円までの</p>	

	<p>民事執行法第六十七條の十五第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項若しくは第七十四條第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七條第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て</p>	<p>き場所の数が二以上の場合にあっては、その数から一を減じた数に千五百円を乗じて得た額を加算した額</p>
一五	<p>民事執行法第六十七條の十五第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項若しくは第七十四條第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七條第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て</p>	<p>四千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、三千七百元）</p>
一六	<p>民事執行法第二百五條第一項、第二百六條第一項又は第二百七條第一項若しくは第二項の規定による申立て</p>	<p>二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千二百円） ただし、情報の提供を命じられるべき者の数が</p>

	<p>一三 借地借家法第四十一條の事件の申立ての変更</p>	<p>部分 その額百万円まで ごとに 千二百円 （五）基礎となる額が十億円を超え五十億円までの部分 その額五百万円まで ごとに 四千元 （六）基礎となる額が五十億円を超える部分 その額千万円まで ごとに 四千元</p>
の二	<p>一四 民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て</p>	<p>変更後の申立てにつき一三の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額 調停又は労働審判を求めるとして、次に定めるところにより算出して得た額</p>

	一七 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に九百円を乗じて得た額を加算した額
一八	民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て	五千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千円）
一九	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百八条第一項の規定による申立てその他の登記又	三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）

(一) 調停又は労働審判を 求める事項の価額が百 万円までの部分	(二) 調停又は労働審判を 求める事項の価額が百 万円を超え五百万円ま での部分	(三) 調停又は労働審判を 求める事項の価額が五 百万円を超え千万円ま での部分	(四) 調停又は労働審判を 求める事項の価額が千 万円を超え十億円まで
--	---	---	---



<p>は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請</p>	
<p>二〇 破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人である場合に限る。） 、外国倒産処理手続の承認の申立て 、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て</p>	<p>二万三千九百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額</p>
<p>二二 破産手続開始の申立て（債権者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）</p>	<p>二万三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合には、その超える債権者の数十ごとに千百円を加算した額</p>
<p>二二 破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人</p>	<p>三千円。ただし、債権者の数が二十を超える場合において、その超える</p>

<p>一四 民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更</p>	<p>の部分 その価額百万円までごとに 千二百円 （五） 調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 四千元 （六） 調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 四千元</p>
<p>の二</p>	<p>変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額</p>

二七	再生手続開始の申立て（二六の項に掲げる申立てを除く。）	債権者の数が二十を超える場合においては、その超
二六	再生手続開始の申立て（債務者が法人である場合に限る。）	債権者の数が二十を超え、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数五ごとに九百円を加算した額
二五	特別清算開始の申立て	二万千三百円
二四	更生手続開始の申立て	二万二千六百円。ただし、債権者の数が二十を超える場合においては、その超える債権者の数五ごとに九百円を加算した額
二三	破産手続開始の申立て（債権者以外の者がするものであつて債務者が法人以外の者である場合に限る。）	債権者の数十ごとに千二百円を加算した額

一五	家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判の申立て又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	八百円
一六	イ 仲裁法第十二条第二項	千二百円

	二八 民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て
<p>える債権者の数五ごとに九百円を加算した額</p> <p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 調停又は労働審判を定める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) 調停又は労働審判を定める事項の価額が百万円までの部分が その価額十万円までごとに 五百円</p> <p>(二) 調停又は労働審判を定める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分が その価額二十万円までごとに</p>	

項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を定める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際

	<p>(三) 調停又は労働審判を求め事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 千円</p> <p>(四) 調停又は労働審判を求め事項の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 千円</p> <p>(五) 調停又は労働審判を求め事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五十万円までごとに 千円</p>
	<p>的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求め申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>ロ 非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>

二九	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	変更後の申立てにつき二八の項イにより算出して得た額から変更前の申立て	<p>四千元</p> <p>(六) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分</p> <p>その価額千円円までごとに 四千元</p> <p>ロ 四百円(電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三百円)。ただし、相手方の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に四百円を乗じて得た額を加算した額</p>
一七	イ(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載	一個の債権につき千円	<p>一六 の二</p> <p>消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出</p> <p>五百円</p>

ての変更	てにつき同項イにより算出して得た額を控除した額
三〇 家事事件手続法別表第一の十七の項、三十六の項、六十三の項、六十四の項、九十六の項、百八の項、百二十八の三の項又は百三十四の項に掲げる事項についての審判の申立て	三千円（電子情報処理組 織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千九百円）
三一 家事事件手続法別表第一の一の項から八の項まで、十八の項、二十の項から二十四の項まで、二十六の項から二十八の項まで、三十二の項、三十三の項、三十七の項、三十九の項から四十三の項まで、四十五の項から四十七の項まで、五十一の項	二千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）

部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするものの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠の保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て又

	三二
<p>五十二の項、五十六の項から五十八の項まで、七十一の項から七十六の項まで、百一の項、百十一の項から百十四の項まで、百十六の項、百十七の項、百二十の項、百二十一の項、百二十七の項から百二十八の二の項まで、百二十九の項又は百三十一の項に掲げる事項についての審判の申立て</p>	<p>家事事件手続法別表第一の十二の二の項、六十二の項、六十七の項、六十八の項、八十六の項、八十七の項、百二の項、百六の項、百二十二の項から百二十六の項まで又は百三十二の項に掲げる事項についての審判の申立</p>
千八百円	

は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分を取消しを命ずる裁判を求める申立て

(四) 非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停

三三	家事事件手続法別表第一の十二の項、十四の項、十五の項、十九の項、二十五の項、三十四の項、三十八の項、四十四の項、五十三の項、五十九の項、六十五の項、六十六の項、七十の項、七十九の項、八十二の項、八十四の項、八十五の項、八十八の項から九十五の項まで、九十七の項から百の項まで、百三の項、百四の項、百七の項、百九の項、百十の項、百三十の項又は百三十三の項に掲げる事項についての審判の申立て	千百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千円）
三四	家事事件手続法別表第一の九の項、十一の項、十	九百円

止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分を取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て

(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは



<p>三の項、十六の項、十六の二の項、三十の項、三十一の項、三十五の項、四十九の項、五十の項、五十四の項、五十五の項、六十の項、六十一の項、六十九の項、七十七の項、八十の項、八十一の項、八十三の項、百五の項又は百十九の項に掲げる事項についての審判の申立て</p>	
<p>三五 家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>八百円</p>
<p>三六 家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件について</p>	<p>千六百元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千五百円）。た</p>

ロ  
執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与

執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分の取消しの申立て、不在者の財産の管理に関する処分の取消しの申立て、遺産の管理の履行を命ずる審判を求める申立て

<p>ての調停又は国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施に關する法律第三十二條第一項に規定する子の返還申立事件の申立て</p>	<p>だし、相手方の数が二以上の場合に於ては、その数から一を減じた数に四百円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三七 イ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十二條第一項の附帯処分の申立て ロ 三六の項に掲げる事件についての当該法律の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>千二百円</p>
<p>三八 借地借家法第四十一條の事件の申立て</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額 イ 借地借家法第十七條第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の</p>

の申立てに關する処分に対する異議の申立て、同法第三十六條第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求めるとして、同法第四十一條第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七條第四項若しくは第四十九條第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五條第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条

---

---

---

価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

(一) 基礎となる額が百万円までの部分  
その額十万円までごとに 四百円

(二) 基礎となる額が百万円を超え五百万円までの部分  
その額二十万円までごとに 四百円

(三) 基礎となる額が五百万円を超え千万円までの部分

---

---

---

第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六條第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二條第三項若しくは第六十四條第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八條の二第一項の規定による買受けの申立てをした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七條第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八條第六項の規定による裁判所書記官の処分

---

---

---

---

---

---

その額五十万円  
までごとに 八  
百円

(四) 基礎となる額が千  
万円を超え十億円ま  
での部分  
その額百万円ま  
でごとに 千二  
百円

(五) 基礎となる額が十  
億円を超え五十億円  
までの部分  
その額五百万円  
までごとに 四  
千円

(六) 基礎となる額が五  
十億円を超える部分  
その額千万円ま  
でごとに 四  
千円

ロ 三千百円（電子情報  
処理組織を使用する方

---

---

---

に対する異議の申立て  
、同法第八十三条第一  
項の規定による不動産  
の引渡命令の申立て、  
同法第一百五十一条  
の規定による船舶国籍  
証書等の引渡命令の申  
立て、同法第一百七  
七条第一項の規定による強  
制競売の手續の取消し  
の申立て、同法第二十  
八条第一項の規定によ  
る船舶の航行の許可を  
求める申立て、同法第  
百二十七条第一項の規  
定による差押物の引渡  
命令の申立て、少額訴  
訟債権執行の手續にお  
ける裁判所書記官の執  
行処分に対する執行異  
議の申立て、少額訴訟  
債権執行の手續にお

	<p>三九 借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>法による申立てをする場合にあっては、千八百円</p> <p>三八の項イにより算出して得た額</p>
<p>四〇 借地借家法第四十一条の事件の申立ての変更</p>		<p>変更後の申立てにつき三八の項イにより算出して得た額から変更前の申立てにつき同項イにより算出して得た額を控除した額</p> <p>六千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、五千円）</p>
<p>四一 仲裁法（平成十五年法律第三十八号）第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項若しくは第五十一条第一項の規定による申立て、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条</p>		

る裁判所書記官に対する配当要求、同法第六十七條の十五第三項の規定による申立て、同法第七十二条第二項の規定による申立て、同法第七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第八十七條第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同條第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第九十條第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て

<p>約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）  （第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十八条第一項の規定による申立て</p>	<p>二千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千七百円）</p>
<p>四二  仲裁法第十四条第二項、第十八条第三項、第十九条第二項から第五項まで、第二十一条第四項、第二十二條、第二十五條第五項又は第三十七條第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条</p>	<p>同法第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て</p> <p>ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有</p>

四三	<p>非訟事件手続法の規定による参加（三九の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。）</p>	<p>第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p>	千円
----	---	---	----

者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六条第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第九十二条第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八条第一項の規定による免責許可の申立て

四四	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出	一個の債権につき千円
四五	イ(イ) 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求める申立て、忌避の申立て、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができざる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載	五百円

若しくは同法第二百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四百四十八條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に



---

---

---

部分の閲覧等の請求  
をすることができる  
者を秘匿決定に係る  
秘匿対象者に限る決  
定を求める申立て、  
秘匿決定等の取消し  
の申立て、秘匿決定  
等により閲覧等が制  
限される部分につき  
閲覧等をするための  
許可を求める申立て  
、裁判所書記官の処  
分に対する異議の申  
立て、訴えの提起前  
における証拠収集の  
処分申立て、訴え  
の提起前における証  
拠保全の申立て、受  
命裁判官若しくは受  
託裁判官の裁判に対  
する異議の申立て、  
手形訴訟若しくは小

---

---

---

選任することの許可を  
求める申立て、特定債  
務等の調整の促進のた  
めの特定調停に関する  
法律第七条第一項若し  
くは第二項の規定によ  
る民事執行の手續の停  
止若しくは続行を命ず  
る裁判を求める申立て  
、人事訴訟法（平成十  
五年法律第九号）第  
三十九条第一項の規定  
による申立て、特許法  
（昭和三十四年法律第  
百二十一号）第百五条  
の四第一項若しくは第  
百五条の五第一項の規  
定による申立て、著作  
権法（昭和四十五年法  
律第四十八号）第百十  
四条の六第一項若しく  
は第百十四条の七第一

---

---

---

切手訴訟の終局判決  
に対する異議の申立  
て、少額訴訟の終局  
判決に対する異議の  
申立て又は強制執行  
の停止、開始若しく  
は続行を命じ、若し  
くは執行処分取消  
しを命ずる裁判を求  
める申立て

(四) 非訟事件手続法又  
は国際的な子の奪取  
の民事上の側面に関  
する条約の実施に関  
する法律の規定によ  
る忌避の申立て、特  
別代理人の選任の申  
立て、弁護士でない  
者を手続代理人に選  
任することの許可を  
求める申立て、裁判  
所書記官の処分に対

---

---

---

項の規定による申立て  
不正競争防止法（平  
成五年法律第四十七号  
）第十条第一項若しく  
は第十一条第一項の規  
定による申立て、私的  
独占の禁止及び公正取  
引の確保に関する法律  
（昭和二十二年法律第  
五十四号）第八十一条  
第一項若しくは第八十  
二条第一項の規定によ  
る申立て、種苗法（平  
成十年法律第八十三号  
）第四十条第一項若し  
くは第四十一条第一項  
の規定による申立て、  
家畜遺伝資源に係る不  
正競争の防止に関する  
法律（令和二年法律第  
二十二号）第十一条第  
一項若しくは第十二条

する異議の申立て、強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分を取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て

(ハ) 家事事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは

一八	<p>抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、家事事件手続</p>	<p>(1) 一〇の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについての裁</p>	<p>第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九条第七項の規定による申立て</p> <p>ヘ 執行官の執行処分又はその遅怠に対する執行異議の申立て</p> <p>ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p> <p>それぞれの申立ての手数の額の一・五倍の額</p>
----	--	--	---

は執行処分<sup>の</sup>取消しを命ずる裁判を求め申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、財産の管理に関する処分<sup>の</sup>取消し<sup>の</sup>申立て、不在者の財産の管理に関する処分<sup>の</sup>取消し<sup>の</sup>申立て、遺産の管理に関する処分<sup>の</sup>取消し<sup>の</sup>申立て又は義務の履行を命ずる審判を求め<sup>る</sup>申立て

ロ 執行裁判所<sup>の</sup>執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求め<sup>る</sup>申立て、執行文の付与

法第九十七条第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百十一条第二項の規定による抗告の許可の申立て

<p>判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの</p>	<p>(2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について（の裁判）不合法として却下したものを除き、抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの</p>
<p>一三の項により算出して得た額の一・五倍の額</p>	

の申立てに関する処分  
 に対する異議の申立て  
 、同法第三十六条第一  
 項若しくは第三項の規  
 定による強制執行の停  
 止若しくは続行を命じ  
 、若しくは執行処分を  
 取消しを命ずる裁判を  
 求める申立て、同法第  
 四十一条第二項の規定  
 による特別代理人の選  
 任の申立て、同法第四  
 十七条第四項若しくは  
 第四十九条第五項の規  
 定による裁判所書記官  
 の処分に対する異議の  
 申立て、執行裁判所に  
 対する配当要求、同法  
 第五十五条第一項の規  
 定による売却のための  
 保全処分若しくは同条

一九 民事訴訟法第三百四十九 条第一項、非訟事件手続 法第八十三条第一項、家 事事件手続法第百三条第 一項若しくは国際的な子 の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施に關す る法律第百十九条第一項 の規定による再審の申立 て又は同法第百七条第 一項の規定による終局決 定の変更の申立て	(3) 民事保 全法の規 定による 保全抗告 額	一〇の項口に掲げる申立 手数料の額の一・五倍の 額
	(4) (1)から (3)まで以 外のもの	千円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てに  
 ついての規定を準用し、又はその例によるものとする規定

---

---

---

第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六條第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二條第三項若しくは第六十四條第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八條の二第一項の規定による買受けの申立てをした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七條第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八條第七項の規定による裁判所書記官の処分

---

---

---

による申立てを含むものとする。

---

---

---

に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十一条の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十一条の規定による強制競売の取消しの申立て、同法第一百零八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手續にお

---

---

---

---

---

---

る裁判所書記官に対する配当要求、同法第六十七條の十五第三項の規定による申立て、同法第七十二條第二項の規定による申立て、同法第七十五條第三項若しくは第六項の規定による申立て、同法第八十七條第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同條第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第九十條第二項の動産競売の開始の許可の申立て

ハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、保全執行の停止若し

---

---

---



---

---

---

くは執行処分<sub>の</sub>取消しを命ずる裁判を求め申立て、保全命令を取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求め申立て又は保全執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て

二 参加（破産法、民事再生法、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）及び船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の規定による参加並び

---

---

---

---

---

に七の項、三五の項、  
三七の項ロ、三九の項  
及び四三の項に掲げる  
参加を除く。)の申出  
又は申立て

ホ 破産法第八十六条  
第一項の規定による担  
保権消滅の許可の申立  
て、同法第九十二条  
第三項の規定による商  
事留置権消滅の許可の  
申立て、同法第二百四  
十八条第一項の規定に  
よる免責許可の申立て  
若しくは同法第二百五  
十六条第一項の規定に  
よる復権の申立て、民  
事再生法第四十八条  
第一項の規定による担  
保権消滅の許可の申立  
て、行政事件訴訟法の  
規定による執行停止決

---

---

---

---

---

定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの場合の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六条第三項若しくは第十七条第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判法第四十四条第一項ただし書の規定による弁護士でない

---

---

---

---

---

---

い者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手續の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第五條の二の第三第一項、第五條の四第一項若しくは第五條の五第一項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第十四條の六第一項若しくは第一百

---

---

---

---

---

---

四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一条第一項若しくは第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十条第一項若しくは第四十一条第一項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若し

---

---

---

	<p>くは第十二条第一項の規定による申立て又は仲裁法第五十一条第七項の規定による申立て  へ 執行官の執行処分又はその遅怠に対する執行異議の申立て  ト 最高裁判所規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの</p>	
四六	<p>イ 一二の項、一五の項、一八の項又は一九の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に對する次に掲げる申立て  (イ) 抗告の提起  (ロ) 民事訴訟法第三百</p>	<p>五千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）</p>

四七	
<p>三六の項又は三七の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て</p> <p>イ 抗告の提起</p> <p>ロ 家事事件手続法第九十七条第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>三十七条第二項又は非訟事件手続法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p> <p>ロ 民事保全法の規定による保全抗告</p>
	<p>三千八百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、二千七百円）</p>

四九		<p>三〇の項から三五の項までに掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する</p>	<p>一六の項、二二の項、二三の項又は四二の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する次に掲げる申立て</p> <p>イ 抗告の提起</p> <p>ロ 民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第一百一十條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>
<p>あつては、二千四百円</p>	<p>三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）</p>		



五二		五〇
次に掲げる申立てであつて四六の項から五〇の項までに掲げる申立て以外	<p>次に掲げる申立て</p> <p>イ 抗告の提起</p> <p>ロ 家事事件手続法第九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p> <p>イ 抗告の提起</p> <p>ロ 非訟事件手続法第七十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>次に掲げる申立て</p> <p>イ 抗告の提起</p> <p>ロ 家事事件手続法第九十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>
三千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつ	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 三八の項イにより算出して得た額の一・五倍の額</p> <p>ロ 二千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 三八の項イにより算出して得た額の一・五倍の額</p> <p>ロ 二千元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円</p>

	五二
<p>のもの イ 抗告の提起 ロ 民事訴訟法第三百三十七條第二項、非訟事件手続法第七十七條第二項、家事事件手続法第九十七條第二項又は國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一條第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>民事訴訟法第三百四十九條第一項、非訟事件手続法第八十三條第一項、家事事件手続法第百三條第一項若しくは國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十九條第一項の規定による再審の申立</p>
<p>ては、千九百円)</p>	<p>二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、千六百元）</p>

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	て又は同法第一百七十七条 一項の規定による終局決 定の変更の申立て
--	---

(削る)

別表第二(第三条、第四条関係)	
上欄	下欄
一 訴え(反訴を除く。)の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ 訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 訴訟の目的の価額が百万円までの部分が価額十万円までごとに千円 (二) 訴訟の目的の価額

- 
- 
- 
- 
- (三) 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分  
その価額二十万円までごとに  
千円
- (四) 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分  
その価額百万円までごとに  
三  
千円
- (五) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分  
その価額五百万円までごとに
- 
-

二	<p>控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 一の項イにより算出して得た額の一・五倍の額</p>
		<p>ロ 二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、被告の数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>（六）訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分</p> <p>その価額千万円までごとに 一万円</p>

	三	四
	<p>上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て</p>
<p>ロ 千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、八百円）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 一の項イにより算出して得た額の二倍の額</p> <p>ロ 二千七百元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千 百円）</p>	<p>イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額</p> <p>ロ 二の項ロ又は三の項ロに掲げる額</p>

五]	六]
請求の変更	反訴の提起
<p>変更後の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額</p>	<p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項イ（請求につ</p>

	七	八	九
<p>民事訴訟法第四十七條第一項若しくは第五十二條第一項又は民事再生法第百三十八條第一項若しくは第二項の規定による参加の申出</p>		<p>簡易裁判所に対する再審の訴えの提起</p>	<p>簡易裁判所以外の裁判所</p>
<p>いて判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項イ）により算出して得た額を控除した額</p> <p>一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては二の項イ又は三の項イ、第一審において請求について判断し、第二審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項イ）により算出して得た額</p> <p>三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千二百円）</p> <p>五千二百円（電子情報処</p>			



<p>起 に対する再審の訴えの提</p>	<p>一〇 和解の申立て</p>	<p>一一 支払督促の申立て</p>	<p>一二 行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは</p>
<p>理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、四千百円</p>	<p>二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合に あつては、二千四百円） イ及びロに掲げる額の合 算額</p>	<p>イ 請求の目的の価額に 応じ、一の項イにより 算出して得た額の二分 の一の額 ロ 二千七百円（電子情 報処理組織を使用する 方法による申立てをす る場合にあつては、二 千五百円）</p>	<p>二千円</p>

仮の差止めの申立て	五百円
<p>一三 イ 民事訴訟法の規定による特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を訴訟代理人に選任することの許可を求め、訴訟引受けの申立て、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等による</p>	

---

---

---

り閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、訴えの提起前における証拠収集の処分の申立て、訴えの提起前における証拠保全の申立て、受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て、手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の申立て、少額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を

---

---

---

---

求める申立て

ロ 参加（七の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ハ 行政事件訴訟法の規定による執行停止決定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条の二十の規定による申立て、特許法第五十五条の二の三第一項、第五十五条の四第一項若しくは第五十五条の五第一項の規定による申立て、著作権法第百十四条の六第一項若しくは第百十四条の七第一項の規定による申

---

---

---

---

立て、不正競争防止法  
第十条第一項若しくは  
第十一条第一項の規定  
による申立て、私的独  
占の禁止及び公正取引  
の確保に関する法律第  
八十一条第一項若しく  
は第八十二条第一項の  
規定による申立て、種  
苗法第四十条第一項若  
しくは第四十一条第一  
項の規定による申立て  
又は家畜遺伝資源に係  
る不正競争の防止に関  
する法律第十一条第一  
項若しくは第十二条第  
一項の規定による申立  
て

ニ 最高裁判所の規則の  
定めによる申立てのう  
ちイに掲げる申立てに  
類似するものとして最

---

---

<p>高裁判所が定めるもの</p>	<p>一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、三千九百円）</p>
<p>一五 一四の項に規定する裁判以外の裁判に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て</p>	<p>一六 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て</p>	<p>三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千九百円）</p> <p>二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあっては、千六百元）</p>

別表第二(略)

項	上欄	下欄
一〇三 (略)		
四 執行文の付与		一通につき三百円(民事 執行法第二十七条第一項 若しくは第二項又は第百 七十七条第三項の規定に よる執行文の付与の場合 にあつては、一通につき 千五百円。ただし、債務 者の数が二以上の場合に あつては、その数から一 を減じた数に千二百円を 乗じて得た額を加算した 額)

別表第三(同上)

項	上欄	下欄
一〇三 (同上)		
四 執行文の付与		一通につき三百円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てに  
ついでの規定を準用し、又はその例によるものとする規定  
による申立てを含むものとする。

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（第九十二条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 通則（第三条—第五条の二）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）</p> <p>第六章 雑則（第六十九条—第七十二条）</p> <p>（削る）</p> <p>第六章 雑則</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第一節 通則（第三条—第五条の三）</p> <p>第五章（同上）</p> <p>第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）</p> <p>（閲覧又は謄写の手数料）</p> <p>第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」とある部分を除く。）を準用する。</p> <p>（新設）</p>



(閲覧又は謄写の手数料)

第六十九条 第五条の第二一項の規定による記録の閲覧又は謄写をするには、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

(手数料の納付方法)

第七十条 手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第七十一条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 前項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内になければならない。

3 第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

4| 手数料還付事件（第一項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。）に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5| 手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

6| 手数料還付事件に関する手続における送達及び手続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する民事訴訟法第一百十条第一項の規定による公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

8 手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第十一項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第十項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

9 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当

該申立て等に関する法令の規定を適用する。

10 第八項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

11 第八項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

12 第八項の規定によりされた申立て等が第十項に規定するファイルに記録されたときは、第八項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

13 第八項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による手数料還付事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

14 特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編（第二十七条、第三十一条第二項、第三十一条の二、第三十二条の二、第三

		十四條第四項、第三十八條、第四十條、第四十二條及び第五十七條第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第二十八條第一項	第七十一條第八項	第七十一條第二項（同法第七十二條後段において準用する場合を含む。）及び第八項	第七十一條第二項（同法第七十二條後段において準用する場合を含む。）及び第八項
	準用する」と	準用する」と、「ついで、同條第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついで」と	準用する。この場合において、同條第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする
	訴訟が」とあるのは「事件が		

	<p>第三十一条第一項</p>
<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ</p>	
<p>「とあるのは「準用する」調書</p>	

	<p>第三十二條の 三第一項</p>
<p>。) 裁判所の使用に係る 電子計算機（入出力 装置を含む。以下同 じ。）に備えられた ファイル（第三十二 條の二第二項及び第 三項並びに第三十二 條の三第一項を除き 、以下単に「ファイ ル」という。）に記 録する</p>	<p>交付し、又は当該事 項を記録した電磁的 記録であつて裁判所 書記官が最高裁判所 規則で定める方法に より当該事項を証明 したものを最高裁判 所規則で定める電子 情報処理組織を使用</p>
<p>記録上明らかにする</p>	<p>交付する</p>

<p>第五十三條第一項</p>	<p>第五十三條第一項</p>				<p>第三十三條第五項</p>	
<p>第百八十九條まで</p>	<p>第百八十二條</p>	<p>同法第九十二條の第二項中「前項」とあり、及び同法第九十二條の五第二項</p>	<p>、それぞれ準用する</p>	<p>同法第九十二條の五の規定は</p>	<p>第九十二條の第二項の規定は第一項の規定による書面による意見の陳述について、同法第九十二條の五の規定は</p>	<p>してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>第百八十九條まで</p>	<p>第百八十二條、第百八十五條第三項</p>		<p>準用する</p>	<p>同法第二項</p>	<p>第九十二條の五の規定は、</p>	



<p>第二百八条</p>	<p>を含む。 ) 及び第二百二十九条第四項</p>	<p>第二百五条第二項 第二百八条、第二百十五条第二項</p>	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事</p>
--------------	----------------------------	-------------------------------------	--------------	---

第五十七条第	
電子裁判書（最高裁	
裁判書	<p>項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」とあり、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。</p>

第五十八條第	二項	第五十七條第	一項
最高裁判所規則で定	記録しなければ	電子裁判書	<p>判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）</p> <p>最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書</p>
裁判書	記載しなければ	裁判書	<p>手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもつて、裁判書</p>

二項及び第六十一條第二項	めるところにより、電子裁判書	
第六十三條第二項	あるのは、「非訟事件の手續の期日	あるのは「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記録しなければ」
第七十四條第一項第六号	記録すべき	記載すべき

(再使用証明)

第七十二條 前條第一項の申立てにおいて、第七十條の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができ、その旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2) 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当す

(新設)

る金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第三項から第十四項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（第九十三条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第八章 雑則（第四十七条―第五十二条）</p> <p>（公判記録の閲覧及び謄写等の手数料）</p> <p>第四十七条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写をするには、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第二の一の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3  第二十条第二項においてその例によることとされる民事訴訟法第二百一条の決定に対する同法の規定による抗告の提起をするには、千円の手数料を納めなければならない。</p> <p>4  第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続にお</p>	<p>目次</p> <p>第八章 雑則（第四十七条―第四十九条）</p> <p>（公判記録の閲覧及び謄写等の手数料）</p> <p>第四十七条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（第七条から第十条まで及び別表第三の一の項の規定（同項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」）とある部分を除く。）を準用する。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>3  第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続にお</p>

ける和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条並びに別表第一の四五の項及び別表第二の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

5| 損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならぬ。

6| 第三十八条第一項の規定による異議の申立てをするには、民事訴訟費用等に関する法律別表第一の四五の項下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

7| 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

（手数料の納付方法）

第四十八条 手数料は、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、最高裁判

ける和解に関する手続の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の一七の項及び一八の項（上欄(4)に係る部分に限る。）並びに別表第三の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。）を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十八条 損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めることができる。

(過納手数料の還付等)

第四十九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2| 前項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができる。

3| 第一項の申立ては、その申立てをすることができる事由が生じた日から五年以内になければならない。

2| 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十八条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3| 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4| 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

(新設)



- 4 第一項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。
- 5 手数料還付事件（第一項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に係る事件をいう。以下この条において同じ。）に関する手続における期日の呼出しについては、第三十条の規定を準用する。
- 6 手数料還付事件に関する手続における期日及び期間については、民事訴訟法第九十五条から第九十七条までの規定を準用する。
- 7 手数料還付事件に関する手続における送達及び手続の中止については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）及び第百三十条から第百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。
- 8 前項において準用する民事訴訟法第百十条第一項の規定によ

る公示送達については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

9| 手数料還付事件に関する手続における申立てその他の申述については、第三十三条の規定を準用する。

10| 特別の定めがある場合を除き、手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二編（第二十七条、第三十一条第二項、第三十一条の二、第三十二条の二、第三十四条第四項、第三十八条、第四十条、第四十二条及び第五十七条第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	第七十一条第八項	第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項
準用する」と	準用する」と、「ついで、同条第二項の規定は前項の申立て	

<p>第三十一条第一項</p>	
<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的</p>	<p>訴訟が」とあるのは「事件が</p>
<p>調書</p>	<p>は「ついて」とあるの      について「とあるの      準用する。この場合      において、同条第二      項中「訴訟費用の負      担の裁判が確定した      」とあるのは、「訴      訟が完結した」と読      み替えるものとする      」とあるのは「準用      する</p>

<p>記録（電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。</p>	<p>裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十二条の二第二項及び第三項並びに第三十二条の三第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記</p>
	<p>記録上明らかにする</p>

<p>第三十三條第五項</p>	<p>第三十二條の三第一項</p>
<p>第九十二條の二第二項の規定は第一項の規定による書面による意見の陳述について</p>	<p>録する 交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>第九十二條の五の規定は、</p>	<p>交付する</p>

	<p>て、同法第九十二条の五の規定は、それぞれ準用する</p>	<p>準用する</p>
<p>第五十三条第一項</p>	<p>同法第九十二条の第二項中「前項」とあり、及び同法第九十二条の五第二項</p>	<p>同条第二項</p>
<p>第百八十二条</p>	<p>第百八十二条</p>	<p>第百八十二条、第百八十五条第三項</p>
<p>第百八十九条まで</p>	<p>第百八十九条まで</p>	<p>第百八十九条まで、第二百五条第二項</p>
<p>第二百八条</p>	<p>第二百八条</p>	<p>第二百八条、第二百十五条第二項</p>
<p>を含む。）及び第二百二十九条第四項</p>	<p>を含む。）及び第二百二十九条第四項</p>	<p>を含む。）、第二百二十七条第二項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二</p>

---

---

準用する。

---

準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五條第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一條の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「

---

	<p>第五十七条第一項</p>
<p>電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的</p>
<p>方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。</p> <p>裁判書</p>	<p>手数料還付事件の申立書又は調書に主文を記載することをもつて、裁判書</p>



<p>第七十四条第一項第六号</p>	<p>第六十三条第二項</p>	<p>第五十八條第二項及び第六十一條第二項</p>	<p>第五十七條第二項</p>	
<p>記録すべき</p>	<p>あるのは、「非訟事件の手續の期日</p>	<p>あるのは、「非訟事件の手續の期日 電子裁判書</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、 電子裁判書</p>	<p>記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書</p>
<p>記載すべき</p>	<p>あるのは「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ</p>	<p>あるのは「手数料還付事件の手續の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ</p>	<p>裁判書 記載しなければ</p>	<p>裁判書</p>

(再使用証明)

第五十条 前条第一項の申立てにおいて、第四十八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができ、その旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2| 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3| 前条第四項から第十項までの規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

(損害賠償命令事件に関する手続の費用)

第五十一条 損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(同法第八条から第十条までを除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第十一条第一項第一号中「給付(郵便物の料金及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は

(新設)

(新設)

同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるものを除く。）  
「とあるのは、「給付」と読み替えるものとする。」

2| 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（次項及び第五項において「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

3| 前項の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

4| 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

5| 前二項に定めるもののほか、第三項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

（最高裁判所規則）

第五十二条（略）

（最高裁判所規則）

第四十九条（同上）

■ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（第九十四条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p style="text-align: center;">(期日の呼出し)</p> <p>第十条の二 責任制限手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。</p> <p>2  呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup>。</p> <p style="text-align: center;">(公示送達の方法)</p> <p>第十条の三 責任制限手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申立て等)</p>

(削る)

第十条の四 責任制限手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係る第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第一項又は第三項の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（裁判書）

第十条の五 責任制限手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書

（削る）

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(開始の公告等)

第二十八条 (略)

2 | 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算

の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(開始の公告等)

第二十八条 (同上)

(新設)

機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（次項並びに第三十一条第二項及び第三項において単に「ファイル」という。）に記録しなければならぬ。

3| 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならぬ。

4| 前三項の規定は、第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

（開始決定を取り消す決定の公告等）

第三十一条（略）

2| 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、同項の規定による公告に係る事項を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3| 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならぬ。

2| 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならぬ。

3| 前二項の規定は、第一項第二号から第五号までに掲げる事項に変更を生じた場合について準用する。ただし、制限債権の調査期日の変更については、公告することを要しない。

（開始決定を取り消す決定の公告等）

第三十一条（同上）

（新設）

2| 管理人、申立人並びに知れている制限債権者及び受益債務者には、前項の規定による公告に係る事項を記載した書面を送達しなければならぬ。



(知れた制限債権者の届出義務等)

第五十五条 (略)

2 第二十八条第三項及び第四項(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による届出に係る制限債権者について準用する。

1 (映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日)

第五十九条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管理人及び第五十八条に規定する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、制限債権の調査期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日に出頭しないでその手続に関与した管理人及び第五十八条に規定する者は、その期日に出頭したものとみなす。

(配当表)

第七十条 (略)

2 配当表は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他の最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債

(知れた制限債権者の届出義務等)

第五十五条 (同上)

2 第二十八条第二項及び第三項(第三十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の規定による届出に係る制限債権者について準用する。

(新設)

第七十条 (同上)

(新設)

2 配当表には、配当に加えるべき制限債権者の氏名、配当に加えるべき制限債権の額、配当することのできる金銭の額、配当率その他の最高裁判所規則で定める事項を人の損害に関する債

権と物の損害に関する債権との別に従つて記載し、又は記録し  
なければならぬ。

(配当表に対する異議)

第七十二条 配当表に記載され、又は記録された事項に不服があ  
る者は、前条の規定による公告の日から二週間の不変期間内  
に、裁判所に対して、異議を申し立てることができる。

2・3 (略)

(廃止の公告等)

第八十五条 (略)

2 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について  
準用する。

(廃止決定の取消しの公告等)

第八十七条 (略)

2 第三十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について  
準用する。

(削る)

権と物の損害に関する債権との別に従つて記載しなければなら  
ぬ。

(配当表に対する異議)

第七十二条 配当表の記載に不服がある者は、前条の規定による  
公告の日から二週間の不変期間内に、裁判所に対して、異議を  
申し立てることができる。

2・3 (同上)

(廃止の公告等)

第八十五条 (同上)

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(廃止決定の取消しの公告等)

第八十七条 (同上)

2 第三十一条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

別表 (第十一条関係)

第九十一条の三

交付し、又は当

交付する

<p>項本文 第百十二条第一</p>	
<p>前条の規定による措置を開始し</p>	<p>該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する</p>
<p>べき書類を保管し、い</p>	<p>裁判所書記官が送達す</p>

	<p>第百二十二条第一項ただし書</p>	<p>第百十三條</p>		<p>第百三十三條の三第一項</p>
<p>た</p>	<p>前條の規定による措置を開始した</p>	<p>書類又は電磁的記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録</p>
<p>つでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該掲示を始めた</p>	<p>書類</p>	<p>記載</p>	<p>記載された書面</p>
			<p>第百十一條の規定による措置を開始した</p>	<p>当該書面又は電磁的記録</p>
			<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>	<p>当該書面</p>

	又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録	その他これに類する書 面
第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項	方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法	方法
第百六十条第一 項	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作	調書

	成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	第百二十五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録され	事項	調書を作成して	調書の記載	当該調書	調書の記載について
--	--------------------	----------	----------------------------	----------	-------------------------	------------	------------------------------	------------	---------------	-----------	-----------------------	----	---------	-------	------	-----------

第四項	第二百六十一条	の三第二項		第二百三十一条	第二百十五條第四項		
記録しなければ	電子調書	組織を使用する	電子情報処理組	所規則で定める	若しくは送付し	又は最高裁判	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
記載しなければ	調書			又は送付する	事項		

改正案

（責任制限法の準用）

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条第三項	（略）	（略）
---------	-----	-----

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第五十一条 （略）

2～5 （略）

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現行

（責任制限法の準用）

第三十八条 この法律の規定によるタンカー油濁損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節、第五十四条及び第六十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条第二項	（同上）	（同上）
---------	------	------

（保険者等に対する損害賠償額の請求等）

第五十一条 （同上）

2～5 （同上）

6 第三項の規定により保険者等が責任を制限する場合における難破物除去損害に係る責任制限手続については、責任制限法第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる責任制限法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



第七十条第三項	(略)
(略)	

第七十条第二項	(同上)
(同上)	

■ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）（第一百十条関係）

（現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（非電磁的事件記録の閲覧等）</p> <p>第五条 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。</p> <p>2  民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による請求について準用する。</p> <p>（電磁的事件記録の閲覧等）</p> <p>第五条の二 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用</p>	<p>（事件の記録の閲覧等）</p> <p>第五条 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、債権者以外の者にあつては、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイル（第四十三条第一項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明

したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第五条の三 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子

（新設）

計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(事件の記録の閲覧等の特則)

第五条の四 前三条の規定にかかわらず、債権者以外の者は、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。

(削る)

(削る)

(新設)

(公示送達の方法)

第六条の二 民事保全の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第六条の三 民事保全の手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

の他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第九十九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「第三百三十二条の十一第一項各号に掲げる者（保全執行に關する手續にあつては、民事保全法第四十六条において準用する民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第十九条の三第一項各号（同法第十九条の六において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる者）」と、同法第三百三十二条の十一第一項第二号中「規定」とあるのは「規定（これらの規定を同法第九条にお

所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十条第五項第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに第二百六十七條第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の

いて準用する場合を含む。」と読み替えるものとする。

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)

第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面又は電磁的記録を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面又は電磁的記録を提出すべきことを命じなければならない。

2 (略)

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面又は電磁的記録を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面又は電磁的記録が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。

5 (略)

6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判(労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条第一項の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の

上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(本案の訴えの不提起等による保全取消し)

第三十七条 保全命令を発した裁判所は、債務者の申立てにより、債権者に対し、相当と認める一定の期間内に、本案の訴えを提起するとともにその提起を証する書面を提出し、既に本案の訴えを提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命じなければならない。

2 (同上)

3 債権者が第一項の規定により定められた期間内に同項の書面を提出しなかったときは、裁判所は、債務者の申立てにより、保全命令を取り消さなければならない。

4 第一項の書面が提出された後に、同項の本案の訴えが取り下げられ、又は却下された場合には、その書面を提出しなかったものとみなす。

5 (同上)

6 前項の調停の事件、同項の労働審判手続、同項の仲裁手続又は同項の責任裁定の手続が調停の成立、労働審判(労働審判法第二十九条第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条の規定による調停の成立及び労働審判法第二十四条第一項の規定による労働審判事件の終了を



終了を含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7・8 (略)

(保全執行の要件)

第四十三条 保全執行は、保全命令の正本（保全命令に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあっては、記録事項証明書（ファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次条第二項において同じ。））に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2・3 (略)

(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

第四十四条 第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同

含む。）、仲裁判断又は責任裁定（公害紛争処理法第四十二条の二十四第二項の当事者間の合意の成立を含む。）によらないで終了したときは、債権者は、その終了の日から第一項の規定により定められた期間と同一の期間内に本案の訴えを提起しなければならない。

7・8 (同上)

(保全執行の要件)

第四十三条 保全執行は、保全命令の正本に基づいて実施する。ただし、保全命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする保全執行は、執行文の付された保全命令の正本に基づいて実施する。

2・3 (同上)

(追加担保を提供しないことによる保全執行の取消し)

第四十四条 第三十二条第二項（第三十八条第三項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同

じ。）の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があったときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面又は電磁的記録をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面又は電磁的記録の提出をしな  
い場合において、債務者が同項の裁判の正本又は記録事項証明  
書を提出したときは、保全執行裁判所又は執行官は、既にした  
執行処分を取り消さなければならない。

3 (略)

(民事執行法の準用)

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法  
第五条から第十四条まで、第十六条、第十八条、第十八条の二  
、第十九条の二から第十九条の六まで、第二十三条第一項、第  
二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、  
第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条ま  
で、第三十九条第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び  
第七号並びに第四項、第四十条並びに第四十一条の規定は、保  
全執行について準用する。

(削る)

じ。）の規定により担保を立てることを保全執行の続行の条件とする旨の裁判があったときは、債権者は、第三十二条第二項の規定により定められた期間内に担保を立てたことを証する書面をその期間の末日から一週間以内に保全執行裁判所又は執行官に提出しなければならない。

2 債権者が前項の規定による書面の提出をしない場合において  
、債務者が同項の裁判の正本を提出したときは、保全執行裁判  
所又は執行官は、既にした執行処分を取り消さなければならない  
い。

3 (同上)

(民事執行法の準用)

第四十六条 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法  
第五条から第十四条まで、第十六条（第五項を除く。）、第十  
八条、第十九条の三、第二十一条の二、第二十三条第一項、第  
二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、  
第三十二条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条ま  
で、第三十九条第一項第一号から第四号の二まで、第六号及び  
第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、保全執行につい  
て準用する。

別表（第七条関係）

<p>第百二十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百二十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>書類 記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百三十三条の</p>	<p>記載され、又は</p>	<p>記載された書面</p>

<p>三第一項</p>	<p>記録された書面 又は電磁的記録</p>	
<p>第一百五十一条第二項及び第二十三条の二第二項</p>	<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>方法</p>
<p>第一百六十条第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をす</p>	<p>調書</p>
<p>磁的記録</p>	<p>当該書面又は電磁的記録</p>	<p>又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録</p>
<p>磁的記録</p>	<p>当該書面</p>	<p>その他これに類する書面</p>

	<p>第百六十条第三 項</p>	<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>第百六十条の二</p>
<p>るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。)</p>	<p>前項の規定によ りファイルに記 録された電子調 書の内容に</p>	<p>第二項の規定に よりファイルに 記録された電子 調書</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>その旨をファイ</p>
<p>調書の記載につ いて</p>	<p>調書</p>	<p>調書</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>	<p>調書を作成して</p>

第二項	第二百五条第三項	第二十五條第四項	第二百三十一條の三第二項	第二百六十一條
ルに記録して	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	電子調書
事項	事項	事項	又は送付する	調書

<p>第四項 第二百六十七條 第一項</p>	<p>記録しなければ 和解又は請求の 放棄若しくは認 諾について電子 調書を作成し、 これをファイル に記録した</p>	<p>記載しなければ 和解を調書に記載 した</p>
<p>第二百六十七條 の二第一項</p>	<p>その記録 規定によりファ イルに記録され た電子調書</p>	<p>その記載 調書</p>

借地借家法（平成三年法律第九十号）（第百二十五条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条―第六十四条）</p> <p>（条）</p> <p>（定期借地権）</p> <p>第二十二条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条―第六十一条）</p> <p>（条）</p> <p>（定期借地権）</p> <p>第二十二条（同上）</p>
<p>2 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは、その特約は、書面によつてされたものとみなして、同項後段の規定を適用する。</p> <p>（非訟事件手続法の適用関係及び最高裁判所規則）</p> <p>第四十二条 前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない</p>	<p>2 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八条第二項及び第三十九条第三項において同じ。）によつてされたときは、その特約は、書面によつてされたものとみなして、前項後段の規定を適用する。</p> <p>（非訟事件手続法の適用除外及び最高裁判所規則）</p> <p>第四十二条 前条の事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十七条、第四十条、第四十二条の二及び第六十三条第一項後段の規定は、適用しない。</p>



2| 前条の事件についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「借地借家法第五十一条第一項」とする。

3| (略)

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(第四十一条の事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第四十七条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(第四十一条の事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。次項及び第三項並びに次条において同じ。)に備えられたファイル(第五十一条第二項及び第五十八条第一項において単に「

(新設)

2| (同上)

(事件の記録の閲覧等)

第四十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(新設)

「ファイル」という。)に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第四十八条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第四十一条の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(鑑定委員会)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(鑑定委員会)

第四十七条 (同上)

2・3 (同上)

(手続の中止)

第五十条 (略)

(電子情報処理組織による申立て等)

第五十一条 第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述(次項及び第六十四条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「第三百三十三条の二第二項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2| 第四十一条の事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ

(手続の中止)

第四十八条 (同上)

(新設)

つて認識することができ、情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第百三十三条の三第一項」とあるのは「借地借家法第六十四条において読み替えて準用する第百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

（不適法な申立ての却下）

第五十二条（略）

（申立書の送達）

第五十三条（略）

2（略）

（審問期日）

第五十四条（略）

2（略）

（不適法な申立ての却下）

第四十九条（同上）

（申立書の送達）

第五十条（同上）

2（同上）

（審問期日）

第五十一条（同上）

2（同上）

(呼出費用の予納がない場合の申立ての却下)

第五十五条 (略)

(事実の調査の通知)

第五十六条 (略)

(審理の終結)

第五十七条 (略)

(電子裁判書の送達及び効力の発生)

第五十八条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判があったときは、その電子裁判書（非訟事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものという。）を当事者に送達しなければならない。この場合においては、民事訴訟法第二百五十五条第二項の規定を準用する。

(呼出費用の予納がない場合の申立ての却下)

第五十二条 (同上)

(事実の調査の通知)

第五十三条 (同上)

(審理の終結)

第五十四条 (同上)

(裁判書の送達及び効力の発生)

第五十五条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（同条第七項及び第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判があったときは、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

2 (略)

(理由の付記)

第五十九条 (略)

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第六十条 第五十八条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第六十一条 (略)

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第六十二条 (略)

(第一審の手続の規定の準用)

第六十三条 第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定は、第五十八条第一項の裁判に対する即時抗告があった場合について準用する。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第六十四条 第四十一条の事件の手続における申立て等について

2 (同上)

(理由の付記)

第五十六条 (同上)

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第五十七条 第五十五条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対し、その効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第五十八条 (同上)

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第五十九条 (同上)

(第一審の手続の規定の準用)

第六十条 第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、第五十五条第一項の裁判に対する即時抗告があった場合について準用する。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第六十一条 第四十一条の事件の手続における申立てその他の申

は、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第百三十三条第一項</p>	<p>当事者</p>	<p>当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）</p>
<p>第百三十三条第三項</p>	<p>訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）</p>	<p>借地借家法第四十一条の事件の記録</p>
<p>訴訟記録等の閲覧</p>	<p>同法第四十一条の</p>	

述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「一項中」に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「借地借家法第四十一条の事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるの



	<p>等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等</p>
<p>事件の記録の閲覧等（非電磁的証拠収集処分記録（同法第四十六條第一項に規定する非電磁的証拠をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的証拠（同法第四十七條第一項に規定する電磁的証拠をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複製若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供</p>	<p>「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、借地借家法第四十一條の事件の記録」と、同條第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「借地借家法第四十一條の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同條第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。</p>

<p>第三百三十三條の二 第一項及び第三項 並びに第三百三十三 條の三第一項</p>	<p>訴訟記録等の閲覧 等</p>	<p>借地借家法第四十 一條の事件の記録 の閲覧等</p>
<p>第三百三十三條の二 第二項及び第三百三 十三條の四第二項</p>	<p>訴訟記録等の閲覧 等</p>	<p>同法第四十一條の 事件の記録の閲覧 等</p>
<p>第三百三十三條の二 第五項</p>	<p>電磁的訴訟記録等 (電磁的訴訟記録 又は第三百三十二條 の四第一項の処分 の申立てに係る事 件の記録中ファイ ル記録事項に係る 部分をいう。以下 この項及び次項に おいて同じ。)</p>	<p>電磁的事件記録 等</p>
<p>電磁的訴訟記録等</p>	<p>電磁的事件記録か</p>	

第七項 第三百三十三條の四		第二項 第三百三十三條の四		第六項 第三百三十三條の二	
当事者	る 訴訟記録等の存す	当事者	者は、訴訟記録等	電磁的訴訟記録等	から
害関係参加人 当事者若しくは利害関係参加人	の存する 一条の事件の記録	係参加人 当事者又は利害関係参加人	た第三者は、借地 借家法第四十一条 の事件の記録	電磁的事件記録	ら

○ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（第二百二十九条関係）

改正案	現行
<p>（土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 借地借家法第十九条第二項から第六項までの規定は前項の申立てがあつた場合について、同法第四章の規定は同項に規定する事件及びこの項において準用する同条第三項に規定する事件の裁判手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条第三項中「建物の譲渡及び賃借権」とあるのは「賃借権」と、同法第六十二条中「建物の譲渡」とあるのは「賃借権の譲渡又は転貸」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可の特例）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>2 借地借家法第十九条第二項から第六項までの規定は前項の申立てがあつた場合について、同法第四章の規定は同項に規定する事件及びこの項において準用する同条第三項に規定する事件の裁判手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十九条第三項中「建物の譲渡及び賃借権」とあるのは「賃借権」と、同法第五十九条中「建物の譲渡」とあるのは「賃借権の譲渡又は転貸」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4（同上）</p>

■ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第三百三十条関係）

（現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（任意的口頭弁論、不服申立て等）</p> <p>第九条 会社更生法第八条及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。</p> <p>（公告等）</p> <p>第十条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。</p> <p>（削る）</p> <p>（事件に関する文書の閲覧等）</p> <p>第十一条 会社更生法第十一条から第十二条までの規定は、協同組織金融機関の更生事件に関する文書その他の物件若しくは裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第八十六条</p>	<p>（任意的口頭弁論、期日の呼出し、裁判書、不服申立て等）</p> <p>第九条 会社更生法第八条、第八条の二、第八条の五及び第九条の規定は、協同組織金融機関の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。</p> <p>（公示送達の方法、公告等）</p> <p>第十条 会社更生法第八条の三及び第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。</p> <p>（電子情報処理組織による申立て等）</p> <p>第十条の二 会社更生法第八条の四の規定は、協同組織金融機関の更生手続における申立てその他の申述について準用する。</p> <p>（事件に関する文書の閲覧等）</p> <p>第十一条 会社更生法第十一条及び第十二条の規定は、協同組織金融機関の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同</p>

第一項において同じ。)に備えられたファイル(第八十六条及び第九十条第六項において単に「ファイル」という。)に記録された事項又は更生事件に関する事項を証明したものについて準用する。この場合において、同法第十一条第一項及び第十一条の二第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同法第十一条の四第一号中「第二十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号中「第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第三十三条第二項前段又は更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第二項(更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第二項(更生特例法第二十三条において準用する第三十二

法第十一条第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同条第四項第一号中「第二十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第二十九条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号中「第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第三十三条第二項前段又は更生特例法第四十五条において準用する第七十二条第二項(更生特例法第二十三条において準用する第三十二条第三項において準用する場合を含む。)」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と、「第二百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第七十二条第二項」と読み替えるものと

条第三項において準用する場合を含む。」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第五十五条において準用する第八十四条第二項」と、「第二百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第七十二条第二項」と読み替えるものとする。

(民事訴訟法の準用)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関の更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。」とあるのは「弁護士に限る。」又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第一項に規定する更生手続における管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

第十九条 会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び

する。

(民事訴訟法の準用)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、協同組織金融機関の更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条 会社更生法第二十四条（第一項第三号を除く。）及び

第二十五条から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項第一号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同条第八項中「第十三条」とあるのは「(更生特例法第十二条)と、第十三条において準用する同法第二百二十二条」とあるのは「更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第二百二十二条」と、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 管財人は、第二項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等(労働金庫の個人会員を除く。以下この条において同じ。)に通知しなければならぬ

第二十五条から第二十七条までの規定は、協同組織金融機関についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四条第一項第一号中「再生手続又は特別清算手続」とあるのは「又は再生手続」と、同法第二十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第二十条において準用する第二十八条第一項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第二十二條第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二十五条第二項」と、同法第二十七条第六項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡)

第三十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 管財人は、第二項の規定により更生協同組織金融機関の事業の全部又は一部の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は組合員等(労働金庫の個人会員を除く。以下この条において同じ。)に通知しなければならぬ



い。

一・二 (略)

三 組合員等が前号の書面に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。第七項第二号において同じ。)をもつて前号の反対の意思を管財人に通知することができることとするときは、その旨

5・6 (略)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (略)

二 第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面(同項の規定により同項第三号に掲げる事項の公告又は通知があつた場合にあつては、書面又は電磁的方法)をもつて管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

イ〜ハ (略)

8〜11 (略)

第六十六条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準

い。

一・二 (同上)

(新設)

5・6 (同上)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (同上)

二 第四項第二号に規定する期間内に、次のイからハまでに掲げる更生協同組織金融機関の種類に応じ、当該イからハまでに定める者が、書面をもつて管財人に第二項の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

イ〜ハ (同上)

8〜11 (同上)

第六十六条 会社更生法第百十四条から第百十六条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における関係人集会について準

用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは「更生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百十七条第七項に規定する株主委員会」とあるのは「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と、同法第百十五条の二第一項中「第二百四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

(電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等)

第八十六条 裁判所書記官は、届出があつた更生債権等について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子更生債権者表(更生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ

用する。この場合において、同法第百十四条第一項第二号中「第百十七条第二項」とあるのは「更生特例法第六十七条第一項」と、同項第三号中「第百十七条第六項」とあるのは「更生特例法第六十七条第二項」と、同項第四号中「第百十七条第七項に規定する株主委員会」とあるのは「更生特例法第六十七条第三項に規定する組合員等委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「種類に応じ、更生協同組織金融機関の更生特例法第十五条第三項各号に定める」と、同法第百十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第三十一条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第三十三条第三項第三号」と読み替えるものとする。

(更生債権者表及び更生担保権者表の作成等)

第八十六条 裁判所書記官は、届出があつた更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第九十条第六項において同じ。」をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。」及び電子更生担保権者表（更生担保権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生担保権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。）を作成しなければならない。

2 電子更生債権者表には、各更生債権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3 電子更生担保権者表には、各更生担保権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の規定により電子更生債権者表又は電子更生担保権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

5 電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第百五十四条において同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

2 前項の更生債権者表には、各更生債権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第八十一条において準用する会社更生法第百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

4 更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

同条において同じ。)の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

6] 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

7] 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分について準用する。

(更生債権等の調査)

第八十七条 会社更生法第四百五条から第五十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の調査について準用する。この場合において、同法第四百五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項及び第三項」と、同法第四百四十六條第一項及び第四百四十七條第三項中「第三百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項」と、同法第四百四十六條第二項及び第四百四十八條第一項中「第三百三十九條第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九條第一項若しくは第三項」と、同法第四百四十六條第三項中「第四十二條第一項」とあるのは「更生特例法

(新設)

(新設)

(更生債権等の調査)

第八十七条 会社更生法第四百五条から第五十条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の調査について準用する。この場合において、同法第四百五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第八十六条第二項及び第三項」と、同法第四百四十六條第一項及び第四百四十七條第三項中「第三百三十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八條第一項」と、同法第四百四十六條第二項及び第四百四十八條第一項中「第三百三十九條第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九條第一項若しくは第三項」と、同法第四百四十六條第三項中「第四十二條第一項」とあるのは「更生特例法

第三十一条において準用する第四十二条第一項」と、同法第四十九条第一項中「第四百十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第八十二条において準用する第四百十条第二項」と、「第三百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九条第五項」と、同法第五百十条第二項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第八十八条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百九条第三項前段」と、同条第二項及び第五十八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五十一条第五項及び第五十四条第四項中

第三十一条において準用する第四十二条第一項」と、同法第四十九条第一項中「第四百十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第八十二条において準用する第四百十条第二項」と、「第三百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十九条第五項」と読み替えるものとする。

（更生債権等査定決定等）

第八十八条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生債権等の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百九条第三項前段」と、同条第二項及び第五十八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五十一条第五項及び第五十四条第四項中

「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第八条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七条において準用する第五条第一項」と、同法第五十四条第五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る）（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第六十条において同じ。）又は更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第六十条において同じ。）」と、同法第五十八条第四項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第六十二条中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組

「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第十条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第八条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七条において準用する第五条第一項」と、同法第五十四条第五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第八十一条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五十八条第四項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第六十二条中「更生会社財産」とあるのは「更生協同組織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第六十三条第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第三十七条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

織金融機関財産（更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。）」と、同法第六十三條第五項中「第五十二條第四項」とあるのは「更生特例法第三十七條において準用する第五十二條第四項」と読み替えるものとする。

（組合員等の手続参加）

第九十條（略）

255（略）

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（第十二條において準用する民事訴訟法第二百二十二條において準用する同法第二百五十二條第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十二條において準用する同法第二百二十二條において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條において準用する会社更生法第十條第三項本文の規定は、適用しない。

（議決権の行使の方法等）

第一百十六條 会社更生法第九十三條から第九十五條までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第九十三條第二項中「第百

（組合員等の手続参加）

第九十條（同上）

255（同上）

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條において準用する会社更生法第十條第三項本文の規定は、適用しない。

（議決権の行使の方法等）

第一百十六條 会社更生法第九十三條から第九十五條までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における議決権について準用する。この場合において、同法第九十三條第二項中「第百

八十九条第二項前段」とあるのは「更生特例法第百十三条において準用する第百八十九条第二項前段」と、同法第百九十四条第一項中「電子更生債権者表、電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と、同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、同法第百九十五条中「第二百条第二項」とあるのは「更生特例法第百二十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第百五十一条から第百五十三条までの規定」とあるのは「第百五十一条の規定」と、同法第二百六条第一項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四

八十九条第二項前段」とあるのは「更生特例法第百十三条において準用する第百八十九条第二項前段」と、同法第百九十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、同法第百九十五条中「第二百条第二項」とあるのは「更生特例法第百二十一条において準用する第二百条第二項」と読み替えるものとする。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第百五十一条から第百五十三条までの規定」とあるのは「第百五十一条の規定」と、同法第二百六条第二項中「第二百三十三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関及び転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関、同項第六号に規定する新株式会社」と、



項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。」と、同条第二項中「第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる転換後協同組織金融機関及び転換後銀行、同項第五号に規定する新協同組織金融機関、同項第六号に規定する新株式会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第六十九條第一項」とあるのは「更生特例法第九十三條第三項において準用する第六十九條第一項」と、同法第二百八条中「第五十條第一項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第一項」と、「第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十條第五項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第五項」と読み替えるものとする。

(不認可の決定が確定した場合の電子更生債権者表等の記録の効力)

第五十一条 会社更生法第二百三十五條の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「電子

「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第六十九條第一項」とあるのは「更生特例法第九十三條第三項において準用する第六十九條第一項」と、同法第二百八条中「第五十條第一項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第一項」と、「第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九條において準用する第二十四條第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十條第五項」とあるのは「更生特例法第三十六條において準用する第五十條第五項」と読み替えるものとする。

(不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力)

第五十一条 会社更生法第二百三十五條の規定は、協同組織金融機関の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第百

更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同条第三項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と、同条第二項中「第四百四十七条第二項、第四百四十八条第四項又は第四百四十九条第三項後段」とあるのは「更生特例法第八十七条において準用する第四百四十七条第二項、第四百四十八条第四項又は第四百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

（更生手続終結後の電子更生債権者表等の記録の効力）

第五十四条 会社更生法第二百四十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結後の電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の記録の効力について準用する。この場合において、同条中「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは、「更生特例法第八十六条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と読み替えるものとする。

（任意的口頭弁論、不服申立て等）

第四百四十七条第二項、第四百四十八条第四項又は第四百四十九条第三項後段」とあるのは、「更生特例法第八十七条において準用する第四百四十七条第二項、第四百四十八条第四項又は第四百四十九条第三項後段」と読み替えるものとする。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）

第五十四条 会社更生法第二百四十条の規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生手続終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。

（任意的口頭弁論、期日の呼出し、裁判書、不服申立て等）

第七百七十四条 会社更生法第八条及び第九条の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

(公告等)

第七百七十五条 会社更生法第十条の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

第七百七十六条 削除

(事件に関する文書の閲覧等)

第七百七十七条 会社更生法第十一条から第十二条までの規定は、相互会社の更生事件に関する文書その他の物件若しくは裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第二百五十三條第一項において同じ。)に備えられたファイル(第二百五十三條において単に「ファイル」という。)に記録された事項又は更生事件に関する事項を証明したものについて準用する。この場合において、同法第十一条第一項及び第十一條の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同法第十一條の四第一号中「第二十四條第一項若しくは第二項」とあるのは「更

第七百七十四条 会社更生法第八条、第八條の二、第八條の五及び第九條の規定は、相互会社の更生手続に関する審理及び裁判について準用する。

(公示送達の方法、公告等)

第七百七十五条 会社更生法第八條の三及び第十條の規定は、この章の規定による公告又は送達について準用する。

(電子情報処理組織による申立て等)

第七百七十六条 会社更生法第八條の四の規定は、相互会社の更生手続における申立てその他の申述について準用する。

(事件に関する文書の閲覧等)

第七百七十七条 会社更生法第十一条及び第十二條の規定は、相互会社の更生事件に関する文書その他の物件又は更生事件に関する事項の証明書について準用する。この場合において、同法第十一條第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法」と、同法第四項第一号中「第二十四條第一項若しくは第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する第二十四條第一項若しくは第二項」と、「第二十五條第二項」とあるのは「更生特例法第八十四條において準用する第二十五條第二項」と、「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十五

---

生特例法第百八十四条において準用する第二十四条第一項若しくは第二項」と、「第二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十四条において準用する第二十五条第二項」と、「第二十八条第一項」とあるのは「更生特例法第百八十五条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第百八十六条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十条第二項」と、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号中「第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第百九十八条第二項前段又は更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第二項（更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第八十四条第二項」と、「第二百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

---

条において準用する第二十八条第一項」と、「第二十九条第三項」とあるのは「更生特例法第百八十六条において準用する第二十九条第三項」と、「第三十条第二項」とあるのは「更生特例法第百八十七条第二項」と、「第三十五条第二項」とあるのは「更生特例法第百九十条第二項」と、「第三十九条の二第一項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第一項」と、同法第十二条第一項第一号中「第三十二条第一項ただし書、第四十六条第二項前段又は第七十二条第二項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第一項ただし書、更生特例法第百九十八条第二項前段又は更生特例法第二百一十一条において準用する第七十二条第二項（更生特例法第百八十八条において準用する第三十二条第三項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「第八十四条第二項」とあるのは「更生特例法第二百一十一条において準用する第八十四条第二項」と、「第二百二十五条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

---

(民事訴訟法の準用)

第七十八條 第十二條の規定は、相互会社の更生手続について準用する。この場合において、同条において準用する民事訴訟法第三十二條の十一第一項第一号中「第四條第一項」とあるのは、「第六十九條第一項」と読み替えるものとする。

第八十四條 会社更生法第二十四條から第二十七條までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十四條第八項中「(第十三條)」とあるのは「(更生特例法第七十八條において準用する更生特例法第十二條)」と、「第十三條において準用する同法第二百二十二條」とあるのは「更生特例法第七十八條において準用する更生特例法第十二條において準用する民事訴訟法第二百二十二條」と、同法第二十五條第一項中「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第九十條第二項」と、同法第二十七條第六項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替えるものとする。

(民事訴訟法の準用)

第七十八條 第十二條の規定は、相互会社の更生手続について準用する。

第八十四條 会社更生法第二十四條から第二十七條までの規定は、相互会社についての更生手続開始の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五條第一項中「第二十八條第一項」とあるのは「更生特例法第八十五條において準用する第二十八條第一項」と、「第三十條第二項」とあるのは「更生特例法第八十七條第二項」と、「第三十五條第二項」とあるのは「更生特例法第九十條第二項」と、同法第二十七條第六項中「第十條第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五條において準用する第十條第三項本文」と読み替えるものとする。

(事業等の譲渡)

第九十八條 (略)

2・3 (略)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

一・二 (略)

三 社員が前号の書面に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。第七項第二号において同じ。)をもって前号の反対の意思を管財人に通知することができることとするときは、その旨

5・6 (略)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (略)

二 第四項第二号に規定する期間内に、社員の総数の四分の一を超える数の社員が、書面(同項の規定により同項第三号に掲げる事項の公告又は通知があつた場合にあつては、書面又は電磁的方法)をもって管財人に第二項の規定による事業等の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8  
10 (略)

(事業等の譲渡)

第九十八條 (同上)

2・3 (同上)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は社員に通知しなければならない。

一・二 (同上)

(新設)

5・6 (同上)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (同上)

二 第四項第二号に規定する期間内に、社員の総数の四分の一を超える数の社員が、書面をもって管財人に第二項の規定による事業等の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8  
10 (同上)

第二百三十二条 会社更生法第十四条から第十六条までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第十四条第一項第二号中「第一百七条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第一項」と、同項第三号中「第一百七条第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第二項」と、同項第四号中「第一百七条第七項に規定する株主委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員（第二百五十七条の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第一百五十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と、同法第一百五十五条の二第一項中「第四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第三百三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等）

第二百五十三条 裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子更生債権者

第二百三十二条 会社更生法第十四条から第十六条までの規定は、相互会社の更生手続における関係人集会について準用する。この場合において、同法第十四条第一項第二号中「第一百七条第二項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第一項」と、同項第三号中「第一百七条第六項」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第二項」と、同項第四号中「第一百七条第七項に規定する株主委員会」とあるのは「更生特例法第二百三十三条第三項に規定する社員委員会」と、同項第六号中「総株主の議決権の十分の一以上を有する」とあるのは「社員（第二百五十七条の届出をした社員に限る。以下この号において同じ。）の総数の十分の一以上に当たる数の」と、同法第一百五十五条第一項中「第四十二条第二項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第二項」と、同条第三項中「第四十六条第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八条第三項第三号」と読み替えるものとする。

（更生債権者表及び更生担保権者表の作成等）

第二百五十三条 裁判所書記官は、届出があった更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければなら

表（更生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をいう。以下この条及び第三百二十七条において同じ。）及び電子更生担保権者表（更生担保権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生担保権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下この条及び第三百二十七条において同じ。）を作成しなければならない。

2 電子更生債権者表には、各更生債権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第三百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3 電子更生担保権者表には、各更生担保権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第三百三十八条第二号第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の規定により電子更生債権者表又は電子更生担保権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

ない。

2 前項の更生債権者表には、各更生債権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第三百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第二百四十八条において準用する会社更生法第三百三十八条第二号第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（新設）



5| 電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第三百二十七条において同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。同条において同じ。）の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

6| 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

7| 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分について準用する。

（更生債権等の調査）

第二百五十四条 会社更生法第四百五条から第五十条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の調査について準用する。この場合において、同法第四百五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第二項及び第三項」と、同法第四百六条第一項及び第四百四十七条第三項中「第三百三十八条第一

4| 更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（新設）

（新設）

（更生債権等の調査）

第二百五十四条 会社更生法第四百五条から第五十条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の調査について準用する。この場合において、同法第四百五条中「前条第二項及び第三項」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第二項及び第三項」と、同法第四百六条第一項及び第四百四十七条第三項中「第三百三十八条第一

項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項」と、同法第四百六十六条第一項第一号中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、「議決権の額」とあるのは「議決権の額並びに当該更生債権が保険契約に係る債権である場合（当該保険契約が保険契約者を社員とするものである旨の届出があった場合に限る。）においては社員権及びその議決権」と、同法第二項及び同法第四百四十八条第一項中「第三百三十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十九条第一項若しくは第三項」と、同法第四百四十六条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第一項」と、同法第四百四十九条第一項中「第四百四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第二百四十九条において準用する第四百四十条第二項」と、「第三百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十九条第五項」と、同法第五百五十条第二項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。）及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。

項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項」と、同法第四百六十六条第一項第一号中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、「議決権の額」とあるのは「議決権の額並びに当該更生債権が保険契約に係る債権である場合（当該保険契約が保険契約者を社員とするものである旨の届出があった場合に限る。）においては社員権及びその議決権」と、同法第二項及び同法第四百四十八条第一項中「第三百三十九条第一項若しくは第三項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十九条第一項若しくは第三項」と、同法第四百四十六条第三項中「第四十二条第一項」とあるのは「更生特例法第九十六条において準用する第四十二条第一項」と、同法第四百四十九条第一項中「第四百四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「更生特例法第二百四十九条において準用する第四百四十条第二項」と、「第三百三十九条第五項」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十九条第五項」と読み替えるものとする。

。次項において同じ。」と読み替えるものとする。

(更生債権等査定決定等)

第二百五十五条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項及び第三項並びに第五十六条第一項中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、同法第五十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第三項前段」と、同法第二項及び第五十八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五十一条第五項及び第五十四条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第七十三条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第一項」と、同法第五十四条第

(更生債権等査定決定等)

第二百五十五条 会社更生法第五十一条から第六十三条までの規定は、相互会社の更生手続における更生債権等（更生債権が保険契約に係る債権である場合においては、当該保険契約に係る社員権を含む。）の確定について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項及び第三項並びに第五十六条第一項中「又は約定劣後更生債権」とあるのは、「約定劣後更生債権又は基金に係る更生債権」と、同法第五十一条第一項中「第四百九条第三項前段」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第三項前段」と、同法第二項及び第五十八条第三項中「第四百九条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百九条第四項」と、同法第五十一条第五項及び第五十四条第四項中「第十条第三項本文」とあるのは「更生特例法第七十五条において準用する第十条第三項本文」と、同法第五十二条第三項中「第五条第六項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第六項」と、「第七条第三号」とあるのは「更生特例法第七十三条において準用する第七条第三号」と、「第五条第一項」とあるのは「更生特例法第七十二条において準用する第五条第一項」と、同法第五十四条第

五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第六十条において同じ。）又は更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。第六十条において同じ。）」と、同法第五十八条第四項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第六十三條第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

（議決権の行使の方法等）

第二百八十六条 会社更生法第九十三条から第九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用す

五項第一号中「第三百三十八条第二項第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第二項第二号」と、同法第五十七条中「第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「更生特例法第二百四十八条において準用する第三百三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」と、同法第五十八條第四項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」とあるのは「更生特例法第二百五十四条において準用する第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第四項」と、同法第六十三條第五項中「第五十二条第四項」とあるのは「更生特例法第二百二条において準用する第五十二条第四項」と読み替えるものとする。

（議決権の行使の方法等）

第二百八十六条 会社更生法第九十三条から第九十五条までの規定は、相互会社の更生手続における議決権について準用す

る。この場合において、同法第九十三條第二項中「第八十九條第二項前段」とあるのは「更生特例法第二百八十二條において準用する第八十九條第二項前段」と、同法第九十四條第一項中「電子更生債権者表、電子更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている」とあるのは「更生特例法第二百五十三條第一項に規定する電子更生債権者表（同法第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は同法第一項に規定する電子更生担保権者表（同法第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）に記録されている」と、同法第九十五條中「第二百條第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十一條において準用する第二百條第二項」と読み替えるものとする。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百九十六條 会社更生法第二百五條第一項、第二項及び第五項並びに第二百六條から第二百八條までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五條第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同法第二百六條第一項中「電子更生債権者表及び電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三條第一項に規定する電子更生債権者表（同法

る。この場合において、同法第九十三條第二項中「第八十九條第二項前段」とあるのは「更生特例法第二百八十二條において準用する第八十九條第二項前段」と、同法第九十四條第一項中「更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている」とあるのは「又は更生担保権者表に記載されている」と、同法第九十五條中「第二百條第二項」とあるのは「更生特例法第二百九十一條において準用する第二百條第二項」と読み替えるものとする。

（届出をした更生債権者等の権利の変更等）

第二百九十六條 会社更生法第二百五條第一項、第二項及び第五項並びに第二百六條から第二百八條までの規定は、相互会社の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五條第二項中「更生債権者等」とあるのは「更生債権者等又は社員」と、同項及び同法第二百六條第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、同項中「第二百三條第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四條

第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項において同じ。及び同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

次項において同じ。」と、同条第二項中「更生債権等」とあるのは「更生債権等又は社員権」と、「第二百三十三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社」とあるのは「更生特例法第二百九十四条第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

（不認可の決定が確定した場合の電子更生債権者表等の記録の効力）

第三百二十四条 会社更生法第二百三十五条の規定は、相互会社の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合につ

第一項第四号及び第五号に掲げる株式会社、同項第六号に規定する新相互会社」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第二百七条中「第六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第二百六十条第三項において準用する第六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号」とあるのは「更生特例法第二百八十四条において準用する第二十四条第一項第二号」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第二百一条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。

（不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力）

第三百二十四条 会社更生法第二百三十五条の規定は、相互会社の更生手続において更生計画不認可の決定が確定した場合につ

いて準用する。この場合において、同条第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは「更生特例法第二百五十三条第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と、同条第二項中「第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」と読み替えるものとする。

（更生手続終結後の電子更生債権者表等の記録の効力）

第三百二十七條 会社更生法第二百四十條の規定は、相互会社の更生手続における更生手続終結後の電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の記録の効力について準用する。この場合において、同条中「電子更生債権者表又は電子更生担保権者表」とあるのは、「更生特例法第二百五十三條第一項に規定する電子更生債権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」又は同条第一項に規定する電子更生担保権者表（同条第四項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）」と読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、同条第一項中「更生債権等については」とあるのは「更生債権等又は社員権については」と、同条第二項中「第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」とあるのは「更生特例法第二百五十四條において準用する第四百四十七條第二項、第四百四十八條第四項又は第四百四十九條第三項後段」と読み替えるものとする。

（更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力）

第三百二十七條 会社更生法第二百四十條の規定は、相互会社の更生手続における更生手続終結後の更生債権者表及び更生担保権者表の記載の効力について準用する。





(略)	第一項		
		この法律	
	法	この法律及び更生特例	に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）

(略)	第一項		第十一条第一項
		この法律	同じ。
	法	この法律及び更生特例	同じ。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）

(同上)	(新設)		
		(新設)	
	(新設)	(新設)	等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。）

(同上)	(新設)		第十一条第一項
		(新設)	を含む。）
	(新設)	(新設)	を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）

（保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用）  
 第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（保険業を営む株式会社についての会社更生法の規定の適用）  
 第三百五十八条 保険業を営む株式会社についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(顧客表の提出)

第四百十一条 (略)

2~4 (略)

5 金融商品取引業者の更生手続についての会社更生法第十一条第一項及び第十一条の二第一項の規定の適用については、同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。)」と、同法第十条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

(事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例)

第四百五十四条 民事再生法第四十三条(第九項を除く。)の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)」と、「会社法第四百六十七條第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為(以下この項及び第九項において「事業等の譲渡」という。)」とあり、及び「事業等の譲渡」とあるのは「事業の全部又は一部の譲渡」と、「同条第一項」とあるのは「信用金庫法(昭和二十六年

(顧客表の提出)

第四百十一条 (同上)

2~4 (同上)

5 金融商品取引業者の更生手続についての会社更生法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。）」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(事業の譲渡に関する信用金庫法等の特例)

第四百五十四条 民事再生法第四十三条(第八項を除く。)の規定は、協同組織金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「株式会社」とあるのは「協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。)」と、「会社法第四百六十七條第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為(以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。)」とあり、及び「事業等の譲渡」とあるのは「事業の全部又は一部の譲渡」と、「同条第一項」とあるのは

法律第二百三十八号) 第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) 第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第五十三条及び第六十二条第一項と、「株主総会の決議による承認」とあるのは「総会又は総代会の議決」と、同条第三項及び第七項中「株主」とあるのは「会員又は組合員」と、同条第五項中「株主に」とあるのは「会員若しくは組合員に」と、「株主名簿」とあるのは「会員名簿若しくは組合員名簿」と、「株主が」とあるのは「会員若しくは組合員が」と読み替えるものとする。

(預金者表の提出)

第四百六十三条 (略)

2 3 4 (略)

5 金融機関の再生手続についての民事再生法第十六条第一項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号) 同項において「更生特例法」という。 ) と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号) 第四十八条の三及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) 第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) 第五十三条及び第六十二条第一項」とあるのは「総会又は総代会の議決」と、同条第二項及び第六項中「株主」とあるのは「会員又は組合員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「会員若しくは組合員に」と、「株主名簿」とあるのは「会員名簿若しくは組合員名簿」と、「株主が」とあるのは「会員若しくは組合員が」と読み替えるものとする。

(預金者表の提出)

第四百六十三条 (同上)

2 3 4 (同上)

5 金融機関の再生手続についての民事再生法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。 ) 」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。 ) 及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号) 」とする。

(顧客表の提出)

第四百八十条 (略)

2と4 (略)

5 金融商品取引業者の再生手続についての民事再生法第十六条第一項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。)」と、同法第十

六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

(預金者表の提出)

第五百四条 (略)

2と4 (略)

5 金融機関の破産手続についての破産法第十一条第一項及び第十一条の二第一項の規定の適用については、同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。)」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

(顧客表の提出)

第四百八十条 (同上)

2と4 (同上)

5 金融商品取引業者の再生手続についての民事再生法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(預金者表の提出)

第五百四条 (同上)

2と4 (同上)

5 金融機関の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(債権者委員会)

第五百十九條 基金が第五百二十一条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第四百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2 (略)

(顧客表の提出)

第五百二十一条 (略)

2~4 (略)

5 金融商品取引業者の破産手続についての破産法第十一条第一項及び第十一条の二第二項の規定の適用については、同法第十条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）同項において「更生特例法」という。」と、同法第十一条

(債権者委員会)

第五百十九條 基金が第五百二十二条第一項の規定による顧客表の提出をする前における破産法第四百四十四条第一項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「破産債権者をもって」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金であつて、破産者が破産手続開始の時に加入しているものをいう。以下この条において同じ。）を含む。）をもって」と、同条第四項中「破産債権者の申立て」とあるのは「破産債権者（投資者保護基金を含む。）の申立て」とする。

2 (同上)

(顧客表の提出)

第五百二十一条 (同上)

2~4 (同上)

5 金融商品取引業者の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

(保険契約者表の提出)

第五百三十七条 (略)

234 (略)

5 保険会社の破産手続についての破産法第十一条第一項及び第十一条の二第一項の規定の適用については、同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。同項において「更生特例法」という。 )と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び更生特例法」とする。

(削る)

(保険契約者表の提出)  
第五百三十七条 (同上)

234 (同上)

5 保険会社の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。 )」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。 )及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とする。

別表(第十二条関係)

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
------------	-----------------	---

		第百三十三条の 三第一項		第百十三条		第百十二条第一 項ただし書	
する書面又は電 面	その他これに類 する書面又は電 面	第百条 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 面	磁的記録 当該書面又は電 磁的記録	記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録	記載又は記録 第百十一条の規 定による措置を 開始した	記録 書類又は電磁的 記録	た 前条の規定によ る措置を開始し た
面	その他これに類する書 面	第百条第一項	当該書面	記載された書面	記載された書面 を示始めた	記載 書類	当該揭示を始めた

<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>第百六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>調書 方法</p>
---	--	----------------------	---	------------------



<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条第四項ただし書</p>	<p>電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体</p>	<p>事項</p>

	<p>に記録された事項</p>	
<p>第二百十五條第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一條の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>
<p>第二百六十一條第四項</p>	<p>電子調書 記録しなければ</p>	<p>調書 記載しなければ</p>

改正案

現行

（文書等の提出）

第十二条 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に係るある文書、物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十四条第一項において同じ。）の提出を求めることができる。

（文書等の提出）

第十二条 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に係るある文書又は物件の提出を求めることができる。

（調停条項案の書面による受諾）

第十六条 特定調停に係る事件の当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

（調停条項案の書面による受諾）

第十六条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 | 特定調停に係る事件の当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会から当事者間に合意が成立すべき日時を定めて提示された

（新設）

調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

(文書等の不提出に対する制裁)

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条（第九条において準用する場合を含む。）の規定による文書、物件又は電磁的記録の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2  
(略)

(文書等の不提出に対する制裁)

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条（第九条において準用する場合を含む。）の規定による文書又は物件の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2  
(同上)

■ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第四百四十五条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案

現行

（削る）

（期日の呼出し）

第八条の二 再生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup>

（公示送達の方法）

第八条の三 再生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（削る）

（電子情報処理組織による申立て等）

(削る)

第八条の四 再生手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第八条の五 再生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には

、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。次条第一項において同じ。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び第十七条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 (略)

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が再生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 再生債務者以外の利害関係人 第二十六条第一項の規定による中止の命令、第二十七条第一項の規定による禁止の命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第三百三十四条の四第一項の規定による保全処分、第九百九十七条第一項の規定による中止の



(ファイル記録事項の閲覧等)

第十六条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項並びに次条を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び第十七条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

命令又は再生手続開始の申立てについての裁判

二 再生債務者 再生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは再生債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

(新設)

3 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（事件に関する事項の証明）

第十六条の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情

（新設）

報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(閲覧等の特則)

第十六条の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が再生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 再生債務者以外の利害関係人 第二十六条第一項の規定による中止の命令、第二十七条第一項の規定による禁止の命令、第三十条第一項の規定による保全処分、第三十一条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の規定による処分、第一百三十四条の四第一項の規定による保全処分、第九十七条第一項の規定による中止の命令又は再生手続開始の申立てについての裁判

二 再生債務者 再生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは再生債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

(新設)

(支障部分の閲覧等の制限)

第十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。）を行うことにより、再生債務者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は再生債務者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。以下この項及び次項において同じ。）、監督委員、調査委員又は個人再生委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び再生債務者等に限定することができる。

一・二 (略)

2～5 (略)

6 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

(民事訴訟法の準用)

第十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、再生債務者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は再生債務者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。以下この項及び次項において同じ。）、監督委員、調査委員又は個人再生委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び再生債務者等に限定することができる。

一・二 (同上)

2～5 (同上)

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。」とあるのは「弁護士に限る。」又は監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理若しくは保全管理人代理として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 (略)

25 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書(第十八条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十八条において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをい

第十八条 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百零二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十六条 (同上)

25 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

う。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その電子裁判書を再生債務者(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。)及び申立人に送達し、かつ、その決定の正文を知れている再生債権者及び再生債務者(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、再生債務者に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告につい

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十八条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を再生債務者(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。)及び申立人に送達し、かつ、その決定の正文を知れている再生債権者及び再生債務者(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、再生債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十九条 (同上)

2、4 (同上)

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告につい

ての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 (略)

2と4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (略)

(担保権の実行手続の中止命令)

第三十一条 (略)

2と5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(事業等の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許

ての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 (同上)

2と4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (同上)

(担保権の実行手続の中止命令)

第三十一条 (同上)

2と5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(事業等の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許

可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第九項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2| 前項の許可（以下この条において「代替許可」という。）の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その決定の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3| 前項に規定する場合には、その電子裁判書を再生債務者等に、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を株主に、それぞれ送達しなければならない。

4| (略)

5| 第三項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所に宛てて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九

可)

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

(新設)

2| 前項の許可（以下この条において「代替許可」という。）の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3| (同上)

4| 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者に通知した場所に宛てて、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九



十九号) 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

6| 9| (略)

(監督命令に関する公告及び送達)

第五十五条 (略)

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (略)

(調査命令)

第六十二条 (略)

2| 5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(管理命令に関する公告及び送達)

第六十五条 (略)

十九号) 第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5| 8| (同上)

(監督命令に関する公告及び送達)

第五十五条 (同上)

2 監督命令、前条第五項の規定による決定及び同条第六項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (同上)

(調査命令)

第六十二条 (同上)

2| 5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(管理命令に関する公告及び送達)

第六十五条 (同上)

2・3 (略)

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

5・6 (略)

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第八十条 (略)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (略)

(電子再生債権者表の作成等)

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第一百一条第三項の規定により再生債務者等が認否書に記載した再生債権について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子再生債権者表(再生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した再生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 電子再生債権者表には、各債権について、その内容(約定劣

2・3 (同上)

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5・6 (同上)

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第八十条 (同上)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (同上)

(再生債権者表の作成等)

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第一百一条第三項の規定により再生債務者等が認否書に記載した再生債権について、再生債権者表を作成しなければならない。

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容(約定

後再生債権であるかどうかの別を含む。以下この節において同じ。）及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3| 裁判所書記官は、第一項の規定により電子再生債権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4| 電子再生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

5| 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6| 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

（一般調査期間における調査）

第二百二条 （略）

2 （略）

3 一般調査期間を変更する決定をしたときは、その電子裁判書

劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下この節において同じ。）及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

3| 再生債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（新設）

（新設）

（一般調査期間における調査）

第二百二条 （同上）

2 （同上）

3 一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、

は、再生債務者、管財人及び届出再生債権者（債権届出期間の経過前であつては、知っている再生債権者）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、第四十三条第五項に規定する方法によりすることができる。

5 (略)

(特別調査期間における調査)

第三百三条 (略)

2～4 (略)

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。

(再生債権の調査の結果)

第四百四条 (略)

2 裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、再生債権の調査の結果を電子再生債権者表に記録しなければならない。

3 第一項の規定により確定した再生債権については、電子再生債権者表の記録は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

再生債務者、管財人及び届出再生債権者（債権届出期間の経過前であつては、知っている再生債権者）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、第四十三条第四項に規定する方法によりすることができる。

5 (同上)

(特別調査期間における調査)

第三百三条 (同上)

2～4 (同上)

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における裁判書の送達について準用する。

(再生債権の調査の結果)

第四百四条 (同上)

2 裁判所書記官は、再生債権の調査の結果を再生債権者表に記載しなければならない。

3 第一項の規定により確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(再生債権の査定の裁判)

第二百五条 (略)

25 (略)

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(主張の制限)

第八十条 第二百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続又は第六十六条第一項の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、再生債権者は、異議等のある再生債権の内容及び原因について、電子再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記録)

第一百条 裁判所書記官は、再生債務者等又は再生債権者の申立てがあつた場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、再生債権の確定に関する訴訟の結果(第五十五条第一項本文の査定の申立てについての裁判に対する第六十六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該裁判の内容)を電子再生債権者表に記載しな

(再生債権の査定の裁判)

第二百五条 (同上)

25 (同上)

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(主張の制限)

第八十条 第二百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続又は第六十六条第一項の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、再生債権者は、異議等のある再生債権の内容及び原因について、再生債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載)

第一百条 裁判所書記官は、再生債務者等又は再生債権者の申立てにより、再生債権の確定に関する訴訟の結果(第五十五条第一項本文の査定の申立てについての裁判に対する第六十六条第一項の訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該裁判の内容)を再生債権者表に記載しな

ればならない。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会)

第百十五條の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人(第二百七條第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。)及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

2| 前項の期日に出席しないでその手続に参与した再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者は、その期日に出席したものとみなす。

(再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務)

第百十八條の二 (略)

2 再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七條第一項(同條第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同條第一項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

(新設)

(再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務)

第百十八條の二 (同上)

2 再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七條第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

3 再生債務者等は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、再生債務者等は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

（否認権のための保全処分）

第三百三十四条の四（略）

2～5（略）

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7（略）

（否認の請求）

第三百三十六條（略）

2・3（略）

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、

（新設）

（否認権のための保全処分）

第三百三十四条の四（同上）

2～5（同上）

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7（同上）

（否認の請求）

第三百三十六條（同上）

2・3（同上）

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十

第十條第三項本文の規定は、適用しない。

5 (略)

(法人の役員の財産に対する保全処分)

第四百四十二條 (略)

2 6 (略)

7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(損害賠償請求権の査定に関する裁判)

第四百四十四條 (略)

2 (略)

3 前條第一項の査定の裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅の許可等)

第四百四十八條 (略)

2 (略)

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その電子裁判書を、

第三項本文の規定は、適用しない。

5 (同上)

(法人の役員の財産に対する保全処分)

第四百四十二條 (同上)

2 6 (同上)

7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(損害賠償請求権の査定に関する裁判)

第四百四十四條 (同上)

2 (同上)

3 前條第一項の査定の裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅の許可等)

第四百四十八條 (同上)

2 (同上)

3 第一項の許可の決定があつた場合には、その裁判書を、前項



前項の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この条から第五十三条までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4 (略)

5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6・7 (略)

(財産の価額の決定)

第五十条 (略)

2・5 (略)

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(配当等の実施)

第五十三条 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、電子配当表（第

の書面（以下この条及び次条において「申立書」という。）とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者（以下この条から第五十三条までにおいて「担保権者」という。）に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4 (同上)

5 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6・7 (同上)

(財産の価額の決定)

第五十条 (同上)

2・5 (同上)

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(配当等の実施)

第五十三条 裁判所は、前条第一項の規定による金銭の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づい

四項において準用する民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であつて、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第五百十一条第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該金銭の電子交付計算書（裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、当該金銭の額、各担保権者の有する担保権によつて担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、同項の規定により再生債務者の負担すべき費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剰余金を再生債務者等に交付する。

3 裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 民事執行法第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条か

て、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第五百十一条第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剰余金を再生債務者等に交付する。

（新設）

3 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八

ら第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

第百六十六条 (略)

2 (略)

3| 第一項の許可の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その決定の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

4| 前項に規定する場合には、その電子裁判書を当該許可の申立てをした者に、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に対する送達については、第四十三条第五項及び第六項の規定を準用する。

5| (略)

(募集株式を引き受ける者の募集を定める条項に関する許可)

第百六十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 前条第三項から第五項までの規定は、第二項の許可の決定が

十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

(再生債務者の株式の取得等を定める条項に関する許可)

第百六十六条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 第一項の許可の決定があつた場合には、その裁判書を当該許可の申立てをした者に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。この場合における株主に対する送達については、第四十三条第四項及び第五項の規定を準用する。

4| (同上)

(募集株式を引き受ける者の募集を定める条項に関する許可)

第百六十六条の二 (同上)

2・3 (同上)

4 前条第三項及び第四項の規定は、第二項の許可の決定があつ

あつた場合について準用する。

(基準日による議決権者の確定)

第七十二条の二 裁判所は、相当と認めるときは、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日(以下この条において「基準日」という。)を定めて、基準日における電子再生債権者表に記録されている再生債権者を議決権者と定めることができる。

2 (略)

(再生計画案の可決の要件)

第七十二条の三 (略)

2・4 (略)

5 前二項の規定による決定があつた場合には、その電子裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

6・7 (略)

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

た場合について準用する。

(基準日による議決権者の確定)

第七十二条の二 裁判所は、相当と認めるときは、再生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日(以下この条において「基準日」という。)を定めて、基準日における再生債権者表に記録されている再生債権者を議決権者と定めることができる。

2 (同上)

(再生計画案の可決の要件)

第七十二条の三 (同上)

2・4 (同上)

5 前二項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、債権者集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

6・7 (同上)

(再生計画の認可又は不認可の決定)

第七十四条 (同上)

2・3 (同上)

4| 再生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

5| 前項に規定する場合には、第百十五条第一項本文に規定する者に対して、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。

6| 第四項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。

(再生計画の条項の電子再生債権者表への記録等)

第百八十条 再生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、再生計画の条項を電子再生債権者表に記録しなければならない。

2 前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その電子再生債権者表の記録は、再生債務者、再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

3 第一項の場合には、前項の権利で金銭の支払その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、再生債務者及び再生のために債務を負担した者に対して、その電子再生債権者表の記録により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十

(新設)

4| 再生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、第百十五条第一項本文に規定する者に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5| 前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。

(再生計画の条項の再生債権者表への記載等)

第百八十条 再生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、再生計画の条項を再生債権者表に記載しなければならない。

2 前項の場合には、再生債権に基づき再生計画の定めによって認められた権利については、その再生債権者表の記載は、再生債務者、再生債権者及び再生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

3 第一項の場合には、前項の権利で金銭の支払その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、再生債務者及び再生のために債務を負担した者に対して、その再生債権者表の記載により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二条

二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

(再生計画により再生債務者の株式の取得等がされた場合の取扱い)

第百八十三条 (略)

2 6 (略)

7 第二項、第四項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があった場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本若しくは抄本又は記録事項証明書(電子裁判書に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次条第三項において同じ。)を添付しなければならない。

(再生計画に募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めた場合の取扱い)

第百八十三条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の募集株式を引き受ける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本若しくは抄本又は記録事項証明書を添付しなければならない。

及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

(再生計画により再生債務者の株式の取得等がされた場合の取扱い)

第百八十三条 (同上)

2 6 (同上)

7 第二項、第四項又は前項の規定により、認可された再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があった場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生計画に募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を定めた場合の取扱い)

第百八十三条の二 (同上)

2 (同上)

3 第一項の募集株式を引き受ける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(不認可の決定が確定した場合の電子再生債権者表の記録の効力)

第百八十五条 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、電子再生債権者表の記録は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が第百二条第二項又は第百三条第四項の規定による異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対し、電子再生債権者表の記録により強制執行をすることができる。

(再生計画の取消し)

第百八十九条 (略)

2・3 (略)

4 裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を第一項の申立てをした者及び再生債務者等に送達し、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

5～8 (略)

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)

(不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力)

第百八十五条 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が第百二条第二項又は第百三条第四項の規定による異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対し、再生債権者表の記載により強制執行をすることができる。

(再生計画の取消し)

第百八十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を第一項の申立てをした者及び再生債務者等に送達し、かつ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

5～8 (同上)

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)

第二百二条 (略)

2・3 (略)

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けるとされ、第百七十四条第四項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。

5 (略)

(同意再生の決定)

第二百七条 (略)

2・5 (略)

6 第百七十四条第三項及び第百一十一条第二項の規定は第一項の申立てについて、第百七十四条第六項及び第百二十二条第一項の規定は同意再生の決定があつた場合について、第二百二条第三項の規定は第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同意再生の決定に関する意見について準用する。

(個人再生委員)

第二百二十三条 (略)

2・6 (略)

第二百二条 (同上)

2・3 (同上)

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があつたときは、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けるとされ、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 (同上)

(同意再生の決定)

第二百七条 (同上)

2・5 (同上)

6 第百七十四条第三項及び第百一十一条第二項の規定は第一項の申立てについて、第百七十四条第五項及び第百二十二条第一項の規定は同意再生の決定があつた場合について、第二百二条第三項の規定は第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同意再生の決定に関する意見について準用する。

(個人再生委員)

第二百二十三条 (同上)

2・6 (同上)



7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

8～10 (略)

(届出再生債権に対する異議)

第二百二十六条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第三項から第五項までの規定は特別異議申述期間を定める決定又は一般異議申述期間若しくは特別異議申述期間を変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について、第百三条第二項の規定は第二項の場合について準用する。

5・6 (略)

(計画遂行が極めて困難となった場合の免責)

第二百三十五条 (略)

2 (略)

3 免責の決定があつたときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

4 前項に規定する場合には、再生債務者及び届出再生債権者に

7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

8～10 (同上)

(届出再生債権に対する異議)

第二百二十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二条第三項から第五項までの規定は特別異議申述期間を定める決定又は一般異議申述期間若しくは特別異議申述期間を変更する決定をした場合における裁判書の送達について、第百三条第二項の規定は第二項の場合について準用する。

5・6 (同上)

(計画遂行が極めて困難となった場合の免責)

第二百三十五条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3 免責の決定があつたときは、再生債務者及び届出再生債権者

対して、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。

5) 8) (略)

9) 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第四項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第四項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」とする。

10) 第七項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生計画案についての意見聴取)

第二百四十条 (略)

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出し、又は最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める

に対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

4) 7) (同上)

8) 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」とする。

9) 第六項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

(再生計画案についての意見聴取)

第二百四十条 (同上)

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録すべき旨を通知しなければならない。

3  
(略)

(削る)

3  
(同上)

別表(第十八条関係)

<p>第百十二条第一 項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け</p>
<p>第百十二条第一 項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>書類 記載</p>
	<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け</p>

	べき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた 記載された書面
第三百三十三条の 三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 当該書面
第二百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項	又は電磁的記録その他これに類する書面 又は電磁的記録 その他これに類する書面
第六十条第一 項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過） 調書

第二百六十二条第三項	第二百六十二条第二項	第二百六十二条第二項	第二百六十二条第二項	第二百六十二条第四項	第二百六十二条第三項	
事項又は前項の規定	記録して	その旨をファイルに記録して	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	電子調書の内容に 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。
事項	調書を作成して		調書の記載 当該調書	調書	調書の記載について	

第四項	第二百六十一条	第二百三十一条 の三第二項	第二百十五條第 四項
記録しなければ	電子調書	若しくは送付し、又 は最高裁判所規則で 定める電子情報処理 組織を使用する	事項又は第二項の規 定によりファイルに 記録された事項若し くは同項の記録媒体 に記録された事項
記載しなければ	調書		事項

○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（第百六十七条関係）

改正案	現行
<p>（相手国等の租税の徴収の共助）</p> <p>第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三條第一</p>	<p>（相手国等の租税の徴収の共助）</p> <p>第十一条 租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租税債権（当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象となる当該相手国等の租税債権に限る。以下この条において「共助対象外国租税」という。）の徴収の共助又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請において特定された者（以下この条において「共助対象者」という。）の住所、居所、本店、支店、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長（国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長が必要と認めた場合にはその国税局長が指定する税務署長とする。以下この条において「所轄国税局長等」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該要請に係る共助の実施の決定（以下この条において「共助実施決定」という。）をする。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三條第一</p>

項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十八條第一項若しくは第二百三十五條第七項（同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四條第一項又は金融機關等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五條第一項若しくは第二百九十五條第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

五（略）

2  
14（略）

項、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十八條第一項若しくは第二百三十五條第六項（同法第二百四十四條において準用する場合を含む。）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四條第一項又は金融機關等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百二十五條第一項若しくは第二百九十五條第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の全額についてその責任を免れているとき。

五（同上）

2  
14（同上）



改正案	現行
<p>（信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の決議に代わる許可）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 民事再生法第四十三条第二項から第八項までの規定は、前項の許可の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第五項中「株主に」とあるのは「組合員又は会員に」と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは会員が」と、同条第七項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。</p> <p>（貯金者表の提出等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 農水産業協同組合の再生手続についての民事再生法第十六条第一項及び第十六条の二第一項の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法</p>	<p>（信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の決議に代わる許可）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>2 民事再生法第四十三条第二項から第七項までの規定は、前項の許可の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「組合員又は会員に」と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは会員が」と、同条第六項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。</p> <p>（貯金者表の提出等）</p> <p>第十六条（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>5 農水産業協同組合の再生手続についての民事再生法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）」及び農水産</p>

律第九十五号。同項において「再生特例法」という。」と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び再生特例法」とする。

(貯金者表の提出等)

第三十七条 (略)

2～4 (略)

5 農水産業協同組合の破産手続についての破産法第十一条第一項及び第十一条の二第一項の規定の適用については、同法第十条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号。同項において「再生特例法」という。)」と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び再生特例法」とする。

業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」とする。

(貯金者表の提出等)

第三十七条 (同上)

2～4 (同上)

5 農水産業協同組合の破産手続についての破産法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。)」及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」とする。

■ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）（第六百六十九条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p style="text-align: center;">(期日の呼出し)</p> <p>第六条の二 承認援助手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。</p> <p>2  呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup></p> <p style="text-align: center;">(公示送達の方法)</p> <p>第六条の三 承認援助手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p> <p style="text-align: center;">(電子情報処理組織による申立て等)</p>

(削る)

第六条の四 承認援助手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第六条の五 承認援助手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十三条 (略)

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 (略)

4 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律又は第十五条において準用する民事訴訟法の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(次項から第七項までを除き、以下単に「ファイル」という。)に記録された事項(以下この条及び次条第六項において「ファイル記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

5 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複

(事件に関する文書の閲覧等)

第十三条 (同上)

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 (同上)

(新設)

(新設)

写を請求することができる。

6| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

7| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

（新設）

（新設）

ルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

8| 前各項の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項の規定による処分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十一条第一項の規定による処分、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前各項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第十四条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。）を行うことにより、承認援助手続の目的の達成に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人（承認管財人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は保全管理人（保全管理人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者、外国管

4| 前三項の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項の規定による処分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十一条第一項の規定による処分、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)

第十四条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、承認援助手続の目的の達成に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人（承認管財人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は保全管理人（保全管理人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。）の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管



財人等、承認管財人及び保全管理人に限ることができる。

一・二 (略)

255 (略)

6 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

(民事訴訟法の準用)

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

理人に限ることができる。

一・二 (同上)

255 (同上)

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第十五条 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

(外国倒産処理手続の承認の公告等)

第二十三条 (略)

2| 外国倒産処理手続の承認の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該決定の主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならぬ。

3| 外国管財人等には、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があつた場合における保全管理人についても、同様とする。

4| (略)

(即時抗告等)

第二十四条 (略)

2| 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所の裁判所書記官は、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3| 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、第一項の即

句に読み替えるものとする。

(外国倒産処理手続の承認の公告等)

第二十三条 (同上)

(新設)

2| 外国管財人等には、外国倒産処理手続の承認の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があつた場合における保全管理人についても、同様とする。

3| (同上)

(即時抗告等)

第二十四条 (同上)

(新設)

2| 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、前項の即時

時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等に前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならぬ。

4| (略)

(他の手続の中止命令等)

第二十五条 (略)

257 (略)

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書(第十五条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十五条において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

9 第二十三条第四項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第四項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公告し、かつ、外国管財人等にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3| (同上)

(他の手続の中止命令等)

第二十五条 (同上)

257 (同上)

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

9 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その主文を公告し、かつ、その電子裁判書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならない。

2 (略)

3 第一項の場合において、同項の電子裁判書の送達を受けた外国管財人等は、当該電子裁判書の内容を知れている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等(承認管財人が選任されている場合にあっては、承認管財人)に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除)

第三十条 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告につい

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その主文を公告し、かつ、その裁判書を外国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しなければならない。

2 (同上)

3 第一項の場合において、同項の裁判書の送達を受けた外国管財人等は、当該裁判書の内容を知れている債権者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等(承認管財人が選任されている場合にあっては、承認管財人)に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除)

第三十条 (同上)

2 3 4 (同上)

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告につい

ての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

(管理命令に関する公告及び送達等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

6・7 (略)

(保全管理命令に関する公告及び送達等)

第五十二条 (略)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

3 保全管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を

ての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。この場合においては、第八条第三項本文の規定は、適用しない。

(管理命令に関する公告及び送達等)

第三十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認管財人に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

6・7 (同上)

(保全管理命令に関する公告及び送達等)

第五十二条 (同上)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

3 保全管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ず

生ずる。

4・5 (略)

第五十六条 (略)

2・5 (略)

7 第二十四条第四項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。

(国内倒産処理手続の開始決定がされた場合の承認の条件等)

第五十七条 (略)

2・5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)

第五十八条 (略)

2・5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

る。

4・5 (同上)

第五十六条 (同上)

2・5 (同上)

7 第二十四条第三項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。

(国内倒産処理手続の開始決定がされた場合の承認の条件等)

第五十七条 (同上)

2・5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)

第五十八条 (同上)

2・5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

7 (略)

(外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整)

第五十九条 (略)

2~4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整)

第六十条 (略)

2~5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の他の承認援助手続の中止命令)

第六十三条 (略)

2~4 (略)

7 (同上)

(外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整)

第五十九条 (同上)

2~4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整)

第六十条 (同上)

2~5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(外国倒産処理手続の承認決定前の他の承認援助手続の中止命令)

第六十三条 (同上)

2~4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(削る)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

別表(第十五条関係)

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した	書類 記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受け



	べき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた 記載された書面
第三百三十三条の 三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その他これに類する書面 又は電磁的記録 当該書面
第五百十一条第二項及び第二百三十一条の第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経

	<p>第百六十条第三 項</p>	<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>過等の記録及び公証 をするためにこの法 律その他の法令の規 定により裁判所書記 官が作成する電磁的 記録をいう。以下同 じ。)</p>
<p>調書の記載につ いて</p>	<p>調書 の記載につ いて</p>	<p>調書</p>	<p>当該調書</p>	<p>調書の記載</p>	<p>前項の規定によりフ ァイルに記録された 電子調書の内容に 電子調書の内容に 第二項の規定により ファイルに記録され た電子調書</p>
<p>事項</p>	<p>事項又は前項の規定 記録して</p>	<p>その旨をファイルに 記録して</p>	<p>その旨をファイルに 記録して</p>	<p>その旨をファイルに 記録して</p>	<p>事項又は前項の規定 記録して</p>

第四項	第二百六十一条	第二百三十一条の三第二項	第二百十五條第四項
記録しなければ	電子調書	組織を使用する 定める電子情報処理	記録された事項 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
記載しなければ	調書	又は送付する	事項

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（第百八十五条関係）  
 （現行規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（接近禁止命令等）            第十条（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p>	<p>（接近禁止命令等）            第十条（同上）</p> <p>2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>一〇七（同上）</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状</p>

九・十 (略)

3 3 6 (略)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 (略)

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状態及びこれに対して執られた措置の内容を記載し、又は記録

態に置くこと。

九・十 (同上)

3 3 6 (同上)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 (同上)

2 (同上)

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 (同上)

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状態及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提

した書面又は電磁的記録（次項において「書面等」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面等の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（削る）

出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

(削る)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるとき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

(削る)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申

述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法

令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

（保護命令の申立てについての決定等）



第十五条 (略)

2 保護命令は、相手方に対する電子決定書(第二十一条において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 5 (略)

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的記録を除いた部分をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、当事者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があ

第十五条 (同上)

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 5 (同上)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

り、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。

4| 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第十九条の二| 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法令その他の法令の規定により裁判所に使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所に使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求す

(新設)

ることができる。

- 3| 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。
- 4| 前三項の規定にかかわらず、相手方は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。
- 5| 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第十九条の三 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第三百三十二条の十三の規定を除く。）を準用する。

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第

百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、  
 第二百五条第二項、第二十五条第二項、第二百二十七条第二  
 項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。こ  
 の場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中  
 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
 えるものとする。

<p>第百十二条第一 項本文</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>裁判所書記官が送達す べき書類を保管し、い つでも送達を受けるべ き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた</p>
<p>第百十二条第一 項ただし書</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的 記録 記載又は記録 第百十一条の規 定による措置を 開始した</p>	<p>書類 記載 裁判所書記官が送達す べき書類を保管し、い つでも送達を受けるべ</p>

		き者に交付すべき旨の 裁判所の掲示場への掲 示を始めた
第三百三十三条の 三第一項	記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録	記載された書面 当該書面
第二百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項	又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録	その他これに類する書 面
第六十条第一 項	方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法	方法 調書
	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期	

第百六十条の二	項 第百六十条第四	項 第百六十条第三	
前条第二項の規	当該電子調書 調書 記録された電子 よりファイルに 記録された電子 調書	書の内容に 第二項の規定に よりファイルに 録された電子調 書の内容に	日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。)
調書の記載	当該調書	調書	調書の記載について

第一項	第六十条の二 第二項	第二百五条第三 項	第二百五条第 四項	第二百三十一 条の三第二項
定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容	その旨をファイ ルに記録して	事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項	事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項	若しくは送付し 、又は最高裁判
	調書を作成して	事項	事項	又は送付する



第四項	第二百六十一条	
記録しなければ	電子調書	所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する
記載しなければ	調書	

■ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三百三十七号）（第百九十九  
条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条― 第二十条）</p> <p>（日本の裁判所の管轄権）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式 、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができな い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは 、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規 定を適用する。</p> <p>5～7（略）</p> <p>（非電磁的事件記録の閲覧等）</p>	<p>目次</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条― 第十九条）</p> <p>（日本の裁判所の管轄権）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式 、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができな い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その合意 は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用す る。</p> <p>5～7（同上）</p> <p>（発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等）</p>

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（発信者情報開示命令事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第十二条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（発信者情報開示命令事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項並びに次条において同じ。）に備えられたファイル（第十七条第二項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

（新設）

て同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の

最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 | 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第十二条の三 | 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、発信者情報開示命令事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十七条 | 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百三十二条の十、第三百三十二条の十一及び第三百三十二条の十二(第

(新設)

(新設)

一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十第五項及び第六項並びに第三百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「もの(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)」とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二條」とあるのは「第九條において準用する同法第二條」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「第三百三十二条の二第二項」とあるのは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八條において読み替えて準用する第三百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2| 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)(又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三(第一号に係る部分を除く。))の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第三百三十三条の二第二

項」とあるのは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三條の二第二項」と、同条第四号中「第三百三十三條の三第一項」とあるのは「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条において読み替えて準用する第三百三十三條の三第一項」と読み替えるものとする。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三條第一項	当事者	当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人を

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第八章（第三百三十三條の二第五項及び第六項並びに第三百三十三條の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三條第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録）」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条

	<p>第三百三十三條第三項</p>	<p>訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録</p>
	<p>）中</p>	<p>）の記録中</p>
<p>訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等</p>	<p>）の記録をいう。）</p>	<p>発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等（非電磁的証拠記録（同法第十二條第一項に規定する非電磁的証拠をいう。）の</p>

第九号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「中」とあるのは「）の記録中」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の二第二項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録中」と、同項及び同法第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同法第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録



<p>第三百三十三條の二 第一項から第三項 まで、第三百三十 三條の三第一項及び 第三百三十三條の四</p>	
<p>等 訴訟記録等の閲覧</p>	
<p>等 令事件の記録の 閲覧等</p>	<p>閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的イベント記録（同法第十二條の二第一項に規定する電磁的イベント記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等</p>

等の存する」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

<p>第一項 第三百三十三條の四</p>	<p>第六項 第三百三十三條の二</p>	<p>第五項 第三百三十三條の二</p>	<p>第二項 第三百三十三條の二</p>	<p>第二項</p>
<p>者は、訴訟記録等</p>	<p>電磁的訴訟記録等</p>	<p>電磁的訴訟記録等 （電磁的訴訟記録 又は第三百三十二條 の四第一項の処分 の申立てに係る事 件の記録中ファイ ル記録事項に係る 部分をいう。以下 この項及び次項に おいて同じ。）</p>	<p>訴訟記録等中</p>	
<p>当事者若しくは利 害関係参加人又は 利害関係を疎明し</p>	<p>電磁的事件記録</p>	<p>電磁的事件記録か ら</p>	<p>電磁的事件記録 令事件の記録中</p>	<p>発信者情報開示命</p>

	<p>た第三者は、発信者情報開示命令事件の記録</p>
<p>第三百三十三条の四 第二項</p>	<p>当事者</p>
	<p>訴訟記録等の存する</p>
<p>第三百三十三条の四 第七項</p>	<p>当事者</p>
	<p>発信者情報開示命令事件の記録の存する</p>
	<p>当事者若しくは利害関係参加人</p>

(非訟事件手続法の適用関係)

第十九条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條、第四十條、第四十二條及び第四十二條の二の規定は、適用しない。

2 | 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八條の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二條第一項」とあるのは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七條第一項」とする。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條、第四十條及び第四十二條の二の規定は、適用しない。

(新設)

(最高裁判所規則)

第二十条 (略)

(最高裁判所規則)

第十九条 (同上)

■ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）（第二百二条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案

現行

（削る）

（期日の呼出し）

第八条の二 更生手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup>

（公示送達の方法）

第八条の三 更生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（削る）

（電子情報処理組織による申立て等）

(削る)

第八条の四 更生手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第八条の五 更生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には

、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十一条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。次条第一項において同じ。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び第十二条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 (略)

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十一条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、許可又は裁判のいずれがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

- 一 開始前会社以外の利害関係人 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三十五条第二項に規定する監督命令、第三十九条の二第一項の規定による保全処分又は更生手続



(ファイル記録事項の閲覧等)

第十一条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項並びに次条を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び第十二条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

開始の申立てについての裁判

二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、許可若しくは裁判

(新設)

3 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（事件に関する事項の証明）

第十一条の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情

（新設）

報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(閲覧等の特則)

第十一条の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、許可又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 開始前会社以外の利害関係人 第二十四条第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による許可、第三十条第二項に規定する保全管理命令、第三十五条第二項に規定する監督命令、第三十九条の二第一項の規定による保全処分又は更生手続開始の申立てについての裁判

二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、許可若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

(新設)

(支障部分の閲覧等の制限)

第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合にあつては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限ることができる。

一・二（略）

2～5（略）

6 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複製又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、更生会社（開始前会社及び開始前会社又は更生会社であった株式会社を含む。以下この条において同じ。）の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社（管財人又は保全管理人が選任されている場合にあつては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。）に限ることができる。

一・二（同上）

2～5（同上）

（新設）

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。」とあるのは「弁護士に限る。」又は管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 (略)

257 (略)

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（第十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十三条

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 (同上)

257 (同上)

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その電子裁判書を開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。)及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている更生債権者等及び開始前会社(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、開始前会社に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第五項の規定による取消しの命令及び同条第六項の即時抗告についての裁判(包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 (略)

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を開始前会社(保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。)及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている更生債権者等及び開始前会社(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、開始前会社に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第五項の規定による取消しの命令及び同条第六項の即時抗告についての裁判(包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

第二十七条 (同上)

2～5 (略)

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(開始前会社の業務及び財産に関する保全処分)

第二十八条 (略)

2～4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (略)

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第三十一条 (略)

2 保全管理命令、前条第三項の規定による決定及び同条第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (略)

2～5 (同上)

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(開始前会社の業務及び財産に関する保全処分)

第二十八条 (同上)

2～4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (同上)

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第三十一条 (同上)

2 保全管理命令、前条第三項の規定による決定及び同条第四項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (同上)

(監督命令に関する公告及び送達)

第三十六条 (略)

2 監督命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (略)

(否認権のための保全処分)

第三十九条の二 (略)

2と5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(事業等の譲渡)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一・二 (略)

(監督命令に関する公告及び送達)

第三十六条 (同上)

2 監督命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (同上)

(否認権のための保全処分)

第三十九条の二 (同上)

2と5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(事業等の譲渡)

第四十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 管財人は、第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、又は株主に通知しなければならない。

一・二 (同上)



三 株主が前号の書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。第七項第二号及び第百十九条第三項において同じ。）をもつて前号の反対の意思を管財人に通知することができることとするときは、その旨

5・6 (略)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (略)

二 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面（同項の規定により同項第三号に掲げる事項の公告又は通知があつた場合にあつては、書面又は電磁的方法）をもつて管財人に第二項の規定による事業等の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8・10 (略)

(管財人の権限)

第七十二条 (略)

2・6 (略)

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、

(新設)

5・6 (同上)

7 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第二項の許可をすることができない。

一 (同上)

二 第四項第二号に規定する期間内に、更生会社の総株主の議決権の三分の一を超える議決権を有する株主が、書面をもつて管財人に第二項の規定による事業等の譲渡に反対の意思を有する旨の通知をしたとき。

8・10 (同上)

(管財人の権限)

第七十二条 (同上)

2・6 (同上)

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、

かつ、その電子裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

(否認の請求及びこれについての決定)

第九十六条 (略)

2・3 (略)

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 (略)

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 (略)

2・4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(役員等責任査定決定等)

第一百一条 (略)

かつ、その裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

(否認の請求及びこれについての決定)

第九十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 (同上)

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 (同上)

2・4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(役員等責任査定決定等)

第一百一条 (同上)

- 2 (略)
- 3 役員等責任査定決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅許可の決定)

第四百條 (略)

2・3 (略)

- 4 第一項の決定があつた場合には、その電子裁判書を、前項の書面(以下この條及び次條において「申立書」という。)とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者(以下この款において「被申立担保権者」という。)に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

5 (略)

- 6 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

7・8 (略)

(財産の価額の決定)

第六百六條 (略)

- 2 (同上)
- 3 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅許可の決定)

第四百條 (同上)

2・3 (同上)

- 4 第一項の決定があつた場合には、その裁判書を、前項の書面(以下この條及び次條において「申立書」という。)とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者(以下この款において「被申立担保権者」という。)に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

5 (同上)

- 6 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

7・8 (同上)

(財産の価額の決定)

第六百六條 (同上)

255 (略)

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第一百十條 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八八條第一項又は第一百十二條第二項の規定により納付された金銭について、電子配当表(第四項において準用する民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五條第三項の規定により作成された電磁的記録であつて、第四項において準用する同條第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八八條第一項若しくは第一百十二條第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第七七條第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該金銭の電子交付

255 (同上)

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第一百十條 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八八條第一項又は第一百十二條第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八八條第一項若しくは第一百十二條第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第七七條第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金

計算書（裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、当該金銭の額、各被申立担保権者の有する担保権によって担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額、同項の規定により更生会社の負担すべき費用の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を更生会社に交付する。

3| 裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4| 民事執行法第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は第二項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

（更生計画認可前の剰余金等の管財人への交付）

第百十一条（略）

2～4（略）

5 第一項の申立て又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達

を交付し、剰余金を更生会社に交付する。

（新設）

3| 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

（更生計画認可前の剰余金等の管財人への交付）

第百十一条（同上）

2～4（同上）

5 第一項の申立て又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しな

しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による関係人集会)

第百十五条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人(第二百四十二条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。)及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、関係人集会の期日における手続を行うことができる。

2 前項の期日に出席しないでその手続に関与した管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者は、その期日に出席したものとみなす。

(管財人の更生債権者委員会に対する報告義務)

第百十九条 (略)

2 管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)以

なければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (同上)

(新設)

(管財人の更生債権者委員会に対する報告義務)

第百十九条 (同上)

2 管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項の支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立て

下この項において同じ。)の支障部分に該当する部分があると主張して同条第一項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。

3 管財人は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、管財人は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

(調査命令)

第二百二十五条 (略)

25 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の作成等)

第四百四十四条 裁判所書記官は、届出があつた更生債権等について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子更生債権者表(更生債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記

をしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。

(新設)

(調査命令)

第二百二十五条 (同上)

25 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(更生債権者表及び更生担保権者表の作成等)

第四百四十四条 裁判所書記官は、届出があつた更生債権等について、更生債権者表及び更生担保権者表を作成しなければならない。

官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）及び電子更生担保権者表（更生担保権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した更生担保権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 電子更生債権者表には、各更生債権について、第三百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3 電子更生担保権者表には、各更生担保権について、第三百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

4 裁判所書記官は、第一項の規定により電子更生債権者表又は電子更生担保権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

5 電子更生債権者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）又は電子更生担保権者表（同項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

6 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。

2 前項の更生債権者表には、各更生債権について、第三百三十八条第一項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の更生担保権者表には、各更生担保権について、第三百三十八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

4 更生債権者表又は更生担保権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（新設）



7| 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第五項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(一般調査期間における調査)

第四百七十七条 (略)

2 (略)

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その電子裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主(第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあつては、管財人、更生会社並びに知っている更生債権者等及び株主)に送達しなければならない。

4・5 (略)

(特別調査期間における調査)

第四百四十八条 (略)

2・4 (略)

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における電子裁判書の送達について準用する。

(新設)

(一般調査期間における調査)

第四百七十七条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主(第三百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあつては、管財人、更生会社並びに知っている更生債権者等及び株主)に送達しなければならない。

4・5 (同上)

(特別調査期間における調査)

第四百四十八条 (同上)

2・4 (同上)

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における裁判書の送達について準用する。

(異議等のない更生債権等の確定)

第五十条 (略)

2 裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権等の調査の結果を電子更生債権者表及び電子更生担保権者表に記録しなければならない。

3 第一項の規定により確定した事項についての電子更生債権者表及び電子更生担保権者表の記録は、更生債権者等及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(更生債権等査定決定)

第五十一条 (略)

2 4 (略)

5 更生債権等査定申立てについての決定があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (略)

(担保権の目的である財産の価額の決定)

第五十四条 (略)

2 3 (略)

4 価額決定の申立てについての決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を同項に規定する

(異議等のない更生債権等の確定)

第五十条 (同上)

2 裁判所書記官は、更生債権等の調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

3 第一項の規定により確定した事項についての更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者等及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(更生債権等査定決定)

第五十一条 (同上)

2 4 (同上)

5 更生債権等査定申立てについての決定があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (同上)

(担保権の目的である財産の価額の決定)

第五十四条 (同上)

2 3 (同上)

4 価額決定の申立てについての決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を同項に規定する当事

当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5・6 (略)

(主張の制限)

第五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があつた訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録されている事項のみを主張することができる。

(目的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例)  
第五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいう。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

一・二 (略)

者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5・6 (同上)

(主張の制限)

第五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定異議の訴え及び前条第一項の規定による受継があつた訴訟に係る手続においては、更生債権者等は、第三十八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、更生債権者表又は更生担保権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(目的財産を共通にする複数の更生担保権がある場合の特例)  
第五十九条 担保権の目的である財産を共通にする更生担保権のうち確定した一の更生担保権についての次に掲げる事項は、他の更生担保権についての更生債権等査定申立て又は更生債権等の確定に関する訴訟(更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟、第五十六条第一項又は前条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいう。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

一・二 (同上)

三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記録された事項

(更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記録)

第六十条 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主の申立てがあつた場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第一百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容を電子更生債権者表又は電子更生担保権者表に記録しなければならぬ。

(株主の手続参加)

第六十五条 (略)

25 (略)

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(基準日による議決権者の確定)

三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

(更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載)

第六十条 裁判所書記官は、管財人、更生債権者等又は株主の申立てにより、更生債権等の確定に関する訴訟の結果（更生債権等査定申立てについての決定に対する更生債権等査定異議の訴えが、第一百五十二条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、取り下げられたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならぬ。

(株主の手続参加)

第六十五条 (同上)

25 (同上)

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(基準日による議決権者の確定)

第九百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における電子更生債権者表、電子更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 (略)

(更生計画案の可決の要件)

第九百九十六条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定による決定があつた場合には、その電子裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

5 (略)

(更生計画の条項の電子更生債権者表等への記録等)

第二百六条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、更生計画の条項を電子更生債権者表及び電子更生担保権者表に記録しなければならない。

第九百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることができる。

2 (同上)

(更生計画案の可決の要件)

第九百九十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 前二項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決定の言渡しがあつたときは、この限りでない。

5 (同上)

(更生計画の条項の更生債権者表等への記載等)

第二百六条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所書記官は、更生計画の条項を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

2 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、その電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録は、更生会社、第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(不認可の決定が確定した場合の電子更生債権者表等の記録の効力)

第二百三十五条 更生計画不認可の決定が確定したときは、確定した更生債権等については、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録は、更生会社であった株式会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合においては、更生債権者等は、確定した更生債権等について、当該株式会社に対し、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録により強制執行をすることができる。

2 (略)

(更生手続終結後の電子更生債権者表等の記録の効力)

第二百四十条 更生手続終結の後においては、更生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利に

2 前項の場合には、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社、第二百三条第一項第四号に掲げる持分会社、同項第五号に掲げる会社、更生債権者等、更生会社の株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供する者に対して、確定判決と同一の効力を有する。

(不認可の決定が確定した場合の更生債権者表等の記載の効力)

第二百三十五条 更生計画不認可の決定が確定したときは、確定した更生債権等については、更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、更生会社であった株式会社に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合においては、更生債権者等は、確定した更生債権等について、当該株式会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表の記載により強制執行をすることができる。

2 (同上)

(更生手続終結後の更生債権者表等の記載の効力)

第二百四十条 更生手続終結の後においては、更生債権者等は、更生債権等に基づき更生計画の定めによって認められた権利に

ついで、更生会社であった株式会社及び更生会社の事業の更生のために債務を負担した者に対して、電子更生債権者表又は電子更生担保権者表の記録により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

(削る)

ついで、更生会社であった株式会社及び更生会社の事業の更生のために債務を負担した者に対して、更生債権者表又は更生担保権者表の記録により強制執行をすることができる。ただし、民法第四百五十二条及び第四百五十三条の規定の適用を妨げない。

別表(第十三条関係)

<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>書類 記載</p>
<p>第百十一条の規定による措置を</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、い</p>	

	開始した	つでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
<p>第三百三十三条の 三第一項</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録</p>	<p>記載された書面 当該書面</p>
	<p>又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電磁的記録</p>	<p>その他これに類する書面</p>
<p>第五十一条第二項及び第二百三十一条の第二項</p>	<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>方法</p>
<p>第六十条第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調</p>	<p>調書</p>



	<p>項 第百六十条第四</p>	<p>項 第百六十条第三</p>	
<p>当該電子調書</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をす るためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>
<p>当該調書</p>	<p>調書</p>	<p>調書の記載について</p>	

<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容</p>	<p>調書の記載</p>
<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイ ルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三 項</p>	<p>事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第 四項</p>	<p>事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一 条</p>	<p>若しくは送付し</p>	<p>又は送付する</p>

の三第二項		
第四項	第二百六十一条	又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する
記録しなければ	電子調書	調書
記載しなければ		

■ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）（第二百十九条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第五節 訴訟手続（<u>第十七条</u>―<u>第二十七条</u>）</p> <p>（参与員）</p> <p>第九条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6  家庭裁判所は、第一項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為をさせることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第五節 訴訟手続（<u>第十六条の二</u>―<u>第二十七条</u>）</p> <p>（参与員）</p> <p>第九条（同上）</p> <p>255（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（期日の呼出し）</p>

(削る)

第十六条の二 人事訴訟に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup>。

(公示送達の方法)

第十六条の三 人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十六条の四 人事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)

(削る)

(削る)

- 
- ( )をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)
- ( )については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措
-

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 (略)

2| 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七編の規定は、適用しない。

置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係る民事訴訟法第九十一条第一項又は第三項の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 (同上)

2| 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十一条第三項第三号、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

3 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二十五条第二項、 第三百三十二条の 五第一項、第八 十五条第一項及び 第二項、第二百三 十五条第二項及び 第三項、第二百六 十九条第一項、第</p>	<p>第二十五条第一項</p>	<p>地方裁判所</p>	<p>地方裁判所の一人 の裁判官の除斥又 は忌避については その裁判官の所属 する裁判所が、簡 易裁判所の裁判官 の除斥又は忌避に ついてはその裁判 所の所在地を管轄 する地方裁判所</p>	<p>家庭裁判所</p>	<p>家庭裁判所の一人 の裁判官の除斥又 は忌避については その裁判官の所 属する裁判所</p>
--	-----------------	--------------	---	--------------	--

3 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



三百二十九条第三項並びに第三百三十七条第一項		
第二百八十一条第一項	地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所	家庭裁判所
第三百十一条第二項	地方裁判所の判決に対しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に対しては高等裁判所	家庭裁判所の判決に対しては最高裁判所
第三百三十六条第一項	地方裁判所及び簡易裁判所	家庭裁判所

(事実の調査)

第三十三条 (略)

25 (略)

6 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつ

(事実の調査)

第三十三条 (同上)

25 (同上)

(新設)

て、第四項の審問期日における手続を行うことができる。

7| 前項の審問期日に出頭しないのでその手続に参与した当事者は、その審問期日に出頭したものとみなす。

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 (略)

254 (略)

5| 家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三十五条第二項第二号において同じ。)を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第三十五条第二項及び第三十五条の二第二項において単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。同条第三項において同じ。)を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(新設)

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 (同上)

254 (同上)

(新設)

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条及び次条第一項において「事実調査部分」という。)についての訴訟記録の閲覧等(民事訴訟法第九十二条第一項に規定する訴訟記録の閲覧等をいう。以下この条において同じ。)の請求は、裁判所が第三項又は第四項の規定により許可したときに限り、することができる。

2) 当事者は、事実調査部分のうち、次に掲げるものについては、前項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧等の請求をすることができる。

一 当該当事者が提出した書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テープ若しくはビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を次条第三項の規定により読み替えて適用

(事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条において「事実調査部分」という。)についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

(新設)

する民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定により裁判所書記官がファイルに記録した場合における当該事項

四 前二号に掲げる事項について次条第一項又は民事訴訟法第九十二条第九項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体

3| 裁判所は、当事者から事実調査部分についての訴訟記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、これを許可しなければならぬ。ただし、当該事実調査部分中訴訟記録の閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

一〇三 (略)

4| 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分についての訴訟記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5| 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6・7| (略)

8| 第四項の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

9| (略)

2| 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならぬ。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

一〇三 (同上)

3| 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

4| 第二項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5・6| (同上)

7| 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

8| (同上)

(事実調査部分の安全管理措置等)

第三十五条の二 裁判所は、民事訴訟法第三百三十三条第一項の決

定があつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録（同法第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。以下この条において同じ。）のうち、事実調査部分中秘匿事項（同法第三百三十三条第二項に規定する秘匿事項をいう。以下この項において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる。

2| 前項の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後同項の決定を取り消す裁判が確定したときその他裁判所が当該措置を講ずる必要がなくなったと認めるときは、裁判所書記官は、当該部分をファイルに記録しななければならない。

3| 事実の調査においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項についての民事訴訟法第三百三十二条の十三の規定の適用については、同条第四号中「第百

(新設)

三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「第三百三十三條第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同条第二項に規定する秘匿事項をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」とする。

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六条（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）、第二百六十七条及び第二百六十七条の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

（削る）

第三十七条 離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかわらず、民事訴訟法第二百六十六条（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）、第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

2| 前項の場合における民事訴訟法第二百六十七条第一項及び第

二百六十七条の二第一項の規定の適用については、同法第二百六十七条第一項中「について電子調書を作成し、これをファイルに記録した」とあるのは「を調書に記載した」と、「その記録」とあるのは「その記載」と、同法第二百六十七条の二第一項中「規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは「調書」とする。

2 | 3 | (略)

(削る)

3 | 4 | (同上)

別表 (第二十九条関係)

<p>第二十五条第二項、第三百三十二条の五第一項、第八十五条第一項及び第二項、第二百三十五条第二項及び第三項、第二百六十九條第一項、第</p>	<p>第二十五条第一項</p>	<p>地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてははその裁判官の所在地を管轄する地方裁判所</p>	<p>家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所</p>
---	-----------------	---	--

<p>三百二十九条第三 項並びに第三百三 十七条第一項</p>	<p>第四十五条第五項 第三号</p>	<p>第九十一条の三</p>
<p>交付又は当該事項 を証明した電磁的 記録の提供</p>	<p>交付し、又は当該 事項を記録した電 磁的記録であつて 裁判所書記官が最 高裁判所規則で定 める方法により当 該事項を証明した ものを最高裁判所 規則で定める電子 情報処理組織を使 用してその者の使 用に係る電子計算 機に備えられたフ ァイルに記録する 方法その他の最高</p>	<p>交付する</p>
<p>交付</p>	<p>交付する</p>	<p>交付する</p>



	<p>裁判所規則で定める方法により提供する</p>	
<p>第百十二条第一項 本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百十二条第一項 ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録 記載又は記録</p>	<p>書類 記載</p>
	<p>第百十一条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場へ</p>

<p>第二百二十八条第二項</p>	<p>第二百五十五条（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定による第二百五十五条第一項に規定する電子判決書又は電子調書</p>	<p>第二百二十八条第二項</p>	<p>判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第二十九条第三項の規定により読み替えて適用する第二百五十四条第二項の調書</p>
<p>第二百三十二条の七</p>	<p>記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。） 交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供</p>	<p>第二百三十二条の七</p>	<p>記録 交付</p>
<p>第二百三十三条の三第一項</p>	<p>記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 当該書面又は電磁</p>	<p>第二百三十三条の三第一項</p>	<p>記載された書面 当該書面</p>

	<p>第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項</p>	<p>第百六十条第一項</p>
<p>的記録 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録</p>	<p>方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。</p>
<p>その他これに類する書面</p>	<p>方法</p>	<p>調書</p>

<p>第六十条第三項</p>	<p>前項の規定により ファイルに記録さ れた電子調書の内 容に</p>	<p>調書の記載につい て</p>
<p>第六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によ りファイルに記録 された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第六十条の二第 一項</p>	<p>前条第二項の規定 によりファイルに 記録された電子調 書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第六十条の二第 二項</p>	<p>その旨をファイル に記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規 定によりファイル に記録された事項 若しくは同項の記 録媒体に記録され た事項</p>	<p>事項</p>

<p>第二百十五條第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>第二百三十一條の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>	<p>第二百五十二條第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）</p>	<p>次に掲げる事項を記載した判決書</p>	<p>第二百五十二條第二項</p>	<p>記録</p>	<p>記載</p>	<p>第二百五十三條第一項</p>	<p>電子判決書</p>	<p>判決書の原本</p>
------------------	---	---------------------	---	---------------	-------------------	---	------------------------	-------------------	-----------	-----------	-------------------	--------------	---------------

<p>一項及び第二百五十四條第一項</p>	<p>第二百五十四條第二項</p>	<p>電子判決書</p>	<p>電子調書に記録させなければ</p>	<p>電子判決書(第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五條、第三百五十五條第二項、第三百五十七條、第三百七十八條第一項及び第三百八十一條の七第一項において同じ。)</p>	<p>規定により当事者及び法定代理人、</p>
<p>判決書</p>	<p>調書に記載させなければ</p>	<p>判決書</p>	<p>調書に記録させなければ</p>	<p>調書に記録させなければ</p>	<p>調書</p>

	<p>第二百五十五条第二項第一号</p>
<p>主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百六十一条第五項、第二百八十五条、第三百五十七条及び第三百七十八条第一項において同じ。）</p>	<p>電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当</p>
	<p>判決書の正本</p>

	<p>該電子判決書又は 当該電子調書に記 録されている事項 と同一であること を証明したもの</p>	
<p>第二百五十五条第 二項第二号</p>	<p>第九十九条の二の規 定による</p>	<p>前条第二項の調書 の謄本の</p>
<p>第二百五十六条第 三項</p>	<p>電子呼出状（第九 十四条第二項の規 定によりファイル に記録されたもの に限る。）</p>	<p>呼出状</p>
<p>第二百五十六条第 三項第一号</p>	<p>第九十九条の規定に よる送達</p>	<p>公示送達</p>
		<p>同条の規定により 作成した書面を送 達すべき場所に宛 てて発した時</p>
		<p>人事訴訟法第二十 九条第三項の規定 により読み替えて 適用する第一百十二 条の規定により公 示送達の効力が生 じた時</p>



項	第三百一十一条第二	第二百八十五条	第二百八十一条第一項	第五項	第二百六十一条第四項	第二百六十一条第三項第二号	第九十九条の二の規定による送達	公示送達の方法以外の送達
							同条第一項本文の通知が発せられた時	送達をすべき場所に宛てて呼出状を發した時
	地方裁判所の判決に対しては最高裁	電子判決書 規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書	所 地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所	書 記録された電子調書	記録しなければ	電子調書	調書	家庭裁判所の判決に対しては最高裁
	家庭裁判所の判決に対しては最高裁	調書	家庭裁判所	謄本	記載された調書の	記載しなければ	調書	

一 項 第 三 百 三 十 六 条 第 一 項	
易 裁 判 所	判 所 に 、 簡 易 裁 判 所 の 判 決 に 対 し て は 高 等 裁 判 所
家 庭 裁 判 所	判 所

改正案	現行
<p>第三十八条（略）</p> <p>② 届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は許可書の謄本を添付しなければならぬ。</p> <p>第六十三条 認知の裁判が確定したときは、訴えを提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明しなければならぬ。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。</p> <p>② 訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。</p>	<p>第三十八条（同上）</p> <p>② 届出事件について裁判又は官庁の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添付しなければならない。</p> <p>第六十三条 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添付して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。</p> <p>② 訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。</p>

第百十一条 前条の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを届書に添付しなければならない。

第百十五条 前二条の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第百十六条 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

② 検察官が訴えを提起した場合には、判決が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

第百十一条 前条の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本を届書に添付しなければならない。

第百十五条 前二条の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本を添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第百十六条 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

② 検察官が訴を提起した場合には、判決が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

■ 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）（第二百二十七条関係）

（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十四条）</p> <p>第二章 仲裁合意（第十五条―第十七条）</p> <p>第三章 仲裁人（第十八条―第二十四条）</p> <p>第四章 仲裁廷の特別の権限（第二十五条・第二十六条）</p> <p>第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理（第二十七条―第三十七条）</p> <p>第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了（第三十八条―第四十五条）</p> <p>第七章 仲裁判断の取消し（第四十六条）</p> <p>第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等（第四十七条―第五十一条）</p> <p>第九章 雑則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>第十章 罰則（第五十五条―第六十条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十二条）</p> <p>第二章 仲裁合意（第十三条―第十五条）</p> <p>第三章 仲裁人（第十六条―第二十二条）</p> <p>第四章 仲裁廷の特別の権限（第二十三条・第二十四条）</p> <p>第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理（第二十五条―第三十五条）</p> <p>第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了（第三十六条―第四十三条）</p> <p>第七章 仲裁判断の取消し（第四十四条）</p> <p>第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等（第四十五条―第四十九条）</p> <p>第九章 雑則（第五十条―第五十二条）</p> <p>第十章 罰則（第五十三条―第五十八条）</p>

(適用範囲)

第三条 (略)

2 第十六条第一項及び第十七条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 (略)

(仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所に より定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、 することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十八条第三項の申立て 同条

二 第十九条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第二十一条第四項の申立て 第二十条及び第二十一条

四 第二十二条の申立て 同条

2 (略)

(裁判所が行う手続に係る非電磁的事件記録の閲覧等)

(適用範囲)

第三条 (同上)

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 (同上)

(仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍（最後の住所に より定まるものを除く。）の所在地が日本国内にあるときも、 することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十六条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 (同上)

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧又は謄写を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3| 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4| 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。

（削る）

第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

（期日の呼出し）

第九条の二 この法律の規定により裁判所が行う手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不

(削る)

利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9)</sup>

(公示送達の方法)

第九条の三 この法律の規定により裁判所が行う手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第九条の四 この法律の規定により裁判所が行う手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。 )のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁

(削る)



- 
- 2| 判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい（う。）を用いてすることができる。
  - 3| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
  - 4| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
  - 5| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
  - 6| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
  - 6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の
-

(削る)

(裁判所が行う手続に係る電磁的事件記録の閲覧等)

第十条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイル（第三十七条第六項において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。<sup>9</sup>

(裁判書)

第九条の五 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(新設)

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録  
されている事項について、最高裁判所規則で定めるところによ  
り、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用  
に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを  
電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次  
条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機  
に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則  
で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定め  
るところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部  
若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判  
所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に  
記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し  
、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電  
子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識すること  
ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情  
報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判  
所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録  
の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であるこ  
とを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織  
を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ  
ルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により

提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(裁判所が行う手続に係る事件に関する事項の証明)

第十一条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十二条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(新設)

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法〔平成八年法律第百九号〕第一編から第四編までの規定〔同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第

(最高裁判所規則)

第十三条 (略)

(書面によってする通知)

第十四条 (略)

2～6 (略)

## 第二章 仲裁合意

(仲裁合意の効力等)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

百三十三条の二第五項及び第六項、百三十三条の三第二項、  
第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、  
第二百五条第二項、第二十五条第二項、第二百二十七条第  
二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。  
この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中  
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十一条 (同上)

(書面によってする通知)

第十二条 (同上)

2～6 (同上)

## 第二章 仲裁合意

(仲裁合意の効力等)

第十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁  
気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方

5～7 (略)

(仲裁合意と本案訴訟)

第十六条 (略)

2 (略)

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十七条 (略)

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十八条 (略)

2・3 (略)

(仲裁人の選任)

第十九条 (略)

2～6 (略)

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六項において同じ。」) によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

5～7 (同上)

(仲裁合意と本案訴訟)

第十四条 (同上)

2 (同上)

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十五条 (同上)

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十六条 (同上)

2・3 (同上)

(仲裁人の選任)

第十七条 (同上)

2～6 (同上)

(忌避の原因等)

第二十条 (略)

2 5 4 (略)

(忌避の手續)

第二十一条 (略)

2 5 (略)

(解任の申立て)

第二十二条 (略)

(仲裁人の任務の終了)

第二十三条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 三 (略)

四 第二十一条第一項から第四項までに規定する忌避の手續に

おいてされた忌避を理由があるとする決定

五 (略)

2 第二十一条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第二十条第一項各号又は前条各号に掲げ

(忌避の原因等)

第十八条 (同上)

2 5 4 (同上)

(忌避の手續)

第十九条 (同上)

2 5 (同上)

(解任の申立て)

第二十条 (同上)

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

一 三 (同上)

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續にお

いてされた忌避を理由があるとする決定

五 (同上)

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手續又は前条の規定による解任の手續の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる

る事由があるものと推定してはならない。

(後任の仲裁人の選任方法)

第二十四条 (略)

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十五条 (略)

25 (略)

(暫定保全措置)

第二十六条 (略)

29 (略)

10 第四十一条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令(第八項の規定による命令を除く。)又は決定について、それぞれ準用する。

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

(当事者の平等待遇)

事由があるものと推定してはならない。

(後任の仲裁人の選任方法)

第二十三条 (同上)

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 (同上)

25 (同上)

(暫定保全措置)

第二十四条 (同上)

29 (同上)

10 第三十九条の規定は第八項の規定による命令について、同条第一項及び第三項の規定は暫定保全措置命令その他のこの条の規定による命令(第八項の規定による命令を除く。)又は決定について、それぞれ準用する。

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

(当事者の平等待遇)



第二十七条 (略)	第二十五条 (同上)
2 (略)	2 (同上)
(仲裁手続の準則)	(仲裁手続の準則)
第二十八条 (略)	第二十六条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
(異議権の放棄)	(異議権の放棄)
第二十九条 (略)	第二十七条 (同上)
(仲裁地)	(仲裁地)
第三十条 (略)	第二十八条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)	(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新)
第三十一条 (略)	第二十九条 (同上)
2 (略)	2 (同上)
(言語)	(言語)
第三十二条 (略)	第三十条 (同上)
2・3 (略)	2・3 (同上)
4 仲裁廷は、全ての証拠書類について、第一項の合意又は第二	4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第

項の決定により定められた言語（翻訳文）について使用すべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語）による翻訳文を添付することを命ずることができる。

（当事者の陳述の時期的制限）

第三十三条 仲裁申立人（仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると料する全ての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 (略)

3 全ての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 (略)

（審理の方法）

第三十四条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の

二項の決定により定められた言語（翻訳文）について使用すべき言語の定めがある場合にあっては、当該言語）による翻訳文を添付することを命ずることができる。

（当事者の陳述の時期的制限）

第三十一条 仲裁申立人（仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。）は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 (同上)

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 (同上)

（審理の方法）

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の

当事者が第三十六条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2～4 (略)

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、全ての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十五条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十三条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十三条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3・4 (略)

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十六条 (略)

2～5 (略)

当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2～4 (同上)

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)

第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3・4 (同上)

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 (同上)

2～5 (同上)

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十七条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ(当事者が電磁的記録を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしないう旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 (略)

二 尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三・四 (略)

4 (略)

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、電磁的記録に記録された情報

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしないう旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 (同上)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 (同上)

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三・四 (同上)

4 (同上)

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁

の内容を確認し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人（民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。）に対して質問をすることができる。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

#### 第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

（仲裁判断において準拠すべき法）

第三十八条 （略）

2～4 （略）

（合議体である仲裁廷の議事）

第三十九条 （略）

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他の全ての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

判長の許可を得て証人若しくは鑑定人（民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。）に対して質問をすることができる。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、調書を作成しなければならない。

#### 第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

（仲裁判断において準拠すべき法）

第三十六条 （同上）

2～4 （同上）

（合議体である仲裁廷の議事）

第三十七条 （同上）

2 （同上）

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 (略)

(和解)

第四十条 (略)

25 (略)

(仲裁判断書)

第四十一条 (略)

26 (略)

(仲裁手続の終了)

第四十二条 (略)

2 仲裁廷は、第二十五条第四項第二号又は第三十五条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一・二 (略)

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第四十条第一項の決定があったときを除く。)

四 (略)

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十五条までの規定による行為をすることが

4 (同上)

(和解)

第三十八条 (同上)

25 (同上)

(仲裁判断書)

第三十九条 (同上)

26 (同上)

(仲裁手続の終了)

第四十条 (同上)

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一・二 (同上)

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八条第一項の決定があったときを除く。)

四 (同上)

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることが

できる。

(仲裁判断の訂正)

第四十三条 (略)

2～5 (略)

6 第四十一条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十一条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十五条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十三条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立て

できる。

(仲裁判断の訂正)

第四十一条 (同上)

2～5 (同上)

6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。

(仲裁廷による仲裁判断の解釈)

第四十二条 (同上)

2 (同上)

3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

(追加仲裁判断)

第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立て

についての決定をしなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。

3 第四十一条の規定は、前項の決定について準用する。

#### 第七章 仲裁判断の取消し

第四十六条 (略)

2 前項の申立ては、仲裁判断書（第四十三条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。）の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十八条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 〳 7 (略)

#### 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等

(仲裁判断の承認)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(仲裁判断の執行決定)

第四十八条 (略)

2 前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録

についての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。

3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

#### 第七章 仲裁判断の取消し

第四十四条 (同上)

2 前項の申立ては、仲裁判断書（第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。）の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。

3 〳 7 (同上)

#### 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等

(仲裁判断の承認)

第四十五条 (同上)

2・3 (同上)

(仲裁判断の執行決定)

第四十六条 (同上)

2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの



を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとしてすることができる。

一 仲裁判断書の写し又は仲裁判断書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が仲裁判断書と同じであることを証明する文書又は電磁的記録

三 仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

3～8 （略）

9 第四十六条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十九条 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをする

内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとしてすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

3～8 （同上）

9 第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

（暫定保全措置命令の執行等認可決定）

第四十七条 暫定保全措置命令（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた者を被申立人として、裁判所に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定（以下「執行等認可決定」という。）を求める申立てをする

ことができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二 暫定保全措置命令のうち第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第五十一条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2 前項の申立てをするときは、次に掲げる文書又は電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について第三号に掲げる翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができる。

一 暫定保全措置命令の命令書の写し又は暫定保全措置命令の命令書に記載された事項を記録した電磁的記録

二 前号に掲げる写し又は電磁的記録の内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書又は電磁的記録  
三 暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除

ことができる。

一 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定

二 暫定保全措置命令のうち第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 当該暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに第四十九条第一項の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定

2 前項の申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写しの内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定保全措置命令の命令書（日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

く。)の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録

3 3 9 (略)

10 第四十六条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第五十条 暫定保全措置命令(第二十六条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第五十一条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが

3 3 9 (同上)

10 第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令に基づく民事執行)

第四十八条 暫定保全措置命令(第二十四条第一項第三号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。)は、前条の規定による執行等認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をすることができる。

(暫定保全措置命令に係る違反金支払命令)

第四十九条 裁判所は、暫定保全措置命令(第二十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限る。以下この条において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下この条において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが

害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができる。

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十九條第一項の申立て（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

4 裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十九條第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならぬ。

5・6 (略)

7 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十九條第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

8 第四十九條第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十

害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができる。

2 (同上)

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十七條第一項の申立て（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

4 裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十七條第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならぬ。

5・6 (同上)

7 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十七條第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができる。

8 第四十七條第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十

六条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第九章 雑則

(仲裁人の報酬)

第五十二条 (略)

2 (略)

(仲裁費用の予納)

第五十三条 (略)

2 (略)

(仲裁費用の分担)

第五十四条 (略)

2～4 (略)

5 第四十一条の規定は、前項の決定について準用する。

第十章 罰則

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十五条 (略)

四条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第九章 雑則

(仲裁人の報酬)

第五十条 (同上)

2 (同上)

(仲裁費用の予納)

第五十一条 (同上)

2 (同上)

(仲裁費用の分担)

第五十二条 (同上)

2～4 (同上)

5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。

第十章 罰則

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第五十三条 (同上)

2 (略)

(第三者供賄)

第五十六条 (略)

(加重収賄及び事後収賄)

第五十七条 (略)

2・3 (略)

(没収及び追徴)

第五十八条 (略)

(贈賄)

第五十九条 第五十五条から第五十七条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第六十条 第五十五条から第五十八条までの規定は、日本国外において第五十五条から第五十七条までの罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

2 (同上)

(第三者供賄)

第五十四条 (同上)

(加重収賄及び事後収賄)

第五十五条 (同上)

2・3 (同上)

(没収及び追徴)

第五十六条 (同上)

(贈賄)

第五十七条 第五十三条から第五十五条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五十八条 第五十三条から第五十六条までの規定は、日本国外において第五十三条から第五十五条までの罪を犯した者にも適用する。

2 (同上)

附則

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例)

第三条 (略)

2 (略)

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十四条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならぬ。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4～7 (略)

(仲裁廷に対する忌避の申立てに関する経過措置)

第七条 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第二十条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った場合における第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

附則

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例)

第三条 (同上)

2 (同上)

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十二条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならぬ。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4～7 (同上)

(仲裁廷に対する忌避の申立てに関する経過措置)

第七条 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第十八条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った場合における第十九条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(削る)

別表 (第十条関係)

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた



<p>第三百三十三条の 三第一項</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類する書 面</p>
<p>第一百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	<p>方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>方法</p>
<p>第六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記</p>	<p>調書</p>

<p>第百六十条の二 第一項</p>	<p>第百六十条第四 項</p>	<p>第百六十条第三 項</p>	
<p>電子調書の内容 に記録された 電子調書の規 定によりファイ ルに記録され た電子調書の 内容</p>	<p>当該電子調書 に記録された電 子調書</p>	<p>書の内容に 録された電子調 書の規定によ りファイルに記 録された電子調 書の内容に</p>	<p>録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。)</p>
<p>調書の記載</p>	<p>当該調書</p>	<p>調書</p>	<p>調書の記載について</p>

<p>第百六十条の二 第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百五条第四項</p>	<p>事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項</p>	<p>事項</p>
<p>第二百三十一条の三第二項</p>	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>又は送付する</p>

<p>第二百六十一条 第四項</p>	<p>電子調書 記録しなければ</p>	<p>調書 記載しなければ</p>
------------------------	-------------------------	-----------------------

■ 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）（第二百四十一条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>第十四条（略）            （労働審判手続の期日等）</p> <p>2 裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第二十六条の二第二項及び第三項並びに第二十六条の三を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。</p> <p>3 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。次項並びに第二十条第七項及び第八項において同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>4 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したとき</p>	<p>第十四条（同上）            （労働審判手続の期日等）</p> <p>2 裁判所書記官は、前項の期日について、その経過の要領を記録上明らかにしなければならない。</p> <p>3 裁判所書記官は、労働審判官が命じた場合には、第一項の期日について、調書を作成しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

は、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(証拠調べ等)

第十七条 (略)

2 証拠調べについては、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章(第七十九条、第八十二条、第八十五条第一項後段及び第二項、第八十八条、第八十九条、第九十二条から第九十五条まで(これらの規定を同法第二百一条第五項、第二百十条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第二百条、第二百二条(同法第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百六条(同法第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条の二第二項から第四項まで、第二百十五条の四、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項並びに第二百三十九条を除く。)の規定を準用する。

(証拠調べ等)

第十七条 (同上)

2 証拠調べについては、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第四章(第七十九条、第八十二条、第八十五条第一項後段、第二項及び第三項、第八十八条、第八十九条、第九十二条から第九十五条まで(これらの規定を同法第二百一条第五項、第二百十条及び第二百十六条において準用する場合を含む。)、第二百条、第二百二条(同法第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百五条第二項、第二百六条(同法第二百十条において準用する場合を含む。)、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条第二項、第二百十五条の二第二項から第四項まで、第二百十五条の四、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項、第二百三十二条の二並びに第二百三十九条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された

(労働審判)

第二十条 (略)

2 (略)

3 労働審判は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子審判書(労働審判の主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成し、ファイルに記録して行わなければならない。

4 電子審判書(前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、次条第一項及び第二十三条第一項において同じ。)  
は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

5 前項の規定による電子審判書の送達については、民事訴訟法

事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

(労働審判)

第二十条 (同上)

2 (同上)

3 労働審判は、主文及び理由の要旨を記載した審判書を作成して行わなければならない。

4 前項の審判書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、労働審判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

5 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法第一

第一編第五章第四節（第四百四条、第四百九条の二第二項後段及び第四款を除く。）及び第二百五十五条第二項の規定を準用する。

6 労働審判委員会は、相当と認めるときは、第三項の規定にかかわらず、電子審判書の作成に代えて、全ての当事者が出頭する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。

7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、電子調書に記載させなければならない。

8 前項の電子調書（第十四条第四項の規定によりファイルに記載されたものに限る。）は、当事者に送付しなければならない。

（異議の申立て等）

第二十一条 当事者は、労働審判に対し、前条第四項の規定による電子審判書の送達又は同条第六項の規定による労働審判の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

255 (略)

編第五章第四節（百条第二項、百四条、第三款及び第四款を除く。）の規定を準用する。

6 労働審判委員会は、相当と認めるときは、第三項の規定にかかわらず、審判書の作成に代えて、すべての当事者が出頭する労働審判手続の期日において労働審判の主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、労働審判を行うことができる。この場合においては、労働審判の効力は、告知された時に生ずる。

7 裁判所は、前項前段の規定により労働審判が行われたときは、裁判所書記官に、その主文及び理由の要旨を、調書に記載させなければならない。

（新設）

（異議の申立て等）

第二十一条 当事者は、労働審判に対し、前条第四項の規定による審判書の送達又は同条第六項の規定による労働審判の告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

255 (同上)



(労働審判の取消し)

第二十三条 第二十条第四項の規定により電子審判書を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと  
と(第二十条第五項において準用する民事訴訟法第九条の二の規定により送達をすることができる場合を除く。)

二 四 (略)

2 (略)

(費用の負担)

第二十五条 (略)

2 前項の申立ては、労働審判事件が終了した日から十年以内にしなければならない。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第二十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(労働審判事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

(労働審判の取消し)

第二十三条 第二十条第四項の規定により審判書を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと  
と。

二 四 (同上)

2 (同上)

(費用の負担)

第二十五条 (同上)

(新設)

(事件の記録の閲覧等)

第二十六条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第二十六条の二 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（労働審判事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつ

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定は、前項の記録について準用する。

（新設）

て裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 | 民事訴訟法第九十一条第五項及び第九十二条の規定は、電磁的事件記録について準用する。

(労働審判事件に関する事項の証明)

第二十六条の三 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、労働審判事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する

(新設)

方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(即時抗告)

第二十八条 第二十五条第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項及び第二十五条第一項の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十八条の二 労働審判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法第百三十二条の十から第百三十二条の十二までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「労働審判法第四条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十二第一項第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「労働審判法第二十八条の三において読み替えて準用

(即時抗告)

第二十八条 第二十五条の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第六条、第二十一条第二項、第二十三条第一項及び第二十五条の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(新設)

する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 労働審判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「労働審判法第二十八条の三において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第百三十三条の三第一項」とあるのは「労働審判法第二十八条の三において読み替えて準用する第百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十八条の三 労働審判手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二十八条の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事

<p>第百三十三條第一 項</p>	<p>当事者</p>	<p>当事者又は参加人 (労働審判法第二 十九條第二項にお いて準用する民事 調停法(昭和二十 六年法律第二百二 十二号)第十一條 の規定により労働 審判手続に参加し た者をいう。第百 三十三條の四第一 項、第二項及び第 七項において同じ 。)</p>
<p>第百三十三條第三 項</p>	<p>訴訟記録等(訴訟 記録又は第百三十 二條の四第一項の 処分の申立てに係 る事件の記録をい う。以下この章に おいて同じ。)</p>	<p>労働審判事件の記 録</p>

者」とあるのは「当事者又は参加人(労働審判法第二十九條第二項において準用する民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十一條の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)」と、同條第三項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二條の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「労働審判事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等(訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。)」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三條の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同條第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「労働審判事件の記録中」と、同項及び同條第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは

訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等

労働審判事件の記録の閲覧等（非電磁的的事件記録（労働審判法第二十六条第一項に規定する非電磁的的事件記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくは複製又は電磁的的事件記録（同法第二十六条の二第一項に規定する電磁的的事件記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁

「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は「訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「労働審判事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

<p>第百三十三條の二 第一項から第三項 まで、第百三十三 條の三第一項及び 第百三十三條の四 第二項</p>	<p>訴訟記録等の閲覧 等</p>	<p>労働審判事件の記 録の閲覧等</p>	<p>的記録の提供</p>
<p>第百三十三條の二 第二項</p>	<p>訴訟記録等中</p>	<p>労働審判事件の記 録中</p>	<p>電磁的事件記録</p>
<p>第百三十三條の二 第五項</p>	<p>電磁的訴訟記録等 (電磁的訴訟記録 又は第百三十二條 の四第一項の処分 の申立てに係る事 件の記録中ファイ ル記録事項に係る 部分をいう。以下 この項及び次項に おいて同じ。)</p>	<p>電磁的事件記録か ら</p>	<p>電磁的訴訟記録等 から</p>



第三百三十三條の二 第六項	電磁的訴訟記録等	電磁的 事件記録
第三百三十三條の四 第一項	者は、訴訟記録等	当事者若しくは参 加人又は利害関係 を疎明した第三者 は、労働審判事件 の記録
第三百三十三條の四 第二項	当事者 訴訟記録等の存す る	当事者又は参加人 労働審判事件の記 録の存する
第三百三十三條の四 第七項	当事者	当事者若しくは参 加人

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に關しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十七條、第四十條、第四十二條、第四十二條の二、第五十二條、第五十三條、第六十五條及び第六十五條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第三十一條の二第一項中

「前条第二項」とあるのは「労働審判法第十四条第四項」と、

(非訟事件手続法及び民事調停法の準用)

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に關しては、非訟事件手続法第二編の規定(同法第十二条(同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。)、第二十七條、第四十條、第四十二條の二、第五十二條、第五十三條及び第六十五條の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第四十三條第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法第五條第三項」と読み替えるものとする。

同法第三十八条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは「労働審判法第二十八条の二第一項」と、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは「労働審判法第五条第三項」と読み替えるものとする。

2 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一条、第十二条、第十六条、第十六条の二及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第十六条の二第二項中「第十二条」とあるのは「労働審判法第二十九条第一項」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

2 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

■ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（第二百四十九条関係）

（現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>（削る）</p>	<p>（期日の呼出し）</p> <p>第八条の二 破産手続等における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。</p> <p>2  呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。</p> <p>9 </p> <p>（公示送達の方法）</p> <p>第八条の三 破産手続等における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を裁判所の掲示場に掲示してする。</p> <p>（電子情報処理組織による申立て等）</p>

(削る)

- 第八条の四 破産手続等における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第八条の五 破産手続等に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によってする。

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十一条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。次条第一項において同じ。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び第十二条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 (略)

(削る)

(事件に関する文書の閲覧等)

第十一条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律（この法律において準用する他の法律を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条及び次条第一項において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

- 一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第一百七十一条第一項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判
- 二 債務者 破産手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは

(ファイル記録事項の閲覧等)

第十一条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、この法律の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三項並びに次条を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び第十二条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載

債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

(新設)

した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（事件に関する事項の証明）

第十一条の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める

（新設）



方法により提供することを請求することができる。

(閲覧等の特則)

第十一条の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 債務者以外の利害関係人 第二十四条第一項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第九十一条第二項に規定する保全管理命令、第七十一条第一項の規定による保全処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二 債務者 破産手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。)を行うことにより、破産財団(破産手続開始前であつては、債務

(新設)

(支障部分の閲覧等の制限)

第十二条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、破産財団(破産手続開始前であつては、債務者の財産)の管

者の財産)の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した破産管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者(その者が保全管理人である場合にあっては、保全管理人又は破産管財人。次項において同じ。)に限ることができる。

一・二 (略)

255 (略)

6| 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものとする。

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴

理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した破産管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者(その者が保全管理人である場合にあっては、保全管理人又は破産管財人。次項において同じ。)に限ることができる。

一・二 (同上)

255 (同上)

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百

訟代理人となつたものを除く。）」とあるのは「弁護士に限る。」又は破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 (略)

2～5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書(第十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十三条において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。)を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨

条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十條第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(他の手続の中止命令等)

第二十四条 (同上)

2～5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

第二十六条 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨

の決定があつた場合には、その旨を公告し、その電子裁判書を債務者（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている債権者及び債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する電子裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条 （略）

2～5 （略）

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

第二十八条 （略）

の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を債務者（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人。次項において同じ。）及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知れている債権者及び債務者（保全管理人が選任されている場合に限る。）に通知しなければならない。

2 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

3 前条第六項の即時抗告についての裁判（包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

（包括的禁止命令の解除）

第二十七条 （同上）

2～5 （同上）

6 第一項の申立てについての裁判及び第四項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（債務者の財産に関する保全処分）

第二十八条 （同上）

2 5 4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (略)

(破産財団の範囲)

第三十四条 (略)

2 5 6 (略)

7 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第九十二条 (略)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (略)

2 5 4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 (同上)

(破産財団の範囲)

第三十四条 (同上)

2 5 6 (同上)

7 第四項の決定又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達)

第九十二条 (同上)

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 (同上)

(電子破産債権者表の作成等)

第百十五条 裁判所書記官は、届出があった破産債権について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子破産債権者表(破産債権の調査の対象及び結果を明らかにするとともに、確定した破産債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 電子破産債権者表には、各破産債権について、第百十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3 裁判所書記官は、第一項の規定により電子破産債権者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 電子破産債権者表(前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。)の内容に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

5 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、

(破産債権者表の作成等)

第百十五条 裁判所書記官は、届出があった破産債権について、破産債権者表を作成しなければならない。

2 前項の破産債権者表には、各破産債権について、第百十一条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

(新設)

3 破産債権者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

(新設)

(新設)

第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(一般調査期間における調査)

第一百八条 (略)

2 (略)

3 裁判所は、一般調査期間を変更する決定をしたときは、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

4・5 (略)

(特別調査期間における調査)

第一百九条 (略)

2・5 (略)

6 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があつた場合における電子裁判書の送達について準用する。

(一般調査期日における調査)

第二百一十一条 (略)

2・8 (略)

(一般調査期間における調査)

第一百八条 (同上)

2 (同上)

3 裁判所は、一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

4・5 (同上)

(特別調査期間における調査)

第一百九条 (同上)

2・5 (同上)

6 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定があつた場合における裁判書の送達について準用する。

(一般調査期日における調査)

第二百一十一条 (同上)

2・8 (同上)

9 裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

10 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その電子裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日)

第二百十一条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、一般調査期日における手続を行うことができる。

2| 前項の一般調査期日に出頭しないでその手続に参与した破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者は、その一般調査期日に出頭したものとみなす。

(特別調査期日における調査)

第二百二十二条 (略)

9 裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

10 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11 (同上)

(新設)

(特別調査期日における調査)

第二百二十二条 (同上)



2 第一百九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第一百八条第三項から第五項まで、第二百二十条、第二百一十一条（第七項及び第九項を除く。）並びに前条の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（異議等のない破産債権の確定）

第二百二十四条 （略）

2 裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、破産債権の調査の結果を電子破産債権者表に記録しなければならない。

3 第一項の規定により確定した事項についての電子破産債権者表の記録は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（破産債権査定決定）

第二百二十五条 （略）

2～4 （略）

5 破産債権査定申立てについての決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（主張の制限）

2 第一百九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第一百八条第三項から第五項まで、第二百二十条並びに前条（第七項及び第九項を除く。）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（異議等のない破産債権の確定）

第二百二十四条 （同上）

2 裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

3 第一項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

（破産債権査定決定）

第二百二十五条 （同上）

2～4 （同上）

5 破産債権査定申立てについての決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（主張の制限）

第二百二十八条 破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について、電子破産債権者表に記録されている事項のみを主張することができる。

(破産債権の確定に関する訴訟の結果の記録)

第百三十条 裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てがあつた場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、破産債権の確定に関する訴訟の結果（破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を電子破産債権者表に記録しなければならぬ。

(映像等の送受信による通話の方法による債権者集会)

第百三十六条の二 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人（第二百四十五条第一項に規定する外国管財人をいう。次項において同じ。）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を

第二百二十八条 破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受継に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(破産債権の確定に関する訴訟の結果の記載)

第百三十条 裁判所書記官は、破産管財人又は破産債権者の申立てにより、破産債権の確定に関する訴訟の結果（破産債権査定申立てについての決定に対する破産債権査定異議の訴えが、第百二十六条第一項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該決定の内容）を破産債権者表に記載しなければならぬ。

(新設)

することができる方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができる。

2| 前項の期日に出席しないでその手続に関与した破産者、破産管財人、届出をした破産債権者及び外国管財人は、その期日に出席したものとみなす。

(破産管財人の債権者委員会に対する報告義務)

第四百四十六条 (略)

2 破産管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同条第一項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

3| 破産管財人は、前二項の規定による報告書等の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、債権者委員会の承諾を得て、当該報告書等に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、破産管財人は、これらの規定による報告書等の提出をしたものとみなす。

(破産財団に属する財産の引渡し)

(破産管財人の債権者委員会に対する報告義務)

第四百四十六条 (同上)

2 破産管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

(新設)

(破産財団に属する財産の引渡し)

第五百五十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 (略)

(否認権のための保全処分)

第七十一条 (略)

2・5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 (略)

(否認の請求)

第七十四条 (略)

2・3 (略)

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、

第五百五十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の申立てについての決定及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5 (同上)

(否認権のための保全処分)

第七十一条 (同上)

2・5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 (同上)

(否認の請求)

第七十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 否認の請求を認容する決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十

第十條第三項本文の規定は、適用しない。

5 (略)

(役員の財産に対する保全処分)

第七十七條 (略)

2・5 (略)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

7 (略)

(役員責任査定決定等)

第七十九條 (略)

2 (略)

3 役員責任査定決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(別除権者が処分をすべき期間の指定)

第八十五條 (略)

2・3 (略)

第三項本文の規定は、適用しない。

5 (同上)

(役員の財産に対する保全処分)

第七十七條 (同上)

2・5 (同上)

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

7 (同上)

(役員責任査定決定等)

第七十九條 (同上)

2 (同上)

3 役員責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十條第三項本文の規定は、適用しない。

(別除権者が処分をすべき期間の指定)

第八十五條 (同上)

2・3 (同上)

4 第一項の申立てについての裁判及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅の許可の申立て)

第八十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の申立てをするときは、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容(売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。)を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

5 第一項の申立てがあつた場合には、申立書及び前項の書面又は電磁的記録を、当該申立書に記載された第三項第四号の担保権を有する者(以下この節において「被申立担保権者」という。)に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権の実行の申立て)

4 第一項の申立てについての裁判及び前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権消滅の許可の申立て)

第八十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 申立書には、前項第一号の財産の売却に係る売買契約の内容(売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において相手方の負担とされるものを含む。)を記載した書面を添付しなければならない。

5 第一項の申立てがあつた場合には、申立書及び前項の書面を、当該申立書に記載された第三項第四号の担保権を有する者(以下この節において「被申立担保権者」という。)に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(担保権の実行の申立て)

第八十七条 被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定により全ての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面又は電磁的記録の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面又は電磁的記録を裁判所に提出することができる。

254 (略)

5 第一項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面又は電磁的記録が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面又は電磁的記録は提出されなかったものとみなす。民事執行法第八十八条において準用する同法第六十三条又は同法第九十二条において準用する同法第二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手續に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手續が取り消された場合も、同様とする。

6 第八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の申立てをしたときは、当該担保権の実行の申立てをした被申立担保権者は、第一項の規定にかかわらず、同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面又は電磁的記録を提出することができない。

第八十七条 被申立担保権者は、前条第一項の申立てにつき異議があるときは、同条第五項の規定によりすべての被申立担保権者に申立書及び同条第四項の書面の送達がされた日から一月以内に、担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を裁判所に提出することができる。

254 (同上)

5 第一項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面が提出された後に、当該担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該書面は提出されなかったものとみなす。民事執行法第八十八条において準用する同法第六十三条又は同法第九十二条において準用する同法第二十九条（これらの規定を同法その他強制執行の手續に関する法令において準用する場合を含む。）の規定により同項の担保権の実行の手續が取り消された場合も、同様とする。

6 第八十九条第一項の不許可の決定が確定した後に、第一項の担保権の実行の申立てが取り下げられ、又は却下された場合において、破産管財人が前条第一項の申立てをしたときは、当該担保権の実行の申立てをした被申立担保権者は、第一項の規定にかかわらず、同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出することができない。

(担保権消滅の許可の決定等)

第百八十九条 裁判所は、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面又は電磁的記録を提出したことにより不許可の決定をする場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を当該許可に係る売却の相手方とする第百八十六条第一項の許可の決定をしなければならない。

一・二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者(以下この節において「買受人」という。)との間で、第百八十六条第四項の書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された内容と同一の内容(売却の相手方を除く。)の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

3・4 (略)

5 第百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(配当等の実施)

(担保権消滅の許可の決定等)

第百八十九条 裁判所は、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出したことにより不許可の決定をする場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を当該許可に係る売却の相手方とする第百八十六条第一項の許可の決定をしなければならない。

一・二 (同上)

2 前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者(以下この節において「買受人」という。)との間で、第百八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容(売却の相手方を除く。)の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

3・4 (同上)

5 第百八十六条第一項の申立てについての裁判又は前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(配当等の実施)



第九十一条 裁判所は、前条第四項に規定する金銭の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、当該金銭の被申立担保権者に対する配当に係る電子配当表（第四項において準用する民事執行法第八十五条第三項の規定により作成された電磁的記録であつて、第四項において準用する同条第五項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に基づいて、その配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて前条第四項に規定する金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権を弁済することができる場合には、裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該金銭の電子交付計算書（裁判所が、最高裁判所規則で定めるところにより、弁済金及び剰余金を交付するために、当該金銭の額、各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権の元本及び利息その他の附帯の債権の額並びに弁済金の交付の順位及び額を記録して作成する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を破産管財人に交付する。

3 裁判所は、前項の規定により電子交付計算書を作成した場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

4 民事執行法第八十五条から第八十六条まで及び第八十八条か

第九十一条 裁判所は、前条第四項に規定する金銭の納付があった場合には、次項に規定する場合を除き、当該金銭の被申立担保権者に対する配当に係る配当表に基づいて、その配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて前条第四項に規定する金銭で各被申立担保権者の有する担保権によつて担保される債権を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剰余金を破産管財人に交付する。

（新設）

3 民事執行法第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの

ら第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

(配当の方法等)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 破産管財人は、配当をしたときは、その配当をした金額を記載した報告書を裁判所に提出しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該報告書に記載された金額を電子破産債権者表に記載しなければならない。

(配当表の更正)

第九十九条 次に掲げる場合には、破産管財人は、直ちに、配当表を更正しなければならない。

一 電子破産債権者表を更正すべき事由が最後配当に関する除斥期間内に生じたとき。

二・三 (略)

2 (略)

(配当表に対する異議)

規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

(配当の方法等)

第九十三条 (同上)

2 (同上)

3 破産管財人は、配当をしたときは、その配当をした金額を破産債権者表に記載しなければならない。

(配当表の更正)

第九十九条 次に掲げる場合には、破産管財人は、直ちに、配当表を更正しなければならない。

一 破産債権者表を更正すべき事由が最後配当に関する除斥期間内に生じたとき。

二・三 (同上)

2 (同上)

(配当表に対する異議)

第二百条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条の第二項の規定により利害関係人がその電子裁判書の閲覧を請求することができることとなった日から起算する。

4 第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判（配当表の更正を命ずる決定を除く。）があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

(破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定)

第二百七条 (略)

2 前項後段の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、同項後段に規定する債権者集会の期日における破産債権者の意見の聴取に代えて、書面による方法その他最高裁判所規則で定める方法により破産債権者の意見を聴くことができる。この場合においては、当該意見の聴取を目的とする第三百三十五条第一項第二号又は第三号に掲げる者による同項の規定による債権者集会の招集の申立ては、することができない。

3 (略)

第二百条 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第一項の規定により利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなった日から起算する。

4 第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判（配当表の更正を命ずる決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならぬ。

(破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定)

第二百七条 (同上)

2 前項後段の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、同項後段に規定する債権者集会の期日における破産債権者の意見の聴取に代えて、書面によつて破産債権者の意見を聴くことができる。この場合においては、当該意見の聴取を目的とする第三百三十五条第一項第二号又は第三号に掲げる者による同項の規定による債権者集会の招集の申立ては、することができない。

3 (同上)

4 裁判所は、第一項の規定による破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、その電子裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項の申立てを棄却する決定をしたときは、その電子裁判書を破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6～8 (略)

(破産手続廃止後又は破産手続終結後の電子破産債権者表の記録の効力)

第二百二十一条 第二百七条第一項若しくは第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、確定した破産債権については、電子破産債権者表の記録は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、電子破産債権者表の記録により強制執行をすることができる。

2 (略)

(免責についての調査及び報告)

4 裁判所は、第一項の規定による破産手続廃止の決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し、かつ、その裁判書を破産者及び破産管財人に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項の申立てを棄却する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6～8 (同上)

(破産手続廃止後又は破産手続終結後の破産債権者表の記載の効力)

第二百二十一条 第二百七条第一項若しくは第二百十八条第一項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき、又は前条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、確定した破産債権については、破産債権者表の記載は、破産者に対し、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、破産債権者は、確定した破産債権について、当該破産者に対し、破産債権者表の記載により強制執行をすることができる。

2 (同上)

(免責についての調査及び報告)

第二百五十条 裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を報告させることができる。

2 (略)

(免責についての意見申述)

第二五十一条 裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の決定があつた時以後、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者（第二五十三条第一項各号に掲げる請求権を有する者を除く。次項、次条第四項及び第二百五十四条において同じ。）が裁判所に対し意見を述べることができる期間を定めなければならない。

2・3 (略)

(免責許可の決定の要件等)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 免責許可の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二百五十条 裁判所は、破産管財人に、第二百五十二条第一項各号に掲げる事由の有無又は同条第二項の規定による免責許可の決定をするかどうかの判断に当たって考慮すべき事情についての調査をさせ、その結果を書面で報告させることができる。

2 (同上)

(免責についての意見申述)

第二五十一条 裁判所は、免責許可の申立てがあつたときは、破産手続開始の決定があつた時以後、破産者につき免責許可の決定をすることの当否について、破産管財人及び破産債権者（第二五十三条第一項各号に掲げる請求権を有する者を除く。次項、次条第三項及び第二百五十四条において同じ。）が裁判所に対し意見を述べることができる期間を定めなければならない。

2・3 (同上)

(免責許可の決定の要件等)

第二百五十二条 (同上)

2 (同上)

(新設)

- 4| 裁判所は、免責許可の決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を破産者及び破産管財人に、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、電子裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 5| 裁判所は、免責不許可の決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を破産者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 6| (略)
- 7| 前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 8| (略)
- (免責許可の決定の効力等)  
第二百五十三条 (略)
- 2 (略)
- 3 免責許可の決定が確定した場合において、電子破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、これに免責許可の決定が確定した旨を記録しなければならない。
- 4 (略)

- 3| 裁判所は、免責許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び破産管財人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 4| 裁判所は、免責不許可の決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 5| (同上)
- 6| 前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。
- 7| (同上)
- (免責許可の決定の効力等)  
第二百五十三条 (同上)
- 2 (同上)
- 3 免責許可の決定が確定した場合において、破産債権者表があるときは、裁判所書記官は、これに免責許可の決定が確定した旨を記載しなければならない。
- 4 (同上)

(免責取消しの決定)

第二百五十四条 (略)

2| 免責取消しの決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3| 裁判所は、免責取消しの決定をしたときは、直ちに、その電子裁判書を破産者及び申立人に、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、電子裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

4| (略)

5| 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6| 8| (略)

(復権の決定)

第二百五十六条 (略)

2・3 (略)

4| 第一項の申立てについての裁判があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記

(免責取消しの決定)

第二百五十四条 (同上)

(新設)

2| 裁判所は、免責取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を破産者及び申立人に、その決定の主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

3| (同上)

4| 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5| 7| (同上)

(復権の決定)

第二百五十六条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

5| 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をしたときは、その電子裁判書を破産者に、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、電子裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6| (略)

7| 前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

(削る)

4| 裁判所は、第一項の申立てについての裁判をしたときは、その裁判書を破産者に、その主文を記載した書面を破産債権者に、それぞれ送達しなければならない。この場合において、裁判書の送達については、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

5| (同上)

6| 前項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

別表(第十三条関係)

<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第百十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始し</p>	<p>当該掲示を始めた</p>



第百十三條	書類又は電磁的記録	記載又は記録	第百十一條の規定による措置を開始した	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	第百五十一條第二項及び第二百
た	書類	記載	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	記載された書面	当該書面	その他これに類する書面	方法又は最高裁判所規則で定め
第百五十一條第二項及び第二百	方法又は最高裁判所規則で定め	方法					

<p>三十一條の二第二項</p>	<p>第六十條第一項</p>	<p>第六十條第三項</p>
<p>電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調</p>
<p>調書</p>	<p>調書の記載について</p>	<p>調書の記載について</p>

第百六十条第四項	書の内容に 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	当該電子調書	調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	当該電子調書 調書の記載	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	事項
第二百十五條第四項	事項又は第二項の規定によりフ	事項	事項

第四項	第二百六十一条	第二百三十一条 の三第二項	
記録しなければ	電子調書	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	アイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
記載しなければ	調書		又は送付する

○ 手形法（昭和七年法律第二十号）（第二百七十三条関係）

改正案

現行

第四十四条（略）

第四十四条（同上）

②⑤（略）

②⑤（同上）

⑥引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産手續開始ノ決定ヲ受ケタル場合又ハ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ破産手續開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ遡求權ヲ行フニハ破産手續開始ノ決定ノ裁判書又ハ記録事項証明書（裁判ノ内容ヲ記載シタル書面ニシテ裁判所書記官ガ当該書面ノ内容ト当該裁判ノ内容トガ同一ナルコトヲ証明シタルモノ）ヲ提出スルヲ以テ足ル

⑥引受ヲ為シタル若ハ為サザル支払人ガ破産手續開始ノ決定ヲ受ケタル場合又ハ引受ノ為ノ呈示ヲ禁ジタル手形ノ振出人ガ破産手續開始ノ決定ヲ受ケタル場合ニ於テ所持人ガ其ノ遡求權ヲ行フニハ破産手續開始ノ決定ノ裁判書ヲ提出スルヲ以テ足ル

■ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）（第二百七十四条関係）  
 （現行規定は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条―第  <u>三十五条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第三十六条―第三十九条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第四十条―第四十二条</u>）</p> <p>（説明義務）</p> <p>第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する      契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定める      ところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面      を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気      的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式      で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供      されるものをいう。以下同じ。）を提供して説明をしなければ      ならない。</p> <p>一〇四（略）</p>	<p>目次</p> <p>第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条―第  <u>二十七条の十一</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第二十八条―第三十一条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第三十二条―第三十四条</u>）</p> <p>（説明義務）</p> <p>第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する      契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定める      ところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面      を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気      的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式      で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供      されるものをいう。第二十七条の二第三項において同じ。）を      提供して説明をしなければならない。</p> <p>一〇四（同上）</p>

(特定和解の執行決定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 13 (略)

(適用除外)

第二十九条 (略)

(任意的口頭弁論)

第三十条 (略)

(削る)

(特定和解の執行決定)

第二十七条の二 (同上)

2 (同上)

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 13 (同上)

(適用除外)

第二十七条の三 (同上)

(任意的口頭弁論)

第二十七条の四 (同上)

(事件の記録の閲覧等)

第二十七条の五 執行決定の手續について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
- 二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

(削る)

- よつては認識することができない方式で作られた記録の複製
- 三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
- 四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

第二十七条の六 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十七条の七 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十七条の八 執行決定の手續における申立てその他の申述(

(削る)

(削る)



以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書類、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規

定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記載されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記載された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十七条の九 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(削る)

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第三十一条 執行決定の手續について利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧又は謄写を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3| 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4| 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下

(新設)

(新設)

---

この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

---

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第三十三条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(民事訴訟法の準用)

第三十四条 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

(新設)

(民事訴訟法の準用)

第二十七条の十 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第

(最高裁判所規則)

第三十五条 (略)

第四章 雑則

(報酬)

第三十六条 (略)

(協力依頼)

第三十七条 (略)

(法務大臣への意見)

第三十八条 (略)

(認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表)

三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする<sup>9</sup>

(最高裁判所規則)

第二十七条の十一 (同上)

第四章 雑則

(報酬)

第二十八条 (同上)

(協力依頼)

第二十九条 (同上)

(法務大臣への意見)

第三十条 (同上)

(認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表)

第三十九条 (略)

第五章 罰則

第四十条 (略)

2・3 (略)

第四十一条 (略)

2 (略)

第四十二条 (略)

2 (略)

(削る)

第三十一条 (同上)

第五章 罰則

第三十二条 (同上)

2・3 (同上)

第三十三条 (同上)

2 (同上)

第三十四条 (同上)

2 (同上)

別表 (第二十七条の十関係)

<p>第百十二条第一 項本文</p>	<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>裁判所書記官が送達 すべき書類を保管し いつでも送達を受 けるべき者に交付す べき旨の裁判所の掲 示場への掲示を始め た</p>
------------------------	----------------------------------	---

<p>第百十二條第一項ただし書</p>	<p>第百十三條</p>	<p>第百三十三條の三第一項</p>
<p>前條の規定による措置を開始した</p>	<p>記載又は記録 書類又は電磁的記録 第百十一條の規定による措置を開始した</p>	<p>記載され、又は記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類する書面又は電</p>
<p>当該揭示を始めた</p>	<p>記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の揭示場への揭示を始めた</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類する書面</p>



<p>第百五十一条第 二項及び第百 三十一条の二第 二項</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>方法</p>
<p>第百六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>調書</p>

<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>当該電子調書 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容</p>	<p>当該調書 調書の記載</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>その旨をファイルに記録して 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>調書を作成して 事項</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>事項</p>

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百十五條第 四項</p>	<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書 組織を使用する</p>	<p>事項 若しくは送付し 、又は最高裁判 所規則で定める 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>事項 又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒 体に記録された 事項</p>
<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>事項 又は送付する</p>	<p>事項</p>			

■ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（第二百八十七条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第七編（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第一款 通則（第八百七十九条―第八百八十七条の二）</p> <p>第五節 会社の解散命令等の手続に関する特則（第九百四 条―第九百六条の二）</p> <p>（定款の作成）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものと して法務省令で定めるものをいう。第八百八十六条の二第三項 、第八百八十六条の三及び第九百六条の二第三項を除き、以下 同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、</p>	<p>目次</p> <p>第七編（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第一款 通則（第八百七十九条―第八百八十七条）</p> <p>第五節 会社の解散命令等の手続に関する特則（第九百四 条―第九百六条）</p> <p>（定款の作成）</p> <p>第二十六条（同上）</p> <p>2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものと して法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成 することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録 された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に</p>

当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(裁判所への財産目録等の提出)

第五百二十一条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、第四百九十二条第三項の承認があつた後遅滞なく、財産目録等（同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。

(電子裁判書の送達)

第八百八十三条 この節の規定による電子裁判書（非訟事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下この節において同じ。）の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第四百四条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号」とあるのは、「会社法第八百八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する非訟事件手続法第四十二条第一項において読み替えて準用する第三百三十二条の十一第一項各号」と

代わる措置をとらなければならない。

(裁判所への財産目録等の提出)

第五百二十一条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社は、第四百九十二条第三項の承認があつた後遅滞なく、財産目録等（同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

(裁判書の送達)

第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節（第一百条第二項、第四百条、第三款、第一百一十一条及び第一百三十三条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第一百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

(事件に関する文書の閲覧等)

- 第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(次条第一項において同じ。))の規定(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。同項において同じ。))に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び第八百八十七条第一項において「文書等」という。))の閲覧を請求することができる。
- 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 (略)

- 4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、前三項の規定による請求について準用する。

- 2 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき裁判書を保管し、いつでも送達を受けなければならない旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(事件に関する文書の閲覧等)

- 第八百八十六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。))に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。))の閲覧を請求することができる。
- 2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 (同上)

- 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるま

(削る)

(ファイル記録事項の閲覧等)

第八百八十六条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編の規定に基づき裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第九百六条の二第一項において単に「ファイル」という。）に記録された事項（以下この条及び第八百八十七条第六項において「ファイル記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求

での間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

5 | 非訟事件手続法第三十二条第一項から第四項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。

(新設)

することができる。

2| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、ファイル記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次条及び第九百六条の二第三項において同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル



に記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第八百八十六条の三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特別清算事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(閲覧等の特則)

第八百八十六条の四 前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、これらの規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である

(新設)

(新設)

場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害関係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに関する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第八百八十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。）を行うことにより、清算株式会社の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び清算株式会社に限定することができる。

一・二 (略)

255 (略)

(支障部分の閲覧等の制限)

第八百八十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、清算株式会社の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び清算株式会社に限定することができる。

一・二 (同上)

255 (同上)

6| 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この  
場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本  
の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部  
若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若  
しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替えるものと  
する。

(新設)

(非訟事件手続法の適用関係)

第八百八十七条の二 非訟事件手続法第三十二条及び第三十二条  
の二の規定は、特別清算の手続には、適用しない。

(新設)

2| 特別清算の手続についての非訟事件手続法第三十八条及び第  
四十二条第一項の規定の適用については、同法第三十八条中「  
非訟事件手続法」とあるのは「会社法第八百八十七条の二第二  
項の規定により読み替えて適用する非訟事件手続法」と、同法  
第四十二条第一項中「とあるのは「非訟事件手続法第二十二  
条第一項ただし書」とあるのは「の許可を得て訴訟代理人と  
なったものを除く。」とあるのは「非訟事件手続法第二十二  
条第一項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除く  
。又は監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と  
、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」とする。

第二款 特別清算の開始の手続に関する特則

第二款 特別清算の開始の手続に関する特則

(他の手続の中止命令)

第八百八十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(特別清算開始の命令)

第八百九十条 裁判所は、特別清算開始の命令をしたときは、直ちに、その旨を公告し、かつ、特別清算開始の命令の電子裁判書を清算株式会社に送達しなければならない。

2 特別清算開始の命令は、清算株式会社に対する電子裁判書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

3・6 (略)

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第八百九十一条 (略)

2・4 (略)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(他の手続の中止命令)

第八百八十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(特別清算開始の命令)

第八百九十条 裁判所は、特別清算開始の命令をしたときは、直ちに、その旨を公告し、かつ、特別清算開始の命令の裁判書を清算株式会社に送達しなければならない。

2 特別清算開始の命令は、清算株式会社に対する裁判書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

3・6 (同上)

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第八百九十一条 (同上)

2・4 (同上)

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(調査命令)

第八百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第八百九十七条 (略)

2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算株式会社の財産に関する保全処分等)

第八百九十八条 (略)

2・3 (略)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 (略)

(役員等責任査定決定)

(調査命令)

第八百九十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第八百九十七条 (同上)

2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算株式会社の財産に関する保全処分等)

第八百九十八条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 (同上)

(役員等責任査定決定)

第八百九十九条 (略)

2・3 (略)

4 役員等責任査定決定があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 (略)

第九百六条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第八百二十五条第六項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の報告又は計算に關しファイルに記録された事項(以下この条において「報告等記録事項」という。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を

第八百九十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 (同上)

(新設)

記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

#### 第四章 登記

##### (登録基準)

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件の全てに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

#### 第四章 登記

##### (登録基準)

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

2  
イ  
ハ  
二  
略  
略

2  
イ  
ハ  
二  
同上  
同上



○ 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（第二百九十三条関係）

改正案	現行
<p>(清算の監督) 第三十一条 (略) 257 (略)</p> <p>8 清算無尽会社の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）を裁判所に提出しなければならない。</p>	<p>(清算の監督) 第三十一条 (同上) 257 (同上)</p> <p>8 清算無尽会社の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を裁判所に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（監査法人についての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第三十四条の二十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5 5 12（略）</p>	<p>（監査法人についての一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第三十四条の二十二（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5 5 12（同上）</p>

改正案	現行
<p>(解散を命ずる裁判)</p> <p>第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(解散を命ずる裁判)</p> <p>第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>2・3 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（司法書士に関する規定等の準用） 第四十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5〜7（略）</p>	<p>（司法書士に関する規定等の準用） 第四十六条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5〜7（同上）</p>

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二百九十五条関係）

改正案	現行
<p>（調査士に関する規定等の準用） 第四十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5〜7（略）</p>	<p>（調査士に関する規定等の準用） 第四十一条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>5〜7（同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第十三条の二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4 5 7（略）</p>	<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第十三条の二十一（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4 5 7（同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第四十八条の二十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第四十八条の二十一（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は税理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4～6（同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第二十五条の二十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4 5 6（略）</p>	<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第二十五条の二十五（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は社会保険労務士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4 5 6（同上）</p>



改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第五十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は弁理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）</p> <p>第五十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は弁理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。</p> <p>4～6（同上）</p>

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二百九十六条関係）

改正案	現行
<p>（会社法の準用）</p> <p>第四百四十四条 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は投資法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二までの規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項及び第三項、第八百二十六条、第九百四条並びに第九百六条第四項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十四条第一項第三号中「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社</p>	<p>（会社法の準用）</p> <p>第四百四十四条 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は投資法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の二までの規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における投資法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項及び第三項、第八百二十六条、第九百四条並びに第九百六条第四項中「法務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第八百二十四条第一項第三号中「業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員」とある</p>

員」とあるのは「執行役員又は監督役員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六百六十四条 (略)

2・3 (略)

4 会社法第五百十二条から第五十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を

のは「執行役員又は監督役員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六百六十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 会社法第五百十二条から第五十八条の二まで、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項並びに第五百三十六条第一項第三号及び第三項を除く。）、第七編第二章第四節並びに第三章第一節（第八百六十八条第二項から第六項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）及び第三節（第八百七十九条、第八百八十条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条第二項を除く。）並びに第九百三十八条（第六項を除く。）の規定は、清算投資法人の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百二十一条中「第四百九十二条第三項」とあるのは「投資法人法第五十五条第三項」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を

定款で定めた場合にあつては、その割合) 以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間) 前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合) 以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間) 前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三條及び第五百二十六條第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四條、第八百九十三條第一項及び第九百三十八條第二項第四号中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五條第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十條第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二條第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三條第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第百十五條の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二條中「第四百九十二條第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第百五十五條第一項」と、同法第八百八十六

定款で定めた場合にあつては、その割合) 以上の数の株式を六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間) 前から引き続き有する株主」とあるのは「発行済投資口の百分の三(これを下回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合) 以上の口数の投資口を六箇月(これを下回る期間を規約で定めた場合にあつては、その期間) 前から引き続き有する投資主」と、同法第五百二十三條及び第五百二十六條第一項中「清算人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人」と、同法第五百二十四條、第八百九十三條第一項及び第九百三十八條第二項第四号中「清算人」とあるのは「清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百二十五條第一項中「清算人は」とあるのは「清算執行人は」と、「清算人代理」とあるのは「清算執行人代理」と、同法第五百三十條第一項中「清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算執行人及び清算監督人並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社」と、同法第五百四十二條第一項中「設立時取締役、設立時監査役、第四百二十三條第一項に規定する役員等又は清算人」とあるのは「設立時執行役員、設立時監督役員、投資法人法第百十五條の六第一項に規定する役員等、清算執行人又は清算監督人」と、同法第五百六十二條中「第四百九十二條第一項に規定する清算人」とあるのは「清算執行人」と、「同項」とあるのは「投資法人法第百五十五條第一項」と、同法第八百八十六

条中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資  
法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第一節若しく  
は第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係  
る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節」とあるのは「同  
節第一款若しくは第二款」と、同法第八百八十六条の二第一項  
中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資法  
人法第三編第一章第十二節第二款」と、同法第八百九十六条第  
一項中「清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第九百三  
十八条第二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用す  
る第三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準  
用する第三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五百  
十三条第二項において読み替えて準用する投資法人法第八十八  
条第二項」と、「一時清算人又は代表清算人」とあるのは「一時  
清算執行人又は一時清算監督人」と、同項第三号中「清算人又  
は代表清算人の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は清  
算監督人の選任」と読み替えるものとするほか、必要な技術的  
読替えは、政令で定める。

条中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資  
法人法第三編第一章第十二節第二款」と、「同章第一節若しく  
は第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係  
る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節」とあるのは「同  
節第一款若しくは第二款」と、同法第八百九十六条第一項中「  
清算人」とあるのは「清算執行人」と、同法第九百三十八条第  
二項第一号中「第四百七十九条第四項において準用する第三百  
四十六条第二項又は第四百八十三条第六項において準用する第  
三百五十一条第二項」とあるのは「投資法人法第五百十三条第  
二項において読み替えて準用する投資法人法第八十八条第二項」  
と、「一時清算人又は代表清算人」とあるのは「一時清算執行  
人又は一時清算監督人」と、同項第三号中「清算人又は代表清  
算人の選任又は選定」とあるのは「清算執行人又は清算監督人  
の選任」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは  
、政令で定める。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二百九十七条関係）

改正案	現行
<p>（清算の監督） 第四十五条（略） 257（略）</p> <p>8 清算銀行の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提出しなければならない。</p>	<p>（清算の監督） 第四十五条（同上） 257（同上）</p> <p>8 清算銀行の清算人は、会社法第四百九十二条第三項（財産目録等の作成等）の規定により同項に規定する財産目録等について株主総会の承認を受けた場合には、遅滞なく、当該財産目録等（当該財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。</p>

改正案

現行

（会社法の準用）

第六十三条の二 会社法第八百二十四条（会社の解散命令）、第八百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）、第九百四条（法務大臣の関与）及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五条（会社の財産に関する保全処分）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条、第八百七十六条及び第九百五条から第九百六条の二まで（会社の財産に関する保全処分についての特別）の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一

（会社法の準用）

第六十三条の二 会社法第八百二十四条（会社の解散命令）、第八百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）、第九百四条（法務大臣の関与）及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は相互会社の解散の命令について、同法第八百二十五条（会社の財産に関する保全処分）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条、第八百七十六条並びに第九百五条及び第九百六条（会社の財産に関する保全処分についての特別）の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申

項の申立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記の申請)

第六十五条 前条第一項の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第四十六条及び第四十七条第三項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの  
七 十三 (略)

(登記)

第九十六条の十四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

立てがあつた場合における相互会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記の申請)

第六十五条 前条第一項の登記の申請書には、第六十七条において準用する商業登記法第十八条、第四十六条及び第四十七条第三項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五 (同上)

六 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本  
七 十三 (同上)

(登記)

第九十六条の十四 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。



一〇九 (略)

十 第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ〜ハ (略)

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの

十一 (略)

4〜6 (略)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の二 (略)

2〜7 (略)

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五十七条第一項(終局決定の方式及び電子裁判書)に規定する電子裁判書(同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。))をいう。次条において同じ。)を被管理会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9〜11 (略)

12 非訟事件手続法第五条(管轄が住所地により定まる場合の管

一〇九 (同上)

十 第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面

イ〜ハ (同上)

ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十一 (同上)

4〜6 (同上)

(株主総会等の特別決議に代わる許可)

第二百四十九条の二 (同上)

2〜7 (同上)

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9〜11 (同上)

12 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第五条(管

轄裁判所)、第六条(優先管轄等)、第七条第二項(管轄裁判所の指定)、第四十条(検察官の関与)、第四十一条(検察官に対する通知)、第五十六条第二項(終局決定の告知及び効力の発生等)並びに第六十六条第一項及び第二項(即時抗告をすることができる裁判)の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

(代替許可に係る登記の特例)

第二百四十九条の三 前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第二項第三号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記載されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所)、第六条(優先管轄等)、第七条第二項(管轄裁判所の指定)、第四十条(検察官の関与)、第四十一条(検察官に対する通知)、第五十六条第二項(終局決定の告知及び効力の発生等)並びに第六十六条第一項及び第二項(即時抗告をすることができる裁判)の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

(代替許可に係る登記の特例)

第二百四十九条の三 前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは第二項第三号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第三百一条関係）

改正案	現行
<p>（会社法の準用）</p> <p>第百六十三条 会社法第八百二十四条（会社の解散命令）、第八百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）、第九百四条（法務大臣の関与）及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五条（会社の財産に関する保全処分）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）</p>	<p>（会社法の準用）</p> <p>第百六十三条 会社法第八百二十四条（会社の解散命令）、第八百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）、第九百四条（法務大臣の関与）及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五条（会社の財産に関する保全処分）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二号（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）</p>

及び第九百五条から第九百六条の二まで（会社の財産に関する保全処分についての特則）の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（設立の登記の添付書面）

第八百八十四条 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの

四〇七 （略）

2 （略）

並びに第九百五条及び第九百六条（会社の財産に関する保全処分についての特則）の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。

（設立の登記の添付書面）

第八百八十四条 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一・二 （同上）

三 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

四〇七 （同上）

2 （同上）

■ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（第三百二条関係）  
 （現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第六章（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第二款 解散命令の手續に関する特則（第二百九十六条― 第二百九十八条の二）</p> <p>（定款の作成）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。第二百九十八条の二第三項を除き、以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第六章（同上）</p> <p>第三節（同上）</p> <p>第二款 解散命令の手續に関する特則（第二百九十六条― 第二百九十八条）</p> <p>（定款の作成）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</p>

第二百九十八条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高

裁判所規則で定めるところにより、第二百六十二条第六項の報告又は計算に関し裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項（以下この条において「報告等記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

（新設）

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

#### 第四節 登記

#### 第四節 登記

改正案

現行

<p>(信託の方法)</p> <p>第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。第四十九条第五項（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条の二第三項を除き、以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したもものによつてする方法</p> <p>(費用等の償還等の方法)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 前項の場合には、同項に規定する権利の存在を証する文書又</p>	<p>(信託の方法)</p> <p>第三条 信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したもものによつてする方法</p> <p>(費用等の償還等の方法)</p> <p>第四十九条 (同上)</p> <p>2 3 4 (同上)</p> <p>5 前項の場合には、同項に規定する権利の存在を証する文書に</p>
---	--



は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十二条の二第三項において同じ。）により当該権利を有することを証明した受託者も、前項の強制執行又は担保権の実行の手續において、配当要求をすることができる。

6・7（略）

（保全処分に関する記録事項の閲覧等）

第七十二条の二 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第七十条第三項の報告又は計算に關し裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項（以下この条において「報告等記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手續の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す

より当該権利を有することを証明した受託者も、同項の強制執行又は担保権の実行の手續において、配当要求をすることができる。

6・7（同上）

（新設）

る方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

(委託者の権利の特例)

第二百十五条 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行

一〇三 (略)

四 第七十二条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定に

(委託者の権利の特例)

第二百十五条 受益証券発行信託においては、この法律の規定による委託者の権利のうち次に掲げる権利は、受益者がこれを行

一〇三 (同上)

四 第七十二条第一項、第二項又は第三項後段の規定による

よる閲覧、謄写若しくは交付若しくは複製又は第百七十二条  
の二第一項から第三項までの規定による閲覧、複写若しくは  
交付若しくは提供の請求権

五  
(略)

閲覧、謄写若しくは交付又は複製の請求権

五  
(同上)

■ 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）（第三百四条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二編（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第五節 裁判によらない非訟事件の終了（第六十三条―第六十五条の二）</p> <p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第二十八条 民事訴訟法第六十七条から第七十四条までの規定（同法第七十一条第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」とあり、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「非訟事件手続法第二十八条第一項において準用する」と</p>	<p>目次</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第五節 裁判によらない非訟事件の終了（第六十三条―第六十五条）</p> <p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第二十八条 民事訴訟法第六十七条から第七十四条までの規定（同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「非訟事件手続法第二十条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」とあり、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」と</p>

、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは「事件が」と読み替えるものとする。

2 (略)

(電子調書の作成等)

第三十一条 裁判所書記官は、非訟事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「同じ。」をいう。以下同じ。))を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(第三十二条の二第二項及び第三項並びに第三

あるのは「非訟事件手続法第二十八条第一項において準用する」と、「ついで、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついで」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(調書の作成等)

第三十一条 裁判所書記官は、非訟事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもち、これに代えることができる。

十二条の三第一項を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録することをもって、これに代えることができる。

2| 裁判所書記官は、非訟事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(電子調書の更正)

第三十一条の二 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2| 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

3| 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

4| 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に行わなければならない。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

(新設)

(新設)

(記録の閲覧等)

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（非訟事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分）をいう。以下この条及び第百十二条第一項において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。）に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3・4 (略)

5 当事者は、非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第四十二条の二において読み替えて準用する民事訴訟法

第三十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に關する事項の證明書の交付（第百十二条において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3・4 (同上)

5 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に關する事項の證明書については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

第三百三十三条の二第五項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

6 非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7～9 (略)

(電磁的事件記録の閲覧等)

第三十二条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（非訟事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第一百十二条第一項において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第一

6 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7～9 (同上)

(新設)



項において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録の閲覧等(第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及び前項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。)を請求することができる。電磁的事件記録中第一号に掲げる

事項に係る部分については、裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

一 電子裁判書（第五十七条第一項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）に規定する電子裁判書であつて、同条第三項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を裁判所書記官が第四十二条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十二条の十二第一項の規定又は第四十二条第二項において読み替えて準用する同法第三百三十二条の十三の規定によりファイルに記録した場合における当該事項

5| 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第六項の規定は電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

（非訟事件に関する事項の証明）

第三十二条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とする。

2| 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3| 第三十二条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する<sup>9</sup>。

(専門委員)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることが

(新設)

(専門委員)

第三十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間

できる方法によつて、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手續の期日に出頭した者に対し直接に問いを發することを許すことができる。

5 民事訴訟法第九十二条の二第二項の規定は第一項の規定による書面による意見の陳述について、同法第九十二条の五の規定は第一項の規定により非訟事件の手續に關与させる専門委員の指定及び任免等について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二条の二第二項中「前項」とあり、及び同法第九十二条の五第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手續法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

6 (略)

(期日及び期間)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手續の期日及び期間について準用する。

で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、専門委員に第一項の意見を述べさせることができる。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他非訟事件の手續の期日に出頭した者に対し直接に問いを發することを許すことができる。

5 民事訴訟法第九十二条の五の規定は、第一項の規定により非訟事件の手續に關与させる専門委員の指定及び任免等について準用する。この場合において、同法第二項中「第九十二条の二」とあるのは、「非訟事件手續法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

6 (同上)

(期日及び期間)

第三十四条 (同上)

2・3 (同上)

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手續の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」

(送達及び手続の中止)

第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十条から第三百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号」とあるのは「非訟事件手続法第四十二条第一項において読み替えて準用する第三百三十二条の十一第一項各号」と、同法第十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(送達及び手続の中止)

第三十八条 送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第一百条第二項、第三款及び第一百一十一条を除く。)及び第三百三十条から第三百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百一十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

(削る)

2) 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつ

第九節 電子情報処理組織による申立て等

第四十二条 非訟事件の手續における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百二十二条の十、第三百二十二条の十一及び第三百二十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十第五項及び第六項並びに第三百二十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「非訟事件手續法第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百二十二条の十二第一項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「非訟事件手續法第四十二条の二において読み替えて準用する第三百三十三条第一項の決定があつた」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者

でも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第九節 電子情報処理組織による申立て等

第四十二条 非訟事件の手續における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができ。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法

又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

2| 非訟事件の手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百二十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第三百三十三條の三第一項の規定による」とあるのは「非訟事件手續法第四十二條の二において読み替えて準用する第三百三十三條第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項」（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第十節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第四十二条の二 非訟事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条第一項	当事者	
		<p>当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条</p>

第四十二条の二 非訟事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「非訟事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者



	<p>第一項第一号に規定する裁判を受けらる者となるべき者をいう。）</p>	<p>次条第五項</p>	<p>非訟事件の記録</p>	<p>第三百三十三條第二項</p>	<p>訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）</p>	<p>非訟事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録（非訟事件手続法第三十二條第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、</p>
<p>又は利害關係参加人は、非訟事件の記録」と、同條第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害關係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「非訟事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同條第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害關係参加人」と読み替えるものとする。</p>						

第五項	第三百三十三條の二	第一項	
(電磁的訴訟記録等)	電磁的訴訟記録等	第二項の申立て等	訴訟記録等の閲覧
秘匿事項又は秘匿	電磁的事件記録中	前条第一項の決定 閲覧等	その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくは複製又は電磁的事件記録（同法第三十二條の二第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条第五項及び第六項において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供

<p>第一項 第三百三十三條の四</p>	<p>第六項 第三百三十三條の二</p>	
<p>者は、訴訟記録等</p>	<p>判が確定したとき 決定を取り消す裁 当該申立てに係る 定したとき、又は 却下する裁判が確 定したとき、又は 第二項の申立てを 電磁的訴訟記録等</p>	<p>等 を電磁的訴訟記録 部分 当該秘匿事項記載 において同じ。）中 この項及び次項に ル記録事項に係る 部分をいう。以下 当該秘匿事項記載 部分</p>
<p>係参加人は、非訟 当事者又は利害関</p>	<p>同項の決定を取り 消す裁判が確定し たときその他裁判 所が当該措置を講 ずる必要がなくな ったと認めるとき</p>	<p>を電磁的 電磁的 事項を推知するこ とができる事項が 記録された部分（ 以下この条におい て「秘匿事項記載 部分」という。）</p>

第七項	第三百三十三條の四 第二項	当事者	事件の記録
	訴訟記録等の存する	当事者又は利害関係参加人	
第三百三十三條の四	等	非訟事件の記録の閲覧等	当事者若しくは利害関係参加人
	当事者		

(申立ての方式等)

第四十三條 (略)

2・3 (略)

4 非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

5・6 (略)

7 民事訴訟法第三百三十七條の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い

(申立ての方式等)

第四十三條 (同上)

2・3 (同上)

4 非訟事件の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5・6 (同上)

(新設)

非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合について準用する

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第四十七条 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

## 2 (略)

(証拠調べ)

第五十三条 非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第一百七十九条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。))及び第二百二十九条第四項の規定を除く。)を準用する。

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第四十七条 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

## 2 (同上)

(証拠調べ)

第五十三条 非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第一百七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条から第八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二十五条第二項、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。))、第二百二十七条第二項(同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。))、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二の

257 (略)

(終局決定の方式及び電子裁判書)

第五十七条 終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、非訟事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録(第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。)を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子裁判書の作成に

規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五條第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一條の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一條の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

257 (同上)

(終局決定の方式及び裁判書)

第五十七条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、非訟事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができる。

代えることができる。

2 終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一～四 (略)

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

(更正決定)

第五十八条 (略)

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書を作成してしなければならない。

3～5 (略)

(中間決定)

第六十一条 (略)

2 中間決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書を作成してしなければならない。

(非訟事件の申立ての取下げ)

第六十三条 (略)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 (同上)

(新設)

(更正決定)

第五十八条 (同上)

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3～5 (同上)

(中間決定)

第六十一条 (同上)

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(非訟事件の申立ての取下げ)

第六十三条 (同上)

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六

十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

(和解)

第六十五条 (略)

2 裁判所書記官が、和解について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、確定した終局決定と同一の効力を有する。

3 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送付しなければならない。

(和解に係る電子調書の更正決定)

第六十五条の二 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁

十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは、「非訟事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(和解)

第六十五条 (同上)

2 和解を調書に記載したときは、その記載は、確定した終局決定と同一の効力を有する。

(新設)

(新設)



判書を作成してしなければならない。

3| 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4| 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### 第四章 不服申立て

(即時抗告の提起の方式等)

第六十八条 (略)

25 (略)

6 第四十三條第四項から第七項までの規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(再抗告)

第七十四條 抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第五号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代

#### 第四章 不服申立て

(即時抗告の提起の方式等)

第六十八条 (同上)

25 (同上)

6 第四十三條第四項から第六項までの規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(再抗告)

第七十四條 抗告裁判所の終局決定（その決定が第一審裁判所の決定であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限る。）に対しては、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができる。ただし、第五号に掲げる事由については、手続行為能力、法定代理権又は手続行為をするのに必要な権限を有するに至った本人、法定代理人又は手続代

理人による追認があつたときは、この限りでない。

一五 (略)

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記録すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違いがあること。

七 (略)

2・3 (略)

(管轄裁判所)

第百条 公示催告手続(公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。)に係る事件(第百十二条第一項において「公示催告事件」という。)は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

(公示催告についての公告)

第百二条 公示催告についての公告は、前条に規定する公示催告の内容について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとり、かつ、官報に掲載する方法によってする。

理人による追認があつたときは、この限りでない。

一五 (同上)

六 終局決定にこの法律又は他の法令で記載すべきものと定められた理由若しくはその要旨を付せず、又は理由若しくはその要旨に食い違いがあること。

七 (同上)

2・3 (同上)

(管轄裁判所)

第百条 公示催告手続(公示催告によって当該公示催告に係る権利につき失権の効力を生じさせるための一連の手続をいう。以下この章において同じ。)に係る事件(第百十二条において「公示催告事件」という。)は、公示催告に係る権利を有する者の普通裁判籍の所在地又は当該公示催告に係る権利の目的物の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。ただし、当該権利が登記又は登録に係るものであるときは、登記又は登録をすべき地を管轄する簡易裁判所もこれを管轄する。

(公示催告についての公告)

第百二条 公示催告についての公告は、前条に規定する公示催告の内容を、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によってする。

一 裁判所の掲示場に掲示すること。

二 裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこと。

2 (略)

(事件の記録の閲覧等)

第百十二条 第三十二条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項(これらの規定を第三十二条の二第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十二条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくは複製又は電磁的事件記録の閲覧若しくは複製若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項に規定する利害関係人は、第三十二条の三第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による請求をすることができる。

2 (同上)

(事件の記録の閲覧等)

第百十二条 第三十二条第一項から第四項までの規定にかかわらず、申立人及び権利の届出をした者又は権利を争う旨の申述をした者その他の利害関係人は、裁判所書記官に対し、公示催告事件又は除権決定の取消しの申立てに係る事件の記録の閲覧等又は記録の複製を請求することができる。

(新設)

改正案	現行
<p>（登記）</p> <p>第百一条の二十（略）</p> <p>2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>3（略）</p>	<p>（登記）</p> <p>第百一条の二十（同上）</p> <p>2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〜八（同上）</p> <p>九 第百一条の九の規定により組織変更に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ハ（同上）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>（登記）            第三百三十四条（略）</p> <p>2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>3（略）</p>	<p>（登記）            第三百三十四条（同上）</p> <p>2 前項の設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〜八（同上）</p> <p>九 第二百二十九条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〜ハ（同上）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>（組織変更後株式会社の登記の申請）</p> <p>第六十九条 組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 第六十七条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〇ハ（略）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>2（略）</p> <p>（新設分割設立株式会社の登記の申請）</p> <p>第七十条 新設分割設立株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>（組織変更後株式会社の登記の申請）</p> <p>第六十九条 組織変更後株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇八（同上）</p> <p>九 第六十七条の規定により組織変更の際して株式を発行したときは、次に掲げる書面</p> <p>イ〇ハ（同上）</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本</p> <p>2（同上）</p> <p>（新設分割設立株式会社の登記の申請）</p> <p>第七十条 新設分割設立株式会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第十九条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一〇九（同上）</p>

<p>2 (略)</p> <p>十 第二百二十二条の規定により新設分割に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面 イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p>	<p>2 (同上)</p> <p>十 第二百二十二条の規定により新設分割に際して株式を発行したときは、次に掲げる書面 イ〜ハ (同上)</p> <p>ニ 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本</p>
--	---

改正案	現行
<p>（提訴期間経過後の登記）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。</p> <p>3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付又は電磁的記録の提供を請求することができる。</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第四十七条（略）</p> <p>2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>五 十二（略）</p>	<p>（提訴期間経過後の登記）</p> <p>第二十五条（同上）</p> <p>2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。</p> <p>3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第四十七条（同上）</p> <p>2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。</p> <p>一 三（同上）</p> <p>四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本</p> <p>五 十二（同上）</p>



3・4 (略)

(募集株式の発行による変更の登記)

第五十六条 募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号及び第五号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面

の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの

五 (略)

(新株予約権の行使による変更の登記)

第五十七条 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面  
の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの

3・4 (同上)

(募集株式の発行による変更の登記)

第五十六条 募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号及び第五号において同じ。）の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一～三 (同上)

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの

五 (同上)

(新株予約権の行使による変更の登記)

第五十七条 新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一～三 (同上)

四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

改正案	現行
<p>（株主総会等の特別決議等に代わる許可） 第八十七条（略）</p> <p>257（略）</p> <p>8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条及び第二百二十六条の十三第十一項において同じ。）を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>9511（略）</p> <p>12 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例） 第八十八条 前条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当</p>	<p>（株主総会等の特別決議等に代わる許可） 第八十七条（同上）</p> <p>257（同上）</p> <p>8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>9511（同上）</p> <p>12 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例） 第八十八条 前条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当</p>

該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならぬ。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二百二十六条の十三 (略)

2 10 (略)

11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならぬ。

12 16 (略)

該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二百二十六条の十三 (同上)

2 10 (同上)

11 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特別監視金融機関等に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならぬ。

12 16 (同上)

改正案	現行
<p>（総会の特別決議に代わる許可） 第九十四条（略） 2～6（略） 7 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）を被管理農水産業協同組合に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>8～10（略） 11 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例） 第九十五条 前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は</p>	<p>（総会の特別決議に代わる許可） 第九十四条（同上） 2～6（同上） 7 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理農水産業協同組合に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>8～10（同上） 11 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例） 第九十五条 前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付し</p>

電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

なければならない。

○ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）（第三百二十四条関係）

改正案	現行
<p>（事業譲渡等に関する特例）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）を特定会社へ送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>5～7（略）</p> <p>8 非訟事件手続法第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例）</p> <p>第十一条 前条第一項第二号に掲げる事項に係る代替許可があった場合には、当該代替許可の決定書の謄本若しくは抄本又は電子裁判書に記録され</p>	<p>（事業譲渡等に関する特例）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特定会社へ送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。</p> <p>5～7（同上）</p> <p>8 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条、第六条、第七条第二項、第四十条、第四十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。</p> <p>（代替許可に係る登記の特例）</p> <p>第十一条 前条第一項第二号に掲げる事項に係る代替許可があった場合には、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。</p>

ている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の  
内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であること  
を証明したものを添付しなければならない。

■ 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）（第三百二十六条関係）

（現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三編（略）</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節 通則（第二百四十四条―第二百五十四条の三）</p> <p>第四編 履行の確保（第二百八十九条―第二百九十条）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授権がなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授権を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一</p>	<p>目次</p> <p>第三編（同上）</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第一節 通則（第二百四十四条―第二百五十四条）</p> <p>第四編 履行の確保（第二百八十九条・第二百九十条）</p> <p>（当事者能力及び手続行為能力の原則等）</p> <p>第十七条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授権がなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について同意その他の授権を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一</p>



号の合意、第二百七十条第一項若しくは第二項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

三 (略)

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 (略)

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一 (略)

二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十条第一項若しくは第二項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

三 五 (略)

3・4 (略)

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第三十一条 民事訴訟法第六十九条から第七十四条までの規定(同法第七十一条第八項(同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七

号の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

三 (同上)

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 (同上)

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならぬ。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の追行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一 (同上)

二 第二百六十八条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

三 五 (同上)

3・4 (同上)

(手続費用に関する民事訴訟法の準用等)

第三十一条 民事訴訟法第六十九条から第七十四条までの規定(同法第七十一条第二項(同法第七十二条後段において準用する場合を含む。))及び第八項(同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)は

十二条中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「調停が成立した場合」と、「和解の費用又は訴訟費用」とあるのは「家事事件手続法第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは「家事事件が」と読み替えるものとする。

2 (略)

(期日及び期間)  
第三十四条 (略)

2・3 (略)

、「手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十二条中「当事者が裁判所において和解をした場合」とあるのは「調停が成立した場合」と、「和解の費用又は訴訟費用」とあるのは「家事事件手続法第二十九条第三項の調停費用又は同条第四項の訴訟費用」と、同法第七十三条第一項中「裁判及び和解」とあるのは「裁判及び調停の成立」と、「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げ」とあるのは「家事事件手続法第四十一条第一項若しくは第四十二条第一項の規定による参加の申出の取下げ又は同条第二項の規定による参加の許可の申立ての取下げ」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「家事事件手続法第三十一条第一項において準用する」と、「について、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「について」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。」  
この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(期日及び期間)  
第三十四条 (同上)

2・3 (同上)

(削る)

4| 民事訴訟法第九十四条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。

(電子調書のファイルへの記録等)

第三十四条の二 裁判所書記官は、家事事件の手続について、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(第四十七条の二第二項及び第三項、第四十七条の三第一項、第二百五十四条の二第二項及び第三項、第一百七条の三第一項、第二百八十九条の三第二項及び第三百五十四条の三第一項、第二百八十九条の三第二項及び第三

4| 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5| 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同法第九十四条第三項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(新設)

項並びに第二百八十九条の四第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

(電子調書の更正)

第三十四条の三 前条の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。

3 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に行わなければならない。

(送達及び手続の中止)

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十条から第三百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において

(新設)

(送達及び手続の中止)

第三十六条 送達及び家事事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。)及び第三百三十条から第三百三十二条まで(同条第一

「同法第九十九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号」とあるのは「家事事件手続法第三十八条第一項において読み替えて準用する第三百三十二条の十一第一項各号」と、同法第十三条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判又は調停を求める事項」と読み替えるものとする。

(削る)

第八章 電子情報処理組織による申立て等

第三十八条 家事事件の手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴

項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるとき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判又は調停を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第三百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるとき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2| 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるとき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第八章 電子情報処理組織による申立て等

第三十八条 家事事件の手続における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該

訟法第三百二十二条の十、第三百二十二条の十一及び第三百二十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十五項及び第六項並びに第三百二十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「家事事件手続法第二十二條第一項ただし書」と、同項第二号中「第二條」とあるのは「第九條において準用する同法第二條」と、同法第三百二十二条の十二第一項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第三百三十三條の二第二項の申立てがされた」とあるのは「家事事件手続法第三十八條の二において読み替えて準用する第三百三十三條第一項の決定があつた」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

2 | 家事事件（別表第一に掲げる事項についての審判事件（同表に掲げる事項についての第六六条第一項に規定する審判前の保全処分の事件を含む。）であつて最高裁判所規則で定めるものを除く。）の手續においてこの法律その他の法令の規定に基づ

申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 | 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 | 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 | 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面

き裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第百三十三条の三第一項の規定による」とあるのは「家事事件手続法第三十八条の二において読み替えて準用する第百三十三条第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができ得る事項」と読み替えるものとする。

#### 第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十八条の二 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四

等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記載されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記載された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

#### 第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十八条の二 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第百三十三条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部

項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条第一項	当事者	
当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の者	当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の者	審判を受ける者となるべき者（同法第十条第一項第一

分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第十条第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「家事事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「秘匿決定、第百三十三条の二第二項の決定又は前条第一項の決定（次項及び第七項において「秘匿決定等」という。）に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七条第一項に規定する事



	<p>第百三十三条第二項</p> <p>次条第二項</p>	<p>号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）</p> <p>次条第五項</p>
<p>第百三十三条第三項</p>	<p>訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章</p>	<p>家事事件の記録</p> <p>の閲覧等（家事事件の記録中家事事件手続法その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分を除いた部分の閲覧若しくは謄写、その謄本若しく</p>

項以外の事項についての家事調停の手續に係るもの並びに同法第二百八十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の事件の手續に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同条第二項中「秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「前項の事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第百三十三条の二第二項の決定」とあるのは「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第五項	第三百三十三條の二	第一項	第三百三十三條の二
(電磁的訴訟記録等	電磁的訴訟記録等	第二項の申立て	に係る訴訟記録等の閲覧等
録(家事事件の記	電磁的家事事件記	前条第一項の決定	は抄本の交付若しくはその複製又は家事事件の記録中同法その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次条第一項及び第三百三十三條の四第二項の閲覧等

<p>第六項 第三百三十三条の二</p>	<p>電磁的訴訟記録等</p>	<p>電磁的家事事件記録</p>		<p>を電磁的訴訟記録等</p>	<p>を電磁的家事事件記録</p>		<p>又は第三百三十二条の四第一項の処分</p>	<p>録中家事事件手続法その他の法令の規定によりファイ</p>
<p>第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は</p>	<p>同項の決定を取り消す裁判が確定したときその他裁判</p>	<p>この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分</p>	<p>秘匿事項又は秘匿事項を推知することができると推知する部分</p>	<p>の申立てに係る事件の記録中ファイ</p>	<p>ルに記録された事項に係る部分</p>	<p>をいう。以下この項及び次項において同じ。）中</p>	<p>に記録された事項に係る部分</p>	

	<p>当該申立てに係る 決定を取り消す裁 判が確定したとき</p>	<p>所が当該措置を講 ずる必要がなくな つたと認めたととき</p>
<p>第百三十三条の四 第一項</p>	<p>第百三十三条の 二第二項の決定又 は前条第一項の決 定（次項及び第七 項において「秘匿 決定等」という。 ）に係る者以外の 者は、訴訟記録等</p>	<p>（家事事件手続法 第二百七十七条第 一項に規定する事 項以外の事項につ いての家事調停の 手続に係るもの並 びに同法第二百八 十九条第一項（同 法第二百八十九条 の五において準用 する場合を含む。 ）の規定による調 査及び勧告の事件 の手続に係るもの を除く。次項、第 四項第一号及び第 七項において同じ 。）に係る者以外</p>



2 (略)

3| 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が参与員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができる。

4| 8| (略)

(電子調書の作成等)

第四十六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならぬ。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領をファイルに記録することをもって、これに代えることができる。

(非電磁的家事審判事件記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的家事審判事件記録(家事審判事件の記録中次条第一項に規定する電磁的家事審判事件記録を除いた部分)をいう。以下この条において同じ。の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付

2 (同上)

(新設)

3| 7| (同上)

(調書の作成等)

第四十六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等)

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。)を請求することができる

を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的家事審判事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。以下「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3～5 (略)

6 当事者は、非電磁的家事審判事件記録中当該当事者が提出した書面等又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項について第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第五項の規定によりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても同様とする。

7 非電磁的家事審判事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的家事審判事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

8～10 (略)

る。

2 前項の規定は、家事審判事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3～5 (同上)

6 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家事審判事件に関する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

7 家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

8～10 (同上)

（電磁的家事審判事件記録の閲覧等）

第四十七条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録（家事審判事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的家事審判事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事審判事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判

（新設）



所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的家事審判事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 電磁的家事審判事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的家事審判事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。電磁的家事審判事件記録中第一号に掲げる事項に係る部分については、審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

一| 第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第八十一条第一項において準用する第七十六条第二項及

び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第七十七条第二項及び第八十条第二項において同じ。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第三十八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百二十二条の十二第一項の規定又は第三十八条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5| 前条第三項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第七項の規定は電磁的家事審判事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

(家事審判事件に関する事項の証明)

第四十七条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、家事審判事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録し

(新設)

た電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

2| 利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、前項の規定による請求をすることができる。

3| 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

(申立ての方式等)

第四十九条 (略)

2・3 (略)

4 家事審判の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(申立ての方式等)

第四十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 家事審判の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5・6 (略)

7| 民事訴訟法第三百三十七條の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合について準用する<sup>9)</sup>

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第五十四條 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、家事審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

2 (略)

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五十八條 (略)

2・4 (略)

5| 家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項

5・6 (同上)

(新設)

(音声の送受信による通話の方法による手続)

第五十四條 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住していると<sup>10)</sup>きその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、家事審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

2 (同上)

(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五十八條 (同上)

2・4 (同上)

(新設)

に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第五十九条 (略)

2 (略)

3| 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、家事審判の手續の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、家庭裁判所調査官に家事審判の手續の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができる。

4|・5| (略)

(裁判所技官による診断等)

第六十条 (略)

2 第五十八条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条第一項から第三項までの規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

(証拠調べ)

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第五十九条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3|・4| (同上)

(裁判所技官による診断等)

第六十条 (同上)

2 第五十八条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条第一項及び第二項の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで、第二百七条第二項、第二百八条、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第四項の規定を除く。）を準用する。

266 (略)

(審判の方式及び電子審判書)

第七十六条 審判は、最高裁判所規則で定めるところにより、審

第六十四条 家事審判の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第一百七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条から第八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百五条第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。））、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

266 (同上)

(審判の方式及び審判書)

第七十六条 審判は、審判書を作成してしなければならない。た

判に係る電磁的記録（以下「電子審判書」という。）を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない審判については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子審判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもって、電子審判書の作成に代えることができる。

2 電子審判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一～四 （略）

3 家庭裁判所は、第一項の規定により電子審判書又は電子審判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

（更正決定）

第七十七条 （略）

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子決定書を作成してしなければならない。

3～5 （略）

（中間決定）

だし、即時抗告をすることができない審判については、家事審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができる。

2 審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四 （同上）

（新設）

（更正決定）

第七十七条 （同上）

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3～5 （同上）

（中間決定）

第八十条 (略)

2 中間決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子決定書を作成してしなければならない。

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 (略)

2、4 (略)

5 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事審判の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「家事審判の手続の期日」と読み替えるものとする。

第八十四条 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定(第五十八条、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。)中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第三十九条、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条

第八十条 (同上)

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(家事審判の申立ての取下げ)

第八十二条 (同上)

2、4 (同上)

5 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事審判の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

第八十四条 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定(第五十八条、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。)中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第三十九条、第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七



、第七十四条第一項から第三項まで（第二項ただし書を除く。  
）、第七十五条、第七十七条第一項、第七十八条（第一項第二  
号及び第四項を除く。）、第七十九条、第八十条第一項、第八  
十一条第一項並びに第八十二条第一項及び第二項中「審判」と  
あるのは「審判に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審判  
の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の結果」と、第四十七  
条の二第四項及び第四十七条の三第一項中「審判を」とあるの  
は「審判に代わる裁判を」と、「当該審判」とあるのは「当該  
審判に代わる裁判」と、第四十七条の二第四項第一号及び第七  
十六条中「電子審判書」とあるのは「電子裁判書」と、第五十  
八条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条第  
一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判  
所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所に」とあるのは「  
高等裁判所に」と、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」と  
あるのは「高等裁判所及び」と、第七十六条第一項中「審判は  
、最高裁判所規則で定めるところにより、審判に係る電磁的記  
録（以下）とあるのは「審判に代わる裁判は、最高裁判所規則  
で定めるところにより、審判に係る電磁的記録（  
以下この条において」と、同項ただし書中「即時抗告をするこ  
とができない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとし  
た場合に即時抗告をすることができない審判に代わる裁判」と  
、第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができ審

十二条、第七十三条、第七十四条第一項から第三項まで（第二  
項ただし書を除く。）、第七十五条、第七十七条第一項、第七  
十八条（第一項第二号及び第四項を除く。）、第七十九条、第  
八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項及び  
第二項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第四十  
二条第二項中「審判の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の  
結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項ま  
で、第六十一条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあ  
るのは「高等裁判所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所  
に」とあるのは「高等裁判所に」と、第七十六条中「審判書」  
とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判は」とあるのは  
「審判に代わる裁判は」と、同項ただし書中「即時抗告をする  
ことができない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であると  
した場合に即時抗告をすることができない審判に代わる裁判」と  
、第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができ審  
判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時  
抗告をすることができ審判に代わる裁判」とする。

判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とする。

2 (略)

(即時抗告の提起の方式等)

第八十七条 (略)

2～5 (略)

6 第四十九条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合について、民事訴訟法第百三十七条の二第一項から第六項までの規定は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について、それぞれ準用する。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前節第一款から第八款までの規定（第四十条、第四十一条第四項、第四十二条第六項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、第四十七条第八項から第十項まで（第四十七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第四十九条第六項、第六十六条、第六十七条第四項、第七十四条第二項ただし書、第四項及び第五項、第七十六条第一項ただし書、第七十七条第三項から第五

2 (同上)

(即時抗告の提起の方式等)

第八十七条 (同上)

2～5 (同上)

6 第四十九条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用する。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

第九十三条 審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続については、特別の定めがある場合を除き、前節第一款から第八款までの規定（第四十条、第四十一条第四項、第四十二条第六項、第四十三条第二項、第四十四条第二項、第四十七条第八項から第十項まで、第四十八条、第四十九条第六項、第六十六条、第六十七条第四項、第七十四条第二項ただし書、第四項及び第五項、第七十六条第一項ただし書、第七十七条第三項から第七十八条第四項、第八十一条第三項並びに第八

項まで、第七十八条第四項、第八十一条第三項並びに第八十三条の規定を除く。)、第四節の規定(第一百五条第二項、第一百一条、第一百一十一条及び第一百三十三条の規定を除く。)及び次章の規定(家庭裁判所の管轄及び即時抗告に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができ審判」とあるのは、「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができ審判に代わる裁判」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十六条 第八十六条第二項、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条第一項及び第九十三条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第八十七条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と、「第三十七條の二第一項から第六項まで」とあるのは「第三十七條の二」と読み替えるものとする。

2 (略)

(記録の閲覧等)

第八十条 家庭裁判所(第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、第四十七条第三項(第四十七条の二第五項にお

十三条の規定を除く。)、第四節の規定(第一百五条第二項、第一百一条、第一百一十一条及び第一百三十三条の規定を除く。)及び次章の規定(家庭裁判所の管轄及び即時抗告に関する規定を除く。)を準用する。この場合において、第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができ審判」とあるのは、「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができ審判に代わる裁判」と読み替えるものとする。

2・3 (同上)

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十六条 第八十六条第二項、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条第一項及び第九十三条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第八十七条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(記録の閲覧等)

第八十条 家庭裁判所(第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)は、第四十七条第三項の規定にかかわらず、審判前の

て準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、審判前の保全処分  
の事件について、当事者から第四十七条第一項若しくは第二  
項又は第四十七条の第二項から第三項までの規定による許  
可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分の事件におけ  
る審判を受ける者となるべき者に対し、当該事件が係属したこ  
とを通知し、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相当と  
認めるときに限り、これを許可することができる。

(電子調書の作成)

第百十四条 裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続の期日に  
ついて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作  
成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がな  
いと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

第二百一条 (略)

25 (略)

6 第四十九条第三項から第七項まで及び第五十条の規定は、前  
項の申述について準用する。この場合において、第四十九条第  
四項中「第二項」とあるのは、「第二百一条第五項」と読み替  
えるものとする。

7 家庭裁判所は、第五項の申述の受理の審判をするときは、最

保全処分の事件について、当事者から同条第一項又は第二項の  
規定による許可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分  
の事件における審判を受ける者となるべき者に対し、当該事件  
が係属したことを通知し、又は審判前の保全処分を告知するま  
では、相当と認めるときに限り、これを許可することができる  
。

(調書の作成)

第百十四条 裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続の期日に  
ついて、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長にお  
いてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (同上)

第二百一条 (同上)

25 (同上)

6 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条の規定は、前  
項の申述について準用する。この場合において、第四十九条第  
四項中「第二項」とあるのは、「第二百一条第五項」と読み替  
えるものとする。

7 家庭裁判所は、第五項の申述の受理の審判をするときは、申

高裁判所規則で定めるところにより、その旨の電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければならない。この場合において、当該審判は、その記録をした時に、その効力を生ずる。

8・9 (略)

(電子調書の作成)

第二十一条 裁判所書記官は、遺言書の検認について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。

(電子調書の作成)

第二十五条 裁判所書記官は、家事調停の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(非電磁的家事調停事件記録の閲覧等)

第二十五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的家事調停事件記録(家事調停事件の記録中次条第一項に規定する電磁的家事調停事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の

述書にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該審判は、申述書にその旨を記載した時に、その効力を生ずる。

8・9 (同上)

(調書の作成)

第二十一条 裁判所書記官は、遺言書の検認について、調書を作成しなければならない。

(調書の作成)

第二十五条 裁判所書記官は、家事調停の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(記録の閲覧等)

第二十五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

交付を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的家事調停事件記録中の録音テープ等  
に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害  
關係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書  
記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 (略)

4 当事者は、非電磁的家事調停事件記録中当該当事者が提出し  
た書面等又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規  
定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官  
に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本  
の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第三  
号又は第四号に掲げる事項について第三十八条の二において読  
み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第五項の規定に  
よりその内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録  
する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても  
同様とする。

5 非電磁的家事調停事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、  
非電磁的家事調停事件記録の保存又は裁判所若しくは調停委員  
会の執務に支障があるときは、することができない。

6 (略)

2 前項の規定は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデ  
オテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物  
を含む。）に關しては、適用しない。この場合において、当事  
者又は利害關係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て  
、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することがで  
きる。

3 (同上)

4 次に掲げる書面については、当事者は、第一項の規定にかか  
わらず、家庭裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、そ  
の交付を請求することができる。

- 一 審判書その他の裁判書の正本、謄本又は抄本
- 二 調停において成立した合意を記載し、又は調停をしないも  
のとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了  
した旨を記載した調書の正本、謄本又は抄本
- 三 家事調停事件に関する事項の証明書

5 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調  
停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支  
障があるときは、することができない。

6 (同上)

(電磁的家事調停事件記録の閲覧等)

第二百五十四条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事調停事件記録(家事調停事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的家事調停事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的家事調停事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的家事調停記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交

(新設)

付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的家事調停事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 電磁的家事調停事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的家事調停事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項及び第六項において同じ。）を請求することができる。

一| 第二百五十八条第一項において準用する第七十六条第一項に規定する電子審判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は電子決定書（第二百五十八条第一項において準用する第八十一条第一項において準用する第七十六条第二項及び第三項の規定により作成され、ファイルに記録された電磁的記録をいう。第二百六十九条第二項において同じ。）に記録されている事項

二| 調停において成立した合意を記録し、又は調停をしないも



のとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了した旨を記録した電子調書に記録されている事項

三 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

四 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第三十八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十二条の十二第一項の規定又は第三十八条第二項において読み替えて準用する同法第三百三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5 前条第三項の規定は電磁的家事調停事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第五項の規定は電磁的家事調停事件記録の閲覧及び複写の請求について、それぞれ準用する。

6 第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件において、当事者から電磁的家事調停事件記録の閲覧等の許可の申立てがあつた場合については、第四十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定を準用する。

(家事調停事件に関する事項の証明)

第二百五十四条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、家事調停事件に関する事項を記

(新設)

載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2| 利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、前項の規定による請求をすることができる。

3| 家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

## 第二節 家事調停の申立て等

(家事調停の申立て)

第二百五十五条 (略)

2・3 (略)

4 第四十九条第三項から第七項まで及び第五十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるの

## 第二節 家事調停の申立て等

(家事調停の申立て)

第二百五十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条(第一項ただし書を除く。)の規定は、家事調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるの

は、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。

(調停委員会等の権限)

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。

一〜五 (略)

六 第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による参加、第四十三条第一項の規定による排除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項から第三項まで(これらの規定を第六十条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べ(過料及び勾引に関する事項を除く。)

2 調停委員会が家事調停を行う場合には、第二十三条第一項及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による期日の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による電子調書の作成に関する裁判長の権限は、当該調停委員

は、「第二百五十五条第二項」と読み替えるものとする。

(調停委員会等の権限)

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。

一〜五 (同上)

六 第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による参加、第四十三条第一項の規定による排除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項及び第二項(これらの規定を第六十条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べ(過料及び勾引に関する事項を除く。)

2 調停委員会が家事調停を行う場合には、第二十三条第一項及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による期日の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関する裁判長の権限は、当該調停委員会を

会を組織する裁判官が行う。

(調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等)

第二百六十一条 (略)

2 (略)

3 第五十八条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による事実の調査及び心身の状況についての診断について準用する。

4 (略)

5 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第五十九条第四項の規定による措置をとらせることができる。

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、裁判所書記官が、その合意について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとし、その記録は、確定判決(別表第二に掲げる事項にあつては、確定した第三十九条の規定による審判)と同一の効力を有する。

2 4 (略)

5 第一項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事

組織する裁判官が行う。

(調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等)

第二百六十一条 (同上)

2 (同上)

3 第五十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による事実の調査及び心身の状況についての診断について準用する。

4 (同上)

5 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第五十九条第三項の規定による措置をとらせることができる。

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決(別表第二に掲げる事項にあつては、確定した第三十九条の規定による審判)と同一の効力を有する。

2 4 (同上)

(新設)

者に送付しなければならない。

(調停に係る電子調書の更正決定)

第二百六十九条 前条第一項の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子決定書を作成してしなければならない。

3・4 (略)

(調停条項案の書面による受諾)

第二百七十条 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官。次項、次条及び第二百七十二条第一項において同じ。）から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会から調停が成立す

(調停調書の更正決定)

第二百六十九条 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3・4 (同上)

(調停条項案の書面による受諾)

第二百七十条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官。次条及び第二百七十二条第一項において同じ。）から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

(新設)

べき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなす。

3| 前二項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 (略)

2 (略)

3 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書、第五百五十三条(第九十九条第一項において準用する場合を含む。 )及び第九十九条第二項」とあるのは「第二百七十三条第二項」と、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。 )」とあるのは「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

(付調停)

2| 前項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 (同上)

2 (同上)

3 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書、第五百五十三条(第九十九条第一項において準用する場合を含む。 )及び第九十九条第二項」とあるのは「第二百七十三条第二項」と、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。 )」とあるのは「家事調停の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(付調停)

第二百七十四条 (略)

254 (略)

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百五十四条の二第一項から第四項まで、第二百五十四条の三第二項及び第三項、第二百六十四条第二項、第二百六十六条第四項、第二百六十八条第三項ただし書、第二百六十九条第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書及び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項、第二百七十六条、第二百七十七条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七条第一項中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定(第二百八十六条第七項の規定を除く。)中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一条及び第二百八十七条中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

第二百七十四条 (同上)

254 (同上)

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十六条第四項、第二百六十八条第三項ただし書、第二百六十九条第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書及び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項、第二百七十六条、第二百七十七条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百六十七条第一項中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百七十二条第一項ただし書及び第三章の規定(第二百八十六条第七項の規定を除く。)中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審判に代わる裁判」と、第二百八十一条及び第二百八十七条中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

(合意に相当する審判の対象及び要件)

第二百七十七条 (略)

2 前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項並びに第二百七十条第一項及び第二項に規定する方法によつては、成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所(第九十一条第一項(第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては第一審裁判所である家庭裁判所、第二百五条第二項の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。)は、権利者の申出があるときは、その審判(抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては、その裁判。第二百九十条第一項において同じ。)で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

(合意に相当する審判の対象及び要件)

第二百七十七条 (同上)

2 前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第二百七十条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合は、この限りでない。

3・4 (同上)

(義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所(第九十一条第一項(第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては第一審裁判所である家庭裁判所、第二百五条第二項の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。)は、権利者の申出があるときは、その審判(抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあつては、その裁判。次条第一項において同じ。)で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。



2 (略)

3 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（以下この条から第二百八十九条の四までにおいて「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4・5 (略)

(削る)

(削る)

(調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第二百八十九条の二 関係人（前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人をいう。以下この条から第二百八十九条の四までにおいて同じ。）は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録（前条第一項の規定による調査及び勧告の

2 (同上)

3 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4・5 (同上)

6| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧等又はその複製の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

7| 前各項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務（高等裁判所において定められたものを含む。次条第三項において同じ。）の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。

(新設)

事件の記録中次条第一項に規定する調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第四項において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2| 前項の規定は、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ等に関しては、適用しない。この場合において、関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

4| 第四十七条第六項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、同条第七項の規定は調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求について、それぞれ準用する。

〔調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録の閲覧等〕

第二百八十九条の三 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録（第二百八十九条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録

（新設）

中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次項及び第三項において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子

情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することができる。

4| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前三項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5| 第四十七条の二第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は第一項から第三項までの規定による請求について、第四十七条第七項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、それぞれ準用する。

（調査及び勧告の事件に関する事項の証明）

第二百八十九条の四 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、第二百八十九条第一項の規定による調査及び勧告の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（新設）

2 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

(調停又は調停に代わる審判において定められた義務)

第二百八十九条の五 第二百八十九条から前条までの規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務(高等裁判所において定められたものを含む。次条第三項において同じ。)の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。

別表第一(第三条の二―第三条の十一、第三十八条、第三十九条、  
 第一百六条―第一百八条、第二百二十八条、第二百二十九条、第  
 百三十六條、第三百七十七條、第四百八条、第五百十條、第  
 百六十條、第六十八條、第七十六條、第七十七條、第八  
 十二條、第二百一十一條―第二百三條、第二百九條、第二百十六  
 條、第二百十七條、第二百二十五條―第二百二十七條、第二百三  
 十二條、第二百三十四條、第二百四十條―第二百四十四條関係

項	事項	根拠となる法律の規定
(略)		

(新設)

別表第一(第三条の二―第三条の十一、第三十九条、第一百十六  
 條―第一百八條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百十六  
 條、第三百十七條、第四百八條、第五百十條、第六十條、第  
 百六十八條、第七十六條、第七十七條、第八十二條、第  
 百一十一條―第二百三條、第二百九條、第二百十六條、第二  
 百二十七條、第二百二十五條―第二百二十七條、第二百三十二條、第  
 百三十四條、第二百四十條―第二百四十四條関係)

項	事項	根拠となる法律の規定
(同上)		

■ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（第三百四十一条関係）  
 （現行規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第二百二十一条―第二百二十一条の五）</p> <p>（管轄の合意）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定（</p>	<p>目次</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告（第二百二十一条）</p> <p>（管轄の合意）</p> <p>第三十六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）</p> <p>第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四条までの規定（</p>

同法第七十一条第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「訴訟が」とあるのは「子の返還申立事件が」と読み替えるものとする。

2 (略)

(電子調書の作成等)

第六十一条 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び

同法第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項（同法第七十二条後段及び第七十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、手続費用の負担について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加についての異議」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による参加の申出」と、同条第二項中「第六十一条から第六十六条まで及び」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十八条第一項において準用する」と、「ついで、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついで」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(調書の作成等)

第六十一条 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと

公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならぬ。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル(第六十二条の二第二項及び第三項、第六十二条の三第一項、第二百二十一条の三第二項及び第三項並びに第二百二十一条の四第一項を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録することをもって、これに代えることができる。

2| 裁判所書記官は、子の返還申立事件の手續について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3| 前項の規定によりファイルに記録された電子調書については、民事訴訟法第六十条の二の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条第四項、第五項及び第八項」とあるのは、「第七十一条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(子の返

認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもつて、これに代えることができる。

(新設)

(新設)

(記録の閲覧等)

第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、子の返還申立事件の記録の



還申立事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分という。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号において「非電磁的事件記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

2 前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第七項及び第二百一十一条の二第二項において「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 (略)

4 裁判所は、非電磁的事件記録中住所等表示部分（子の返還申立事件の記録中第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた相手方又は子の住所又は居所が記載され、又は記録された部分という。以下同じ。）については、前項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 住所等表示部分の非電磁的事件記録の閲覧等又はその複製についての相手方の同意があるとき。

閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付（第四項第一号及び第六十九条第六項において「閲覧等」という。）又は子の返還申立事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、子の返還申立事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 (同上)

4 裁判所は、子の返還申立事件の記録中、第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた相手方又は子の住所又は居所が記載され、又は記録された部分（第一号及び第四百四十九条第一項において「住所等表示部分」という。）については、前項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 住所等表示部分の閲覧等又はその複製についての相手方の同意があるとき。

二 (略)

5・6 (略)

7| 当事者は、非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等  
(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文  
字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載  
された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)又は録音テーブ  
等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所  
の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄  
写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は複製を請求するこ  
とができる。次条第四項第二号又は第三号に掲げる事項につい  
て第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百  
三十三条の二第五項の規定によりその内容を書面に出し、又  
はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合における当  
該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。

8 非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的  
事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、するこ  
とができない。

9～11 (略)

(電磁的事件記録の閲覧等)

第六十二条の二 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判  
所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定め

二 (同上)

5・6 (同上)

7| 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は子の返還申立事件に関  
する事項の証明書については、当事者は、第一項の規定にか  
かわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その  
交付を請求することができる。

8 子の返還申立事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、子  
の返還申立事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があると  
きは、することができない。

9～11 (同上)

(新設)

るところにより、電磁的事件記録（子の返還申立事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内

容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写又は前項の規定による書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

一 電子裁判書（第九十四条第一項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）に規定する電子裁判書であつて、同条第三項（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）の規定によりファイルに記録されたものをいう。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項が第六十九条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十二条の十二第一項の規定又は第六

十九条第二項において読み替えて準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録された場合における当該事項

5| 前条第三項から第六項まで及び第九項から第十一項までの規定は電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第八項の規定は電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

(子の返還申立事件に関する事項の証明)

第六十二条の三 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、子の返還申立事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2| 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3| 第六十二条第六項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する

(新設)

(期日及び期間)

第六十三條 (略)

2・3 (略)

(削る)

4| 民事訴訟法第九十四條から第九十七條までの規定は、子の返還申立事件の手續の期日及び期間について準用する。

(送達及び手續の中止)

第六十七條 送達及び子の返還申立事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十條から第三百三十二條まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第九十四條の四第一項中「第三百三十二條の十一第一項各号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九條第一項において読み替えて準用する第三百三十二條の十一第一項各号」と、同法第一百十三條中「その訴訟の目的である請求又は防禦の方法」とあるの

(期日及び期間)

第六十三條 (同上)

2・3 (同上)

4| 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5| 民事訴訟法第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの規定は、子の返還申立事件の手續の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(送達及び手續の中止)

第六十七條 送達及び子の返還申立事件の手續の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第一百條第二項、第三款及び第一百一十一條を除く。)及び第三百三十條から第三百三十二條まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百十二條第一項本文中「前條の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の揭示場への揭示を始めた」と、同項ただし書中「前條の規定による措置

は「裁判を求める事項」と読み替えるものとする。

(削る)

第八目 電子情報処理組織による申立て等

第六十九条 子の返還申立事件の手續における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百二十二条の十、第三百二十二条の十一及び第三百二十二条の十二（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十第五項及び第六項並びに第三百二十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三百二十二条の十一第

を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2) 前項において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

第八目 電子情報処理組織による申立て等

第六十九条 子の返還申立事件の手續における申立てその他の申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであって、最高

一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第五十条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三百三十二条の十二第一項第三号中「当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第三百三十三条の二第二項の申立てがされた」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第三百三十三条第一項の決定があった」と、「申立てが却下されたとき又は当該同項の申立てに係る決定」とあるのは「決定」と、「同項に規定する秘匿事項記載部分」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

2| 子の返還申立事件の手續においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三百三十二条の十三（第一号及び第三号に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「第三百三十三条の三第一項の規

裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。



定による」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十九条の二において読み替えて準用する第三百三十三条第一項の」と、「当該決定に係る」とあるのは「当該」と、「及び電磁的記録を記録した」とあるのは「又は当該」と、「事項」とあるのは「秘匿事項（同項に規定する申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等をいう。以下この号において同じ。）又は秘匿事項を推知することができる事項」と読み替えるものとする。

第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第六十九条の二 子の返還申立事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項、第五項及び第六項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三条第二項	次条第二項	
第三百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟	子の返還申立事件

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第九目 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第六十九条の二 子の返還申立事件の手續における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「子の返還申立事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章に

項

<p>記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）</p>	<p>訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等</p>
<p>の記録</p>	<p>子の返還申立事件の記録の閲覧等（非電磁的証拠収集等（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十二条第一項に規定する非電磁的証拠記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的証拠記</p>

において同じ。）とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の二第一項中に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八条第六項に規定する手続に参加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）は、子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手続に参加した子」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「子の返還申立事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手続に参加した子」と読み替えるものとする。

		<p>録（同法第六十二      条の二第一項に規      定する電磁的事件      記録をいう。次条      第五項及び第六項      において同じ。）      の閲覧若しくは複      写若しくはその内      容の全部若しくは      一部を証明した書      面の交付若しくは      電磁的記録の提供</p>
<p>第三百三十三條の二      第一項</p>	<p>訴訟記録等の閲覧      等</p>	<p>子の返還申立事件      の記録の閲覧等</p>
<p>第三百三十三條の二      第五項</p>	<p>第二項の申立て      電磁的訴訟記録等      （電磁的訴訟記録      又は第三百三十二條      の四第一項の処分      の申立てに係る事      件の記録中ファイ</p>	<p>前条第一項の決定      電磁的事件記録中      秘匿事項又は秘匿      事項を推知するこ      とができる事項が      記録された部分（      以下この項及び次</p>

	<p>ル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）中当該秘匿事項記載部分</p>	<p>項において「秘匿事項記載部分」という。）</p>
<p>第三百三十三條の二第六項</p>	<p>電磁的訴訟記録等 第二項の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したとき</p>	<p>電磁的 事件記録 同項の決定を取り消す裁判が確定したときその他裁判所が当該措置を講ずる必要がなくなったと認めたととき</p>
<p>第三百三十三條の四第一項</p>	<p>者は、訴訟記録等</p>	<p>当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四十八</p>

		条第六項に規定する 手続に参加した 子をいう。次項及 び第七項において 同じ。）は、子の 返還申立事件の記 録
第三百三十三條の四 第二項	当事者  訴訟記録等の存す る	当事者又は手続に 参加した子  子の返還申立事件 の記録の存する
第三百三十三條の四 第七項	当事者  訴訟記録等の閲覧 等	子の返還申立事件 の記録の閲覧等  当事者若しくは手 続に参加した子

(申立ての方式等)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを

(申立ての方式等)

第七十条 (同上)

2・3 (同上)

4 子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを

命じなければならない。

5・6 (略)

7 民事訴訟法第三百三十七条の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合について準用する<sup>9</sup>

（音声の送受信による通話の方法による手続）

第七十五条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。

2 (略)

（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第七十九条 (略)

2・4 (略)

5 家庭裁判所調査官は、第三項の規定による書面による報告に

命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

5・6 (同上)

(新設)

（音声の送受信による通話の方法による手続）

第七十五条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住していると<sup>10</sup>きその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができる。

2 (同上)

（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第七十九条 (同上)

2・4 (同上)

(新設)

代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により報告を行うことができる。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十条 (略)

2 (略)

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、子の返還申立事件の手続の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が家庭裁判所調査官との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、家庭裁判所調査官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができる。

(裁判所技官による診断等)

第八十一条 (略)

2 第七十九条第二項から第五項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第八十条 (同上)

2 (同上)

(新設)

(裁判所技官による診断等)

第八十一条 (同上)

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

(証拠調べ)

第八十六条 子の返還申立事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十七条から第八十九条まで及び第二百七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(証拠調べ)

第八十六条 子の返還申立事件の手續における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第七十九条、第八十二条、第八十五条第三項、第八十七条から第八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項及び第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同法第二百三十一条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の第三項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。



(終局決定の方式及び電子裁判書)

第九十四条 終局決定は、電子裁判書(最高裁判所規則で定めるところにより、子の返還申立事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成してしなければならない。

2 終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 四 (略)

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(更正決定)

第九十五条 (略)

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書を作成してしなければならない。

3 5 (略)

(中間決定)

第九十七条 (略)

2 中間決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁

(終局決定の方式及び裁判書)

第九十四条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 (同上)

(新設)

(更正決定)

第九十五条 (同上)

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 5 (同上)

(中間決定)

第九十七条 (同上)

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

判書を作成してしなければならない。

(子の返還の申立ての取下げ)

第九十九条 (略)

2・3 (略)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

(和解)

第百条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官が、次の各号に掲げる事項についての和解について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、その記録は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

一 三 (略)

4 前項の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者

(子の返還の申立ての取下げ)

第九十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「子の返還申立事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(和解)

第百条 (同上)

2 (同上)

3 次の各号に掲げる事項についての和解を調書に記載したときは、その記載は、当該各号に定める裁判と同一の効力を有する。

一 三 (同上)

(新設)

に送付しなければならない。

5 第三項の規定によりファイルに記録された電子調書については、民事訴訟法第二百六十七条の二の規定を準用する。

(即時抗告の提起の方式等)

第三百三条 (略)

2 5 (略)

6 第七十条第四項及び第五項の規定は抗告状が第二項の規定に違反する場合について、民事訴訟法第三百三十七条の二第一項から第六項までの規定は民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数を納付しない場合について、それぞれ準用する。

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

(家庭裁判所による義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

第二百二十一条 (略)

2 (略)

3 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所(以下この条から第二百二十一条の四までにおいて「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定によ

(新設)

(即時抗告の提起の方式等)

第三百三条 (同上)

2 5 (同上)

6 第七十条第四項及び第五項の規定は、抗告状が第二項の規定に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数を納付しない場合について準用する。

第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

第二百二十一条 (同上)

2 (同上)

3 子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所(次項及び第五項においてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。)は、家庭裁判所調査官に第一項の規定によ

る調査及び勧告をさせることができる。

4 (略)

(削る)

5| (略)

(削る)

(調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第二百十一条の二 関係人(前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の關係人をいう。以下この条から第二百十一条の四までにおいて同じ。)は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録(前条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録中次条第一項に規定する調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第四項において同じ。)の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2| 前項の規定は、調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記

る調査及び勧告をさせることができる。

4 (同上)

5| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の關係人から当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6| (同上)

7| 前各項の規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

(新設)

録中の録音テープ等に関しては、適用しない。この場合において、関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

4| 第六十二条第七項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、同条第八項の規定は調査及び勧告の事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求について、それぞれ準用する。

(調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録の閲覧等)

第二百一十一条の三 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録(第二百一十一条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録中の法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次項及び第三項において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁

(新設)

判所書記官に対し、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が調査及び勧告の事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前三項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるとき

は、これを許可することができる。

- 5| 第六十二条の二第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は第一項から第三項までの規定による請求について、第六十二条第八項の規定は第一項及び第二項の規定による請求について、それぞれ準用する。

（調査及び勧告の事件に関する事項の証明）

- 第二百一十一条の四 関係人は、調査及び勧告をする家庭裁判所の許可を得て、第二百一十一条第一項の規定による調査及び勧告の事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

- 2| 調査及び勧告をする家庭裁判所は、関係人から前項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

（和解によって定められた義務）

（新設）

第二百一十一条の五 第二百一十一条から前条までの規定は、和解によつて定められた義務の履行について準用する。

#### 第五節 出国禁止命令

(出国禁止命令の申立て等)

第二百二十三条 (略)

2・3 (略)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧等)

第二百二十五条 裁判所は、第三百三十三条において準用する第六十二条第三項(第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。)|の規定にかかわらず、出国禁止命令事件について、出国

(新設)

#### 第五節 出国禁止命令

(出国禁止命令の申立て等)

第二百二十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、出国禁止命令の申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十三条第二項に規定する出国禁止命令事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(記録の閲覧等)

第二百二十五条 裁判所は、第三百三十三条において準用する第六十二条第三項の規定にかかわらず、出国禁止命令事件について、出国禁止命令事件の当事者から同条第一項又は第二項の規定に



禁止命令事件の当事者から第三百三十三条において準用する第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十二条の二第一項から第三項までの規定による許可の申立てがあつた場合には、出国禁止命令事件の相手方に対し、出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

（電子調書の作成）

第三十条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件（第三百三十三条において「出国禁止命令取消事件」という。）の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならぬ。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（子の返還の強制執行）

第三百三十四条 （略）

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。）の正本又は記録事項証明書（民事執行法第十八条の二に規定する記録事項証明書をいう。次項及び第四百四十九条第二項において同じ。）に基づいて実施する。

よる許可の申立てがあつた場合には、出国禁止命令事件の相手方に対し、出国禁止命令事件が係属したことを通知し、又は出国禁止命令を告知するまでは、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

（調書の作成）

第三十条 裁判所書記官は、出国禁止命令事件及び前条第一項の規定による申立てに係る事件（第三百三十三条において「出国禁止命令取消事件」という。）の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（子の返還の強制執行）

第三百三十四条 （同上）

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。）の正本に基づいて実施する。

3 民事執行法第十八条の二の規定は、前項の終局決定の記録事項証明書の執行裁判所への提出について準用する。

（執行事件の記録の閲覧等）

第四百四十三条 子の返還の強制執行に係る事件の非電磁的事件記録（民事執行法第十七条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。第四百四十九条第二項において同じ。）の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付の請求、当該事件の電磁的事件記録（民事執行法第十七条の二第一項に規定する電磁的事件記録をいう。第四百四十九条第二項において同じ。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供の請求及び当該事件に関する事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供の請求については、第六十二条から第六十二条の三までの規定を準用する。この場合において、第六十二条第七項中「第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の二第五項」とあるのは、「民事執行法第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第九項及び第三百三十三条の二第五項（同法第三百三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（家事事件手続法の特則）

（新設）

（執行事件の記録の閲覧等）

第四百四十三条 子の返還の強制執行に係る事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

（家事事件手続法の特則）

第四百四十五条 (略)

2 (略)

3 前条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、裁判所書記官が、その合意について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記録部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

4 (略)

(記録の閲覧等の特則)

第四百四十九条 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は、当該住所等表示部分については、家事事件手続法第四十七条第三項(同法第四十七条の二第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、同法第四十七条第三項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号(第六十二条の二第五項において準用する場合を含む。)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書若しくは調停調書の正本又は電子審判書(家事

第四百四十五条 (同上)

2 (同上)

3 前条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかわらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

4 (同上)

(記録の閲覧等の特則)

第四百四十九条 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は、当該住所等表示部分については、家事事件手続法第四十七条第三項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立て

事件手続法第七十六条第一項に規定する電子審判書であつて、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）若しくは調停に係る電子調書（同法第二百六十八条第一項の規定により作成され、ファイルに記録された電子調書をいう。）の記録事項証明書に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合には、当該事件の非電磁的事件記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付の請求、当該事件の電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供の請求及び当該事件に関する事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供の請求については、第六十二条から第六十二条の三までの規定を準用する。この場合において、第六十二条第七項中「第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の二第五項」とあるのは、「民事執行法第二十条において準用する民事訴訟法第九十二条第九項及び第三百三十三条の二第五項（同法第三百三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

に係る事件の記録中に第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合には、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

■ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第三百五十六條關係）

（現行規定は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）による改正後及び民事關係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための關係法律の整備に関する法律による改正後の民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）による改正後の規定）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第六目 補則（第五十三条―第五十五条）</p> <p>（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第二章（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款（同上）</p> <p>第六目 補則（第五十三条―第五十五条の二）</p> <p>（簡易確定手続開始の申立ての取下げ）</p> <p>第十九条（同上）</p> <p>2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。</p>

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十一条 簡易確定手続開始決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記録した電子決定書(第五十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。第四十七条において同じ。)を作成してしなければならない。

一・二 (略)

(情報開示義務)

第三十一条 相手方は、対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときは、この限りでない。

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十一条 簡易確定手続開始決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した決定書を作成してしなければならない。

一・二 (同上)

(情報開示義務)

第三十一条 相手方は、対象消費者等の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。)を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用

- 2 (略)
- 3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面又は電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

(債権届出の取下げ)

第四十三条 (略)

- 2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

(電子届出消費者表の作成等)

第四十四条 裁判所書記官は、届出債権について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子届出消費者表(届出債権の内容、次条第一項の認否の内容及び第四十六条第一項の認否を争う旨の申出の有無を明らかにするとともに、確定した届出債権に関する事項を明らかにするために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

用又は時間を要するときは、この限りでない。

2 (同上)

- 3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(債権届出の取下げ)

第四十三条 (同上)

- 2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(届出消費者表の作成等)

第四十四条 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。

2 前項の電子届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記録しなければならない。

3 裁判所書記官は、第一項の規定により電子届出消費者表を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

4 電子届出消費者表（前項の規定によりファイルに記録されたものに限る。以下同じ。）の記録に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正する処分をすることができる。

5 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録してしなければならない。

6 民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第四項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

（届出債権の認否）  
第四十五条 （略）  
2・3 （略）

2 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

3 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

（新設）

（新設）

（届出債権の認否）  
第四十五条 （同上）  
2・3 （同上）



4 裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、届出債権の認否の内容を電子届出消費者表に記録しなければならない。

5 第三項の規定により確定した届出債権については、電子届出消費者表の記録は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、電子届出消費者表の記録により強制執行をすることができる。

(認否を争う旨の申出)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、認否を争う旨の申出の有無を電子届出消費者表に記録しなければならない。

(簡易確定決定)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 簡易確定決定は、主文及び理由の要旨を記録した電子決定書を作成しなければならない。

4 (略)

4 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。

5 第三項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

(認否を争う旨の申出)

第四十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 裁判所書記官は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならない。

(簡易確定決定)

第四十七条 (同上)

2 (同上)

3 簡易確定決定は、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成しなければならない。

4 (同上)

5 第三項の電子決定書（第五十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項第一号において同じ。）は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

6 前項の規定による送達は、次の各号に掲げる方法のいずれかによつてする。

- 一 電子決定書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子決定書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達
- 二 第五十三条において準用する民事訴訟法第九条の二の規定による送達

（異議の申立て等）

第四十九条（略）

256（略）

7 民事訴訟法第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。

5 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

（新設）

（異議の申立て等）

第四十九条（同上）

256（同上）

7 民事訴訟法第二百六十一条第三項から第六項まで、第二百六十二条第一項、第二百六十三条、第三百五十八条並びに第三百六十条第一項及び第二項の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。この場合において、同法第二百六十一条第四

(認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等)

第五十条 (略)

2 前項の規定により確定した届出債権については、電子届出消費者表の記録は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、電子届出消費者表の記録により強制執行をすることができる。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担)

第五十一条 簡易確定手続の費用(債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料(次条第一項及び第四項において「個別費用」と総称する。))を除く。以下この条において同じ。)は、各自が負担する。

2・3 (略)

4 前項の申立ては、簡易確定手続に係る事件が終了した日から十年以内になければならない。

5 第三項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同条第五項中「前項の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書」とあるのは「その期日の調書の謄本」と読み替えるものとする。

(認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等)

第五十条 (同上)

2 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

(個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担)

第五十一条 簡易確定手続の費用(債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料(次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する。))を除く。以下この条において同じ。)は、各自が負担する。

2・3 (同上)

(新設)

4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6| 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

(個別費用の負担)

第五十二条 (略)

2| 前項の申立ては、簡易確定手続に係る事件が終了した日(第五十六条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した日)から十年以内に行ななければならない。

3| 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4| 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。

(民事訴訟法の準用)

第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章(第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条

5| 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで(第七十一条第二項(同法第七十二条後段において準用する場合を含む。))を除く。)及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

(個別費用の負担)

第五十二条 (同上)

(新設)

2| 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3| 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項、第七十一条第二項(同法第七十二条後段において準用する場合を含む。))及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。

(民事訴訟法の準用)

第五十三条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章(第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条

及び第五十三条を除く。)、第五章(第八十七条、第九十一条  
第一項及び第二項、第九十一条の二第一項、第九十二条第六項  
から第八項まで、第二節、第一百六条並びに第一百八条を除く  
。 ) 及び第七章(第三百三十二条の十二第一項(第二号及び第三  
号に係る部分に限る。 ) 及び第三百三十二条の十三(第二号から  
第四号までに係る部分に限る。 ) を除く。 )、第二編第一章(第  
百三十四条、第三百三十四条の二、第三百三十七条第二項及び第  
三項、第三百三十七条の二第六項から第九項まで、第三百三十八  
条第一項、第三百三十九条、第四百十条並びに第四百三十三條から第  
百四十六条までを除く。 )、第三章(第一百五十六条の二、第百  
五十七條の二、第一百五十八條、第一百五十九條第三項、第百六十  
一條第三項及び第三節を除く。 )、第四章(第七節を除く。 )  
、第五章(第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十一  
条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三條第一項、第二  
百五十四條、第二百五十五條、第二百五十八條第二項から第四  
項まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。 ) 及び  
第六章(第二百六十一条から第二百六十三條まで及び第二百六  
十六條を除く。 )、第三編第三章、第四編並びに第九編(第四  
百三條第一項(第二号及び第四号から第六号までに係る部分に  
限る。 ) を除く。 ) の規定を準用する。

及び第五十三条を除く。 ) 及び第五章(第八十七条、第八十七  
條の二、第九十一条第一項及び第二項、第九十一条の二、第九  
十二条第六項から第十項まで、第二節、第九十四条、第一百八  
二項、第四節第三款、第一百一十一條、第一百六条並びに第一百八  
条を除く。 )、第二編第一章(第三百三十四條、第三百三十四條の  
二、第三百三十七條第二項及び第三項、第三百三十七條の二第六項  
から第九項まで、第三百三十八條第一項、第三百三十九條、第四百  
十条並びに第四百三十三條から第四百四十六條までを除く。 )、第  
三章(第一百五十一條第三項、第一百五十六條の二、第一百五十七條  
の二、第一百五十八條、第一百五十九條第三項、第一百六十條第二項  
、第一百六十一條第三項及び第三節を除く。 )、第四章(第一百八  
十五條第三項、第二百五條第二項、第二百五十五條第二項、第二  
百二十七條第二項、第二百三十二條の二並びに第七節を除く。  
 )、第五章(第二百四十五條、第二百四十九條から第二百五十  
一條まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三條から第二百  
五十五條まで、第二百五十八條第二項から第四項まで並びに第  
二百五十九條第一項及び第二項を除く。 ) 及び第六章(第二百  
六十一条から第二百六十三條まで、第二百六十六條及び第二百  
六十七條第二項を除く。 )、第三編第三章、第四編並びに第九  
編(第四百三條第一項第二号及び第四号から第六号までを除く  
。 ) の規定を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げ  
る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

(簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧)

第五十四条 簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(簡易確定手続に係る事件の記録中次項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。)の閲覧を請求することができる。

2| 簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(簡易確定手続に係る事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。)に記録された事項の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

(削る)

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧)

第五十四条 簡易確定手続の当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧を請求することができる。

(新設)

(期日の呼出し)

第五十四条の二 簡易確定手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出し

(送達の特例)

第五十五条 第五十三条において準用する民事訴訟法第四百四条第一項前段の規定による届出がない場合には、書類の送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

を受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない<sup>9</sup>

(送達の特例)

第五十五条 第五十三条において準用する民事訴訟法第四百四条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一・二 (同上)

2| 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第五十五条の二 簡易確定手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、

受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができ。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するフ



(特定認定の失効)

第八十条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を通知しなければならない。

(特定認定の取消し等)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であつ

イルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(特定認定の失効)

第八十条 (同上)

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。

(特定認定の取消し等)

第九十二条 (同上)

2・3 (同上)

4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であつ

た法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を通知しなければならない。

(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

第九十三条 (略)

2~6 (略)

7 前項前段の場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、内閣総理大臣は、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その指定をした旨を通知しなければならない。

8・9 (略)

(削る)

た法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を書面により通知しなければならない。

(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

第九十三条 (同上)

2~6 (同上)

7 前項前段の場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、内閣総理大臣は、その被害回復裁判手続が係属している裁判所に対しても、その指定をした旨を書面により通知しなければならない。

8・9 (同上)

別表(第五十三条関係)

第九十一条の三	交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所	交付する
---------	--------------------------------------	------

<p>第百十二條第一</p>	<p>第百十二條第一 項本文</p>	
<p>前條の規定による措</p>	<p>前條の規定による措 置を開始した</p>	<p>規則で定める方法に より当該事項を証明 したものを最高裁判 所規則で定める電子 情報処理組織を使用 してその者の使用に 係る電子計算機に備 えられたファイルに 記録する方法その他 の最高裁判所規則で 定める方法により提 供する</p>
<p>当該掲示を始め</p>	<p>裁判所書記官が 送達すべき書類 を保管し、いつ でも送達を受け るべき者に交付 すべき旨の裁判 所の掲示場への 掲示を始めた</p>	

項ただし書	第百十三条		第百二十八条第二項	第百五十一条第
置を開始した	書類又は電磁的記録	記載又は記録	第百十一条の規定による措置を開始した	方法又は最高裁判所は電子調書
た	書類	記載	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	方法 簡易確定決定の決定書

<p>二項及び第二百三十一条の二第二項</p>	<p>規則で定める電子情報処理組織を使用する方法</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条第一項</p>	<p>最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>

第百六十条の二 第一項	当該電子調書 前条第二項の規定に よりファイルに記録 された電子調書の内 容	調書 調書の記載
第百六十条の二 第二項	その旨をファイルに 記録して	調書を作成して
第二百五条第三 項	事項又は前項の規定 によりファイルに記 録された事項若しく は同項の記録媒体に 記録された事項	事項
第二百五条第 四項	事項又は第二項の規 定によりファイルに 記録された事項若し くは同項の記録媒体 に記録された事項	事項
第二百十八条第 一項	規定を準用する	規定（第二十 五条第二項を除 く。）を準用す る。この場合に

	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>	<p>第二百五十二条 第一項</p>	<p>第二百六十七条 第一項</p>
	<p>若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する</p>	<p>記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）</p>	<p>について電子調書を作成し、これをファイルに記録した</p>
<p>において、同条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは、「事項」と読み替えるものとする</p>	<p>又は送付する</p>	<p>記載した裁判書</p>	<p>を調書に記載した</p>

<p>第二百六十七條 の二第一項</p>	<p>規定によりファイル に記録された電子調 書</p>	<p>その記録</p>
<p>調書</p>	<p>その記載</p>	



民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）  
（第三百七十三条関係）

改正案	現行
<p>第四条 民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号中「<u>第九条第三項又は第五項</u>」を「<u>第九条第二項</u>」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>（人事訴訟法の一部改正）</p> <p>第五条 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十九条第二項を次のように改める。</p> <p>2 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八十五条第三項、第二</p>	<p>第四条 民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一号中「<u>第九条第三項又は第五項</u>」を「<u>第九条第二項</u>」に改め、同条第十二号中「<u>正本</u>」の下に「<u>若しくは記録事項証明書</u>」を加える。</p> <p>（同上）</p> <p>（人事訴訟法の一部改正）</p> <p>第五条 人事訴訟法（平成十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（同上）</p> <p>第二十九条第二項を次のように改める。</p> <p>2 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八十五条第三項、第八</p>

五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二、第二百五十三條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

(略)

第九條 民事執行法の一部を次のように改正する。

(略)

第二十條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第二十條 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一條、第一編第七章、第一百三十三條の二第五項及び第六項、第一百三十三條の三第二項、第一百五十一條第三項、第一百六十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十七條第三項及び第四項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二、第二百五十三條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

(同上)

第九條 民事執行法の一部を次のように改正する。

(同上)

第二十條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第二十條 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手續に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一條第二項、第八十七條の二、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一條、第一編第七章、第一百三十三條の二第五項及び第六項、第一百三十三條の三第二項、第一百五十一條第三項、第一百六十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一章中第二十一条の次に次の一条を加える。

(家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例)

第二十一条の二 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに關する手続（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。）については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二、第二百五十三條第二項、第二百六十七條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2・3 (略)

(削る)

第一章中第二十一条の次に次の一条を加える。

(家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例)

第二十一条の二 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに關する手続（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。）については、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第六十一条第三項第三号、第八十五条第三項、第一百五條第二項、第二百二十七條第二項、第二百三十二條の二、第二百五十三條第二項、第二百六十七條第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2・3 (同上)

第二十五条中「債務名義の正本」の下に「(債務名義に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以

下この条において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、記録事項証明書（ファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。以下同じ。）。「を加える」を証明したものを用いる。以下同じ。）。「を加える」を同条ただし書中「強制執行は、その」の下に「債務名義の」を加える。

（同上）

第二十九条中「債務名義又は」を「債務名義若しくは」に、「又は謄本」を「若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録」に改める。

（同上）

第八十一条第一項第一号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

第八十三条第一項第一号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第二号中「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加え、同項第五号及び第六号中「謄本」の下に「又は記録事項証明書」を加える。

（同上）

附則

（略）

（削る）

（略）

（削る）

（削る）

（略）

附則

第二十九条から第三十二条まで  
削除

(民法の一部改正)

第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三百八十四条第四号中「謄本」の下に「若しくは記録事項証明書」を加える。

(担保付社債信託法の一部改正)

第三十条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「正本」の下に「(債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものである場合)あつては、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十五条に規定する記録事項証明書」を加える。

(鉄道抵当法の一部改正)

第三十一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「正本」の下に「(債務名義に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ)が裁判所ノ使用ニ係

ル電子計算機（入出力装置ヲ含ム）ニ備フルファイルニ記録セラレタルモノナル場合ニ在リテハ民事執行法第二十五条ニ規定スル記録事項証明書」を加え、「添付スベシ」を「添付スベシ」に改め、同項ただし書中「添付スル」を「添付スル」に改める。

（公証人法の一部改正）

第三十二条 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条ノ二第三項中「第九十九条第二項、第一百一条乃至」を「第九十九条、第一百条第一項、第一百一条第二項、第一百二条ノ二、」に、「第百六条、」を「第百六条並」に改め、「並第百九条」を削る。

（裁判所法の一部改正）

第三十五条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「裁判書」の下に「又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）若しくは電子決定書（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によ

（裁判所法の一部改正）

第三十五条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

（削る）

(略)

第五十条 企業担保法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百二十五条第二項、第百二十七条第二項並びに第百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

つては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十条において同じ。）をいう。）を加える。

(同上)

第五十条 企業担保法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項を次のように改める。

特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第百二十五条第二項、第百二十五条第二項、第百二十七条第二項並びに第百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第六十六条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第十一条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関する規定は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第一百六十五条第二項、第二百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第七十一条 民事保全法の一部を次のように改正する。

(略)

第六十六条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を次のように改正する。

(同上)

第十一条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十一条 特別の定めがある場合を除いて、責任制限手続に関する規定は、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第一百六十五条第二項、第二百八十五条第三項、第二百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第七十一条 民事保全法の一部を次のように改正する。

(同上)



第七条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十二条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに第二百六十七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第七十九条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第十二条中「第八十七条の二」を「第七十一条第二項、第九

第七条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第七条 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに第二百六十七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第七十九条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

(同上)

第十二条中「第八十七条の二」を「第七十一条第二項、第八

十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第一百六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五五條第二項、第二百五五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第八十四條 民事再生法の一部を次のように改正する。

(略)

第十八條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十八條 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、

第一百七條の二、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第一百八十七條第三項及び第四項、第二百五五條第二項、第二百五五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二」に改め、同條に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第八十四條 民事再生法の一部を次のように改正する。

(同上)

第十八條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十八條 特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一條第二項、第八十七條の二、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三

第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第八十九條 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第十五條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十五條 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第六十條第

款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第八十九條 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部を次のように改正する。

(同上)

第十五條を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十五條 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一條第二項、第八十七條の二、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百五十一條第三

二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五  
条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二  
の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上  
欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第九十四条 会社更生法の一部を次のように改正する。

(略)

第十三条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては  
、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百  
九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項  
、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二  
条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第  
四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三條の二  
第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百十一條  
第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五  
條第二項、第二百五十五條第二項、第二百二十七條第二項並び  
に第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場

項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第八十七條  
第三項及び第四項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項  
、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を  
除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げ  
る同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第九十四条 会社更生法の一部を次のように改正する。

(同上)

第十三条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては  
、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百  
九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項  
、第八十七條の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び  
第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項  
、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、  
第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第  
二項、第五百十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條  
第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五條第二項  
、第二百五十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二

合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第九十七条 仲裁法の一部を次のように改正する。

(略)

第十条を次のように改める。

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第九十七条 仲裁法の一部を次のように改正する。

(同上)

第十条を次のように改める。

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)

第十条 特別の定めがある場合を除き、この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第六十条第二項、第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第九十九条 労働審判法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

- 2 証拠調べについては、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二編第四章（第七十九条、第八十二条、第八十五条第一項後段、第二項及び第三項、第八十八条、第八十九条、第九十二条から第九十五条まで（これらの規定を同法第二百一条第五項、第二十条及び第二十六条において準用する場合を含む。）、第二百二条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五条、第二十七條第二項、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項、第二百三十二条の二並びに第二百三十九条を除く。）の規定を準用する

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

第九十九条 労働審判法の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

- 2 証拠調べについては、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二編第四章（第七十九条、第八十二条、第八十五条第一項後段、第二項及び第三項、第八十七条第三項及び第四項、第八十八条、第八十九条、第九十二条から第九十五条まで（これらの規定を同法第二百一条第五項、第二十条及び第二十六条において準用する場合を含む。）、第二百二条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百五条第二項、第二百六条（同法第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百七条第二項、第二百八条、第二百九条、第二百十五条第二項、第二百二十四条（同法第二百二十九条第二項、第二百三十一条の三第一項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二百五条、第二十七條第二項、第二百二十九条第四項から第六項まで、第二百三十条、第二百三十二条第二項及び第三項、第二百三十二条の二並びに第二百三十二

。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

(略)

第四百四条 破産法の一部を次のように改正する。

(略)

第十三条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十

九条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十一条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

(同上)

第四百四条 破産法の一部を次のように改正する。

(同上)

第十三条を次のように改める。

(民事訴訟法の準用)

第十三条 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第八十七条の二、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第

、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第一百八條 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

第五十三條中「第五十三條を除く。）、第五章」を「第五十三條を除く。）及び第五章」に改め、「第八十七條」の下に「、第八十七條の二」を加え、「第九十二條第六項から第八項まで、第二節」を「第九十一條の二、第九十二條第六項から第十項まで、第二節、第九十四條、第一百條第二項、第四節第三款、第一百一十一條」に改め、「及び第七章」を削り、「及び第三項」の下に「、第三百三十七條の二第六項から第九項まで」を、( )

三款、第一百一十一條、第一編第七章、第三百三十三條の二第五項及び第六項、第三百三十三條の三第二項、第五百十一條第三項、第六十條第二項、第八十五條第三項、第八十七條第三項及び第四項、第二百五條第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

(消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第一百八條 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(同上)

第五十三條中「第五十三條を除く。）、第五章」を「第五十三條を除く。）及び第五章」に改め、「第八十七條」の下に「、第八十七條の二」を加え、「第九十二條第六項から第八項まで、第二節」を「第九十一條の二、第九十二條第六項から第十項まで、第二節、第九十四條、第一百條第二項、第四節第三款、第一百一十一條」に改め、「及び第七章」を削り、「及び第三項」の下に「、第三百三十七條の二第六項から第九項まで」を、( )



、第三章（ ）の下に「第一百五十一条第三項、」を、「第一百五十九条第三項」の下に「第一百六十条第二項」を、「第四章（ ）」の下に「第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに」を加え、「第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条」を「第二百五十一条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三条から第二百五十五条まで」に、「及び第二百六十六条」を「第二百六十六条及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

、第三章（ ）の下に「第一百五十一条第三項、」を、「第一百五十九条第三項」の下に「第一百六十条第二項」を、「第四章（ ）」の下に「第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二並びに」を加え、「第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条」を「第二百五十一条まで、第二百五十二条第二項、第二百五十三条から第二百五十五条まで」に、「及び第二百六十六条」を「第二百六十六条及び第二百六十七条第二項」に、「第八編」を「第九編」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(同上)

改正案

現行

（国際和解合意の執行決定）

第五条（略）

（国際和解合意の執行決定）

第五条（同上）

2（略）

2（同上）

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出をもつて、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に係る記録媒体の提出をもつて、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 申立人は、前二項の規定により書面又は電磁的記録を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、前二項の規定により提出すべき書面又は電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文又は翻訳の内容を記録した電磁的記録を提出することを要しないものとすることができる。

4 申立人は、前二項の規定により書面又は記録媒体を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該記録媒体に係る電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

5  
14 (略)

(非電磁的事件記録の閲覧等)

第七条 執行決定の手續について利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。)の閲覧又は謄写を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。

3| 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

4| 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

第八条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入

5  
14 (同上)

(事件の記録の閲覧等)

第七条 執行決定の手續について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写

二 事件の記録中の電子的方式、磁气的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付

四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

第八条 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3| 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられ

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない

たファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による請求について準用する。

(事件に関する事項の証明)

第九条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(削る)

(公示送達の方法)

第九条 執行決定の手續における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十条 執行決定の手續における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他

の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができらる。

2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判

所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第十一條 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第十二條 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項

(削る)

(民事訴訟法の準用)

第十條 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の

十一第一項第二号中「第二条」とあるのは、「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十一条 (略)

(削る)

(最高裁判所規則)

第十三条 (同上)

別表 (第十二条関係)

<p>第百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
-------------------	------------------------	--



<p>第百十二条第一 項ただし書</p>	<p>第百十三条</p>	<p>第百三十三条の 三第一項</p>
<p>前条の規定によ る措置を開始し た</p>	<p>書類又は電磁的 記録 記載又は記録 第百十一条の規 定による措置を 開始した</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電</p>
<p>当該揭示を始めた</p>	<p>書類 記載 裁判所書記官が送達 すべき書類を保管し いつでも送達を受 けるべき者に交付す べき旨の裁判所の掲 示場への揭示を始め た</p>	<p>記載された書面 当該書面 その他これに類する書 面</p>

<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>	<p>磁的記録 方法又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する 方法</p>	<p>方法</p>
<p>第百六十条第一 項</p>	<p>最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）</p>	<p>調書</p>

<p>第百六十条第三項</p>	<p>前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に</p>	<p>調書の記載について</p>
<p>第百六十条第四項</p>	<p>第二項の規定によりファイルに記録された電子調書</p>	<p>調書</p>
<p>第百六十条の二第一項</p>	<p>当該電子調書</p>	<p>当該調書</p>
<p>第百六十条の二第二項</p>	<p>前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容その旨をファイルに記録して</p>	<p>調書を作成して</p>
<p>第二百五条第三項</p>	<p>事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事</p>	<p>事項</p>

